国道四三一号線バイパス建設予定地内
埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ

本庄川流域条里遺跡

平成九年三月三〇日
島根県教育委員会

国道四三一号線バイパス建設予定地内
埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ

本庄川流域条里遺跡

平成九年三月三〇日
島根県教育委員会

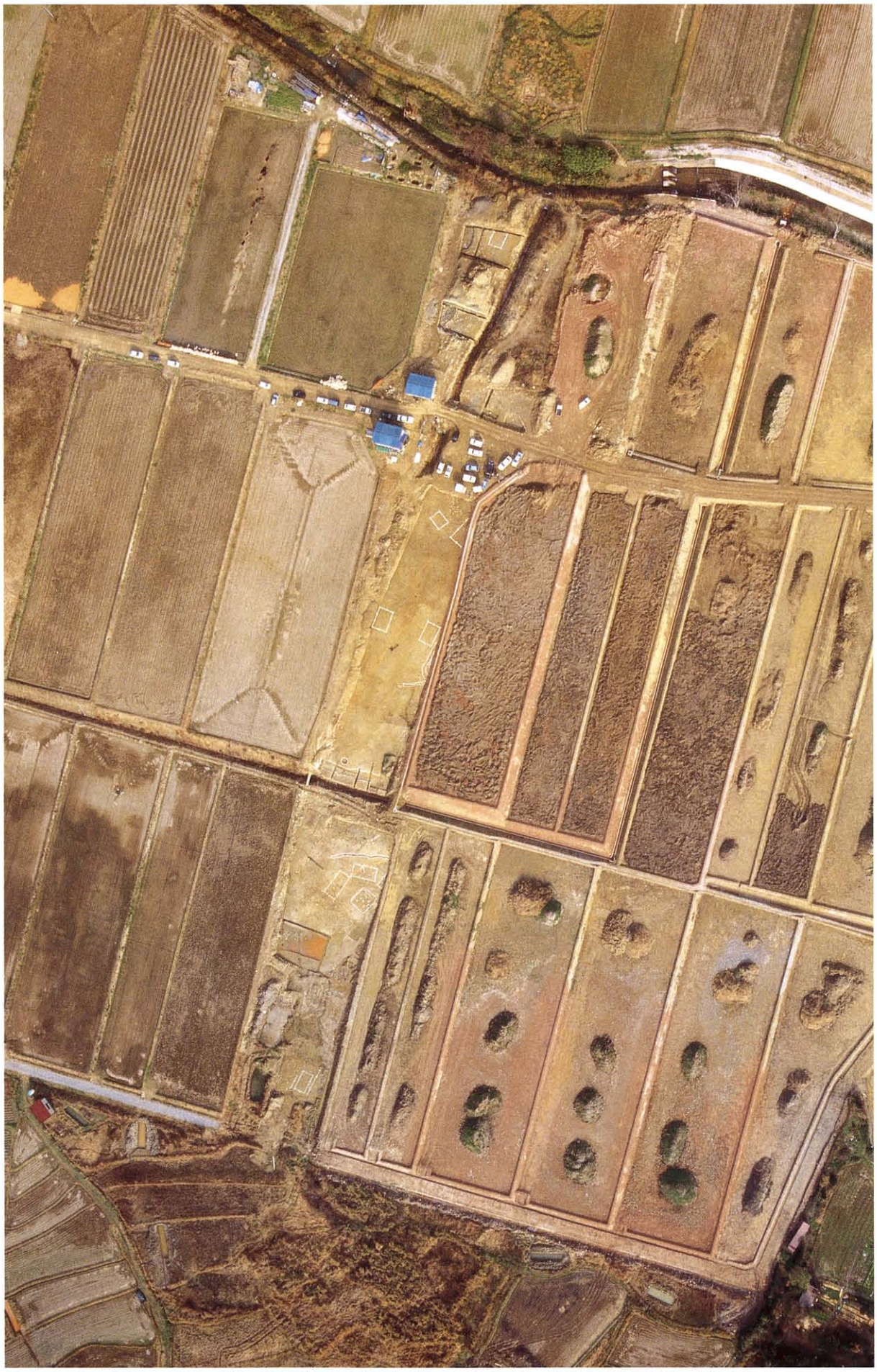

調査区 全　景

Ⅲ区 全 景

Ⅲ1区 全　景

Ⅲ2区 全　景

Ⅲ3区 全　景

Ⅳ区 全 景

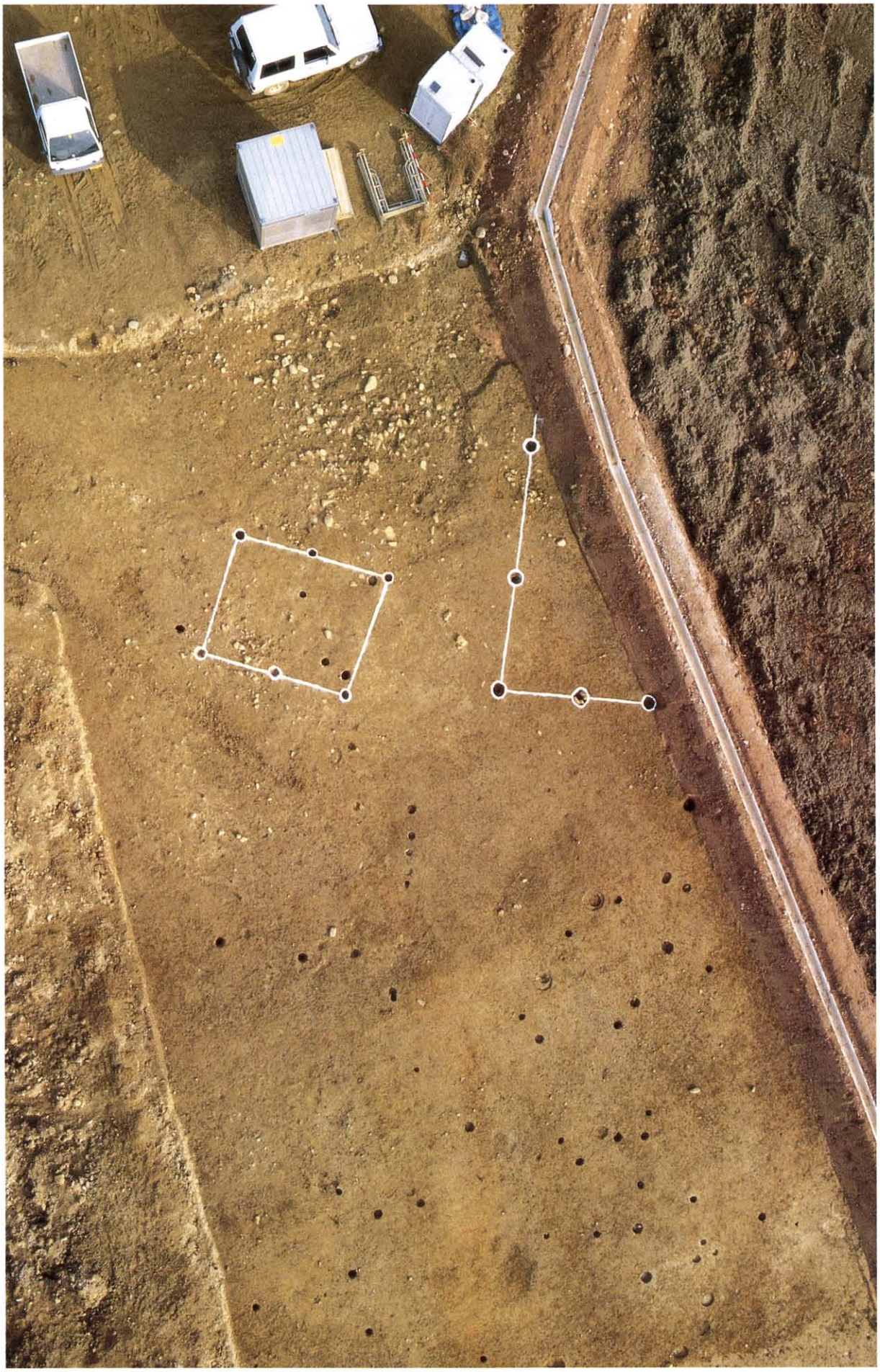

Ⅳ区 SB06・10

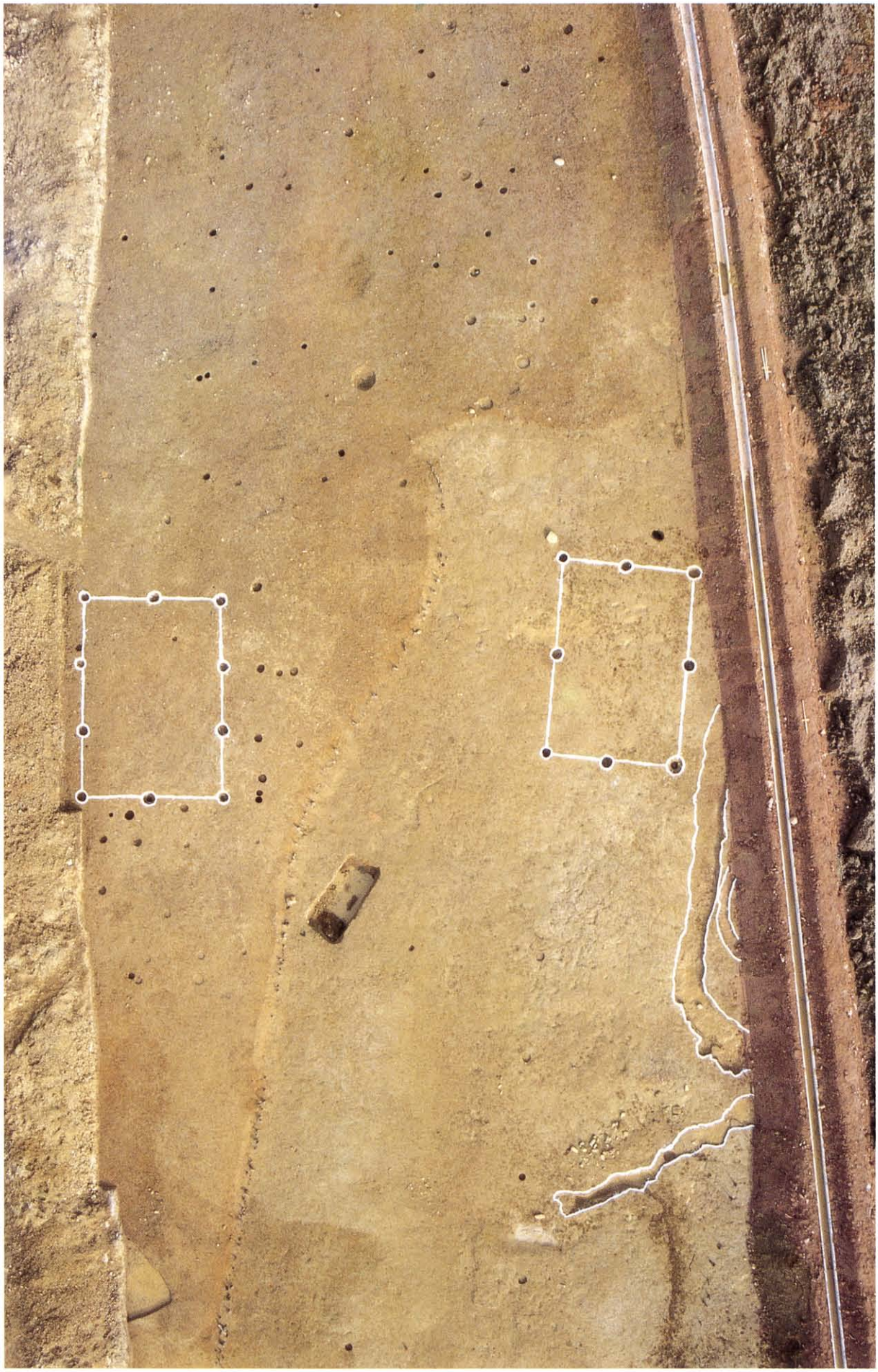

Ⅳ区 SB01・SB09・SD01・02・03

SX05 全　景

V区 全 景

V区 SD04・SI01・SB03・04・05・07

現国道431号線南の条里地割

はじめに

島根県では国道四三一号線の交通量の増大に伴い、松江市西川津町から本庄町の間にバイパスの建設を計画しました。これを受けて昭和四八年には島根県教育委員会によって建設予定地内の遺跡分布調査が実施されました。この分布調査からすでに二二年が経過し、この間いくつかの遺跡については発掘調査が完了し、報告書を刊行してまいりました。

今年度は、松江市上本庄町にある本庄川条里遺跡の発掘調査を行いました。

その結果、古代集落跡が発見され、古代条里の遺構が連綿として、現代まで続いていたことがあきらかにされ、この地域の歴史を知るうえに貴重な資料を与えてくれました。

この報告書が多少なりとも埋蔵文化財に対する理解に役立てば幸いと思います。

発掘調査にあたりましては、調査指導の先生方をはじめ、各方面からの多くのご支援、ご協力をいただきました。衷心よりお礼を申し上げます。

平成九年三月

島根県教育委員会教育長　清原茂治

例　言

一、本書は島根県教育委員会が平成八年度に土木部道路建設課から委託を受けて実施した本庄川流域条里遺跡の発掘調査報告書である。

二、事務局は島根県教育庁文化財課におき、発掘調査は島根県埋蔵文化財調査センターが行った。

三、発掘調査の指導は、岩本次郎（甲子園短期大学）、下条信行（愛媛大学）、谷重豊季、土井基司（府中市教育委員会）の諸先生から承った。（順不同・敬称略）

四、発掘調査の実施にあたっては次の方々や関係機関のご協力と参加があった。（順不同・敬称略）

冨成哲也、森田克行（高槻市立埋蔵文化財調査センター）、山中章、國下多美樹、渡辺　博（向日市埋蔵文化財調査センター）、小田桐淳（長岡市埋蔵文化財調査センター）米川仁一（奈良県立橿原考古学研究所）、清水真一（桜井市立埋蔵文化財調査センター）、関口広次（青山学院大学）、大橋康二（佐賀県立九州陶磁文化館）、徳岡隆夫（島根大学総合理学部）、中村唯史（島根大学総合理学部）、館野和己、山中敏史（奈良国立文化財研究所）

本庄公民館運営協議会、松江市教育委員会、松尾芳美、松本幸雄、井上金一、田村　清、安部　茂、松本長子、長谷川敦子、三成直子、福島幸代、福島秀香、野津林子、福田　巌、越野幹司、松本昭雄、隈本宗聡、内田明子、松本慎吾、野津　薫、米田喜美江、福田定男、木村カヨ子、大谷幸子、松本美佐子、井口　清、井口トミ子、石田　学、小村暁史、三好將之、岸本英二、田川博之、前島春枝、坂根　栄、山本洋一、長岡裕子、木村　喬、近藤静代、吉儀　傳、大筒　肇、永島雄三、田部　茂、田部千恵子、永島八重子、佐藤光男、岩田和郷、小瀬福夫、横田正武、藤田英史、光本高宏、藤本将人、中井美智子、永岡令子、為房明子、竹内絵里子、大山祐一郎、牛尾光利、神田修司、山内秀明、江角正久、本多正貴、角　亮太、懸田スエ子、内田恵美子、渡部浩好、岡崎雄二郎、瀬古諒子、江川幸子、勝部陽子、内田てるこ、吉田真由美、奥本久仁子、日高　淳、津森豊年　片岡善貞　金津まり子、関　和彦、瀧音能之、平野卓治、藤原　堅、門脇良一

五、発掘調査の調査員として、島根県埋蔵文化財調査センター職員の内田律雄（調査第三係長）、松近正巳（調査補助員）、中濃　郁（調査補助員）があたった。

六、本書の編集・執筆は右記調査員や調査指導者の指導と助言を得ながら内田律雄が行った。

目　次

第一章、調査に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一
第二章、周辺の主要遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・二
第三章、調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・五
一、調査の概要
二、Ⅲ区
三、Ⅳ区
四、Ⅴ区
五、小結
第四章、松江市上本庄町、新庄町の城と石塔（今岡　稔）・・・・・・四五
第五章、本庄川流域平野部の条里プランについて（岩本次郎）・・・・五一
第六章、松江市本庄町本庄川流域条里遺跡の立地と環境（中村唯史）
（徳岡隆夫）・五七
第七章、まとめにかえて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・六九
写　真　図　版

第一章　調査に至る経緯

大社町から美保関町を結ぶ国道４３１号線は、昭和四〇年代後半から交通量が増大しはじめ、現在では県内有数の渋滞路線となっている。島根県ではこの対策の一環として、松江市西川津町―本庄町間のバイパス計画を立案した。

バイパスの路線決定に先立ち、島根県教育委員会では松江土木建築事務所から依頼を受けて分布調査を行い二六カ所の遺跡を確認した。これをもとに島根県土木部道路課、松江土木建築事務所と島根県教育委員会は協議を行い、遺跡をできるだけ保存する方向で道路建設予定地が選定された。

発掘調査は島根県教育委員会によって昭和五一年から断続的に行われており、今年度は五次目の発掘調査にあたる。今年度の調査は松江市上本庄町字大坪を中心とする本庄川流域条里遺跡の発掘調査を行った。

これまでに行われた発掘調査は以下に示すと、次のようである。

昭和五一年度　橋本遺跡　柴遺跡　中頭遺跡[1]
昭和五六年度　柴遺跡[2]
昭和六二年度　祖子分長池古墳　祖子胡麻畑遺跡[3]
平成四年度　八色谷古墳群[4]
平成八年度　本庄川流域条里遺跡

注

1. 『主要地方道松江－境港バイパス関係埋蔵文化財調査報告』Ⅰ　島根県文化愛護協会　一九七六
2. 『主要地方松江－境港線バイパス関係埋蔵文化財調査報告』Ⅱ　島根県教育委員会　一九八二
3. 内田律雄『祖子分長池古墳』島根県教育委員会　一九八八
4. 柳浦俊一「八色谷古墳群」『国道四三一号線バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書』Ⅳ　島根県教育委員会　一九九三

第二章　周辺の主要遺跡

松江市上本庄町から新庄町にかけてある本庄平野は、東西三・〇キロメートル、南北四・〇キロメートルの拡がりをもつ扇状地形を呈している。その中央を枕木山に源を持つ本庄川が貫流して中海に注いでいる。この本庄川流域には一町四方の整然とした土地の区画がみられる。この土地区画は、広いところで幅二メートルの農作業用の道路となっており、古代条里遺構を継承するものと考えられている。

土器の出現する縄文時代以前の遺跡ははっきりしないが、本庄川の南を中海に注ぐ南川の改修工事の折に旧石器時代の可能性のある石器が発見されている。また、縄文時代直前の石器が上宇部尾町から採集されている。前者は長さ三・七センチで、ルヴァロア型尖頭器で後期旧石器時代の前半、もしくはさらに古くさかのぼる可能性が指摘されている。後者は片岡善貞氏によって採集された安山岩製の有舌尖頭器の一部で、現存する長さ五・一センチ、重さ十五グラムを量る（第1図1）。同様な資料は松江市西川津遺跡に類例がある。縄文時代の遺跡は本庄川流域では極端に少ない。松崎遺跡では縄文時代後期ごろのものであろうか、古墳の盛土下から「形態は分銅形」とする長さ十二・一センチの打製石器が出土しているのみである。弥生時代も前・中期までの遺跡はみられない。しかし、手角町寺の脇（第3図38）や夫手遺跡（同33）では縄文時代後期のドングリの貯蔵穴が発見されている。さらに周辺に目をやると縄文時代の洞窟遺跡である美保関町サルガ鼻遺跡（中期～晩期）や松江市西川津町の低湿地にある西川津遺跡（縄文早期～弥生中期）が知られている。

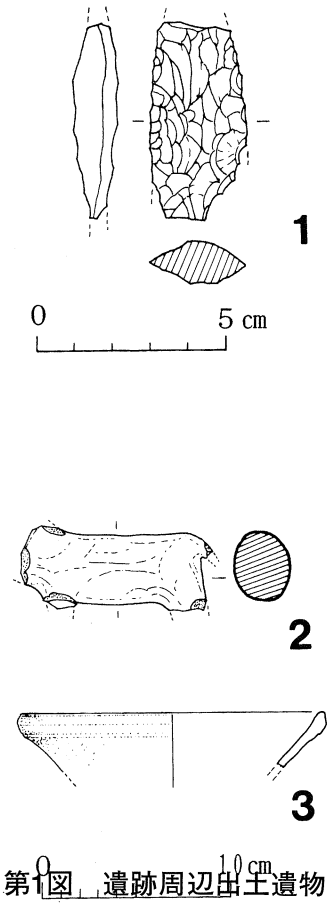

第1図　遺跡周辺出土遺物

本庄川流域で遺跡や遺物が顕著にあらわれるのは、石器や骨角器、あるいは一部の木器が鉄製にかわる弥生時代後期になってからである。的場遺跡（第3図11）では弥生時代後期から古墳時代前期の集落跡が松江市教育委員会によって調査されている。このころの遺跡で注目されるのは八日山一号墳（同7）である。一辺約一〇・〇メートル、高さ一・〇メートルの小規模な方墳で、岐阜県各務原市一輪山古墳の三角縁二神二獣鏡と同笵鏡が出土している。古墳時代中期になるとさらに遺跡は増加する。前述の的場遺跡では旧河道から多量の須恵器や土師器が出土している。さらに耕作によって墳丘が失われた方墳二基も検出されている。同じころの古墳はこの本庄扇状地を取り巻く低丘陵上に造られるようになる。客山古墳群はそうした古墳群の発掘

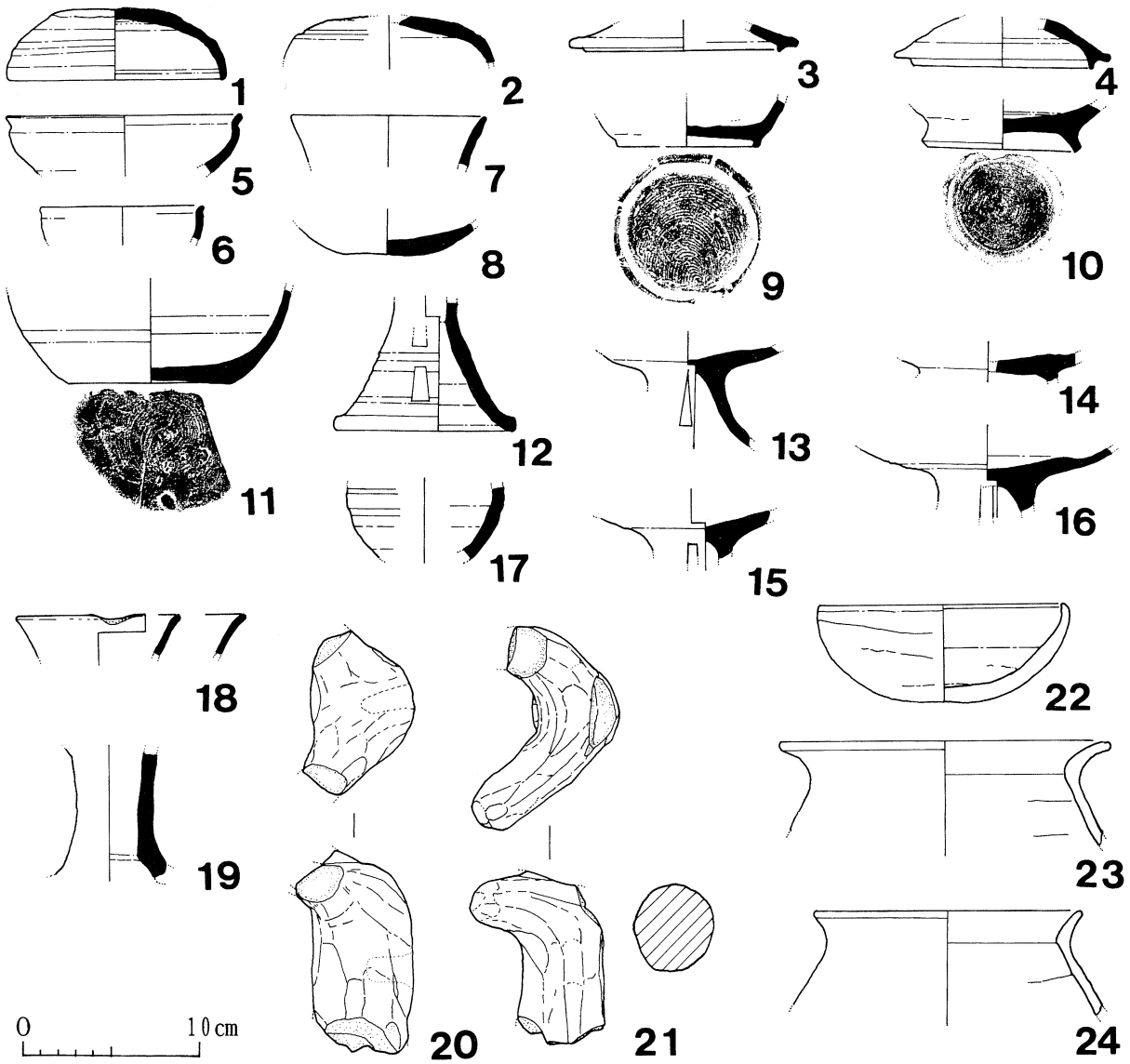

第2図　京殿遺跡出土遺物

調査された例で、一号墳からは木棺直葬の主体部から、小型の仿製九乳文鏡、刀子、管玉（九個）、ガラス小玉（六個）、櫛（二）、土師器壷片が出土している。古墳時代後期には本庄川の上流部に横穴式石室を主体部とした群集墳が築かれる。川部～山崎の丘陵上の中西古墳群（第3図14）は十基以上からなる後期群集古墳である。この中には石室に板状の石を使用したものや円筒埴輪を持つものが含まれる。これに対し横穴群は本庄川の下流域に集中している（第3図23・24）。

古墳時代から律令期の遺跡として上本庄の京田遺跡がある（第3図5、第2図）。発掘調査による資料の中には土製馬や硯があり、西隣する福原町で調査された島根郡家推定地である芝原遺跡（第3図2）との関係が注目されるところである。また、土製馬は本調査区においても事前に採集されている（第1図2）。中・近世の遺跡は前述の的場遺跡で掘立柱建物跡群が調査されている他、輸入陶磁器が採集されることがある（第1図3）。

参考文献

内田律雄「奈良・平安時代の本庄」『ふるさと本庄』一九九五

第3図　本庄川流域条里遺跡と周辺の遺跡

1. 本庄川流域条里遺跡、2. 芝原遺跡、3. 新川、4. 松崎、5. 京田、6. 平林古窯、7. 八日山古墳群、8. 松音寺古墳、9. 荒船古墳群、10. 平田古墳群、11. 的場古墳群、12. 鈩古墳群、13. 丘ヶ谷古墳群、14. 中西古墳群、15. 鎌ヤガ尾根古墳、16. 深廻古墳、17. 尊場古墳、18. 宮山古墳、19. 塚根古墳、20. 天神山古墳、21. 大塚古墳、22. 宮山古墳群、23. 宮島谷古墳群、24. 梅廻古墳群、25. 大谷古墳群、26. 鍛冶床古墳群、27. 神田古墳群、28. ガンダ横穴群、29. 藤田南古墳群、30. 藤田古墳群、31. 渕切古墳群、32. 淵古墳、33. 夫手、34. 柳瀬、35. 堀越古墳群、36. 御供田古墳、37. 弁慶森古墳、38. 寺ノ脇、39. 川上社、40. 久良見社、41. 長海社、42. 多気社、43. 女岳、44. 布目枳美嵩山・社・烽

第三章　調査の概要

一、調査の概要

発掘調査はバイパス建設予定地内を、本庄川流域に残る古代条里地割の一町区画の南北方向線（ＳＸ）によってⅠ～Ⅸ区に区分けし、本年度（平成八年度）はこのうちⅢ区の一部とⅣ・Ⅴ区を行った（第４図）。検出した遺構は、古墳時代から近世までの間の、竪穴建物跡（ＳＩ）一棟、掘立柱建物跡（ＳＢ）一〇棟、溝状遺構（ＳＤ）六、池状遺構一、土坑（ＳＫ）二、条里地割遺構（ＳＸ）である。発掘調査以前は水田と畑として利用されており、耕作土直下に各遺構が検出された。建物遺構や溝状遺構は遺構検出面からの深さは二〇～三〇センチのものが多く、かなりの部分が耕作によって削平されたことが知られた。各遺構は礫で形成された扇状地形上にあって、その中で比較的安定した黄褐色土層の部分に集中してみられた。

縄文・弥生時代の遺構は検出できなかったが、耕作土や遺構に伴わない遺物の中には小量であるが、黒曜石の小破片や石鏃、弥生時代の土器がある。これらは古墳時代から今日までの開発によって遺構が削平されたものと判断された。

検出した遺構は、古墳時代中期、奈良時代、中・近世の三時期がある。Ⅲ区のＳＤ０５やＳＤ０６の旧河道と考えられる溝状遺構は、古墳時代前期から後期に至る土器が多量に出土したが、中心となる時期は古式の須恵器を伴う中期である。これらの溝状遺構からは実用品ではない小型の土器が含まれているので、集落内で使用されたものの廃棄場所のみならず祭祀の場所でもあったと考えられる。

これに関係する遺構は、Ⅳ・Ⅴ区に検出された。それらはⅣ区東側で検出された、ＳＢ０６・ＳＢ10の一群、Ⅳ区中ほどのＳＢ０１・ＳＤ０１～ＳＤ０３の一群、Ⅴ区のＳＢ０３～ＳＢ０５・ＳＢ０７・ＳＤ０４・ＳＫ０２・ＳＩ０１の一群である。建物跡付近の幅の狭い溝状遺構（ＳＤ０１～ＳＤ０４）は人工の溝と考えられ、建物に付随した、例えば排水施設のような機能を持っていたと思われる。調査した範囲内では、竪穴建物と掘立柱建物が併存しているが、後者の占める割合が多くなる時期であろう。このように、調査区の範囲内では建物群の小単位が三群認められる。こうした小単位がいくつか集まって一つの村が形成されていたことを推定させる。また、Ⅴ区の建物群とＳＢ０２との間は旧地形が低くなっておりここからも多量の土器が出土した。旧河道とも思われたが性格を明確に把握することができなかった。

奈良時代と考えた遺構は、Ⅲ区の池状遺構、Ⅳ区のＳＢ０９、Ⅴ区のＳＢ０２である。これらの遺構の方向は条里のそれと同じくする。Ⅲ区からは調査前に須恵質の土馬も採集されている。池状遺構としたものは、奈良時代に人工的に造られた素掘りの池で、土層や出土遺物から中世に埋まったと考えられる。条里との関係が注目されるところである。

一町四方の条里地割を示しているＳＸ０５（後述するＡ条ｂ里31坪とＢ条

b里36坪の堺―第47図）は現在幅二メートルの農道となっているが、その下部構造に河原石による石敷遺構を検出した。古代条里地割がこのようなかたちに整備されるのはほぼ中世末～近世初頭のことと推定された。それ以降幾度かの修復がなされ今日まで使用されてきたものと思われる。

古墳時代の遺物の中には刺網の土錘があり、生業の中に占める本庄川の注ぐ中海での漁撈も無視できないものがあると思われた。中世以降と考えられる大形鉄製釣針は中海のような内湾漁業では説明できず、さらに広い生業範囲も想定された。

このほか条里に関連して本庄扇状地の、圃場整備事業が終了していない場所について、各坪堺の写真撮影と水路系統図作成を行った。

以上のような調査の結果、本庄扇状地が本格的な開発が始まるのは古墳時代になってからのことであり、それらの遺跡が減少する奈良時代に条里が施工されたものと考えられる。その後、中・近世を通して基本的には古代条里を踏襲しながら今日に至ったものと考えられる。

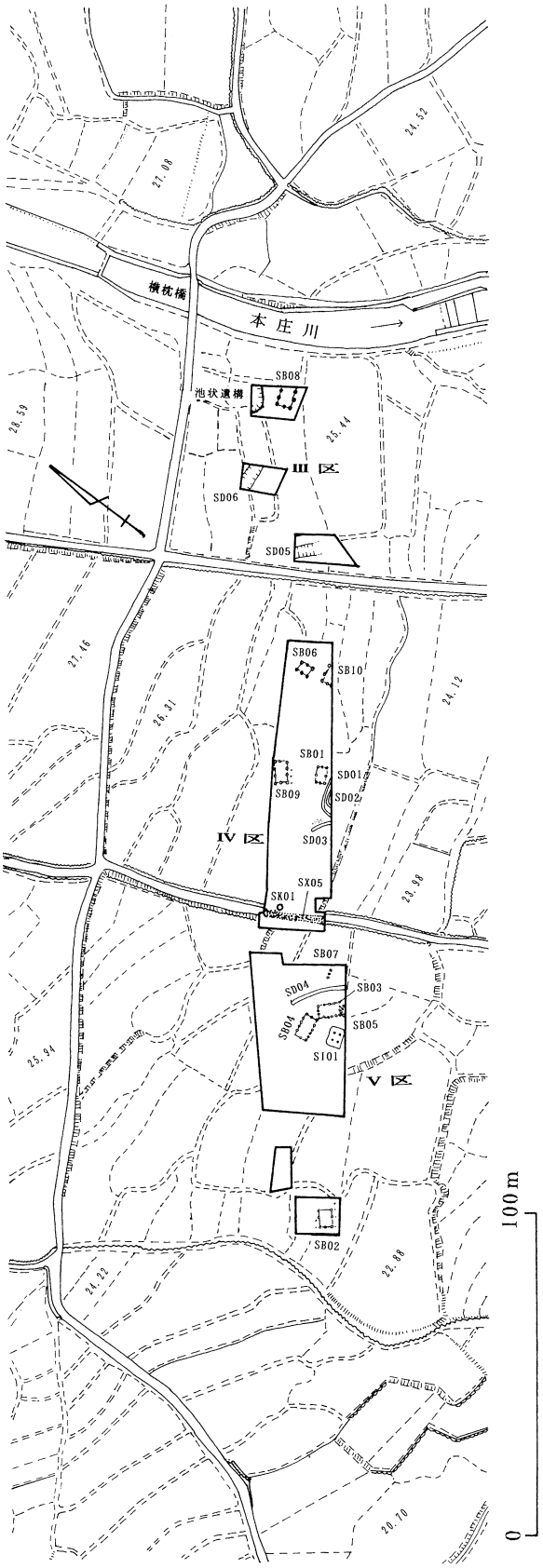

第4図　遺構配置図

二、Ⅲ区

Ⅲ区は便宜上、東側（本庄川側）より、Ⅲ1区、Ⅲ2区、Ⅲ3区の三ヶ所に調査区を設定した。復元された条里坪付では、B条b里35坪にあたり、小字名は「八幡田」である（第47図）。検出した遺構は、池状遺構一、掘立柱建物跡一、溝状遺構二である。

（1）池状遺構

Ⅲ1区（第5図）の北側に検出した素掘りの人工池と考えられる（第6図）。検出したのは四×八メートルであるが、未調査区に少なくとも二倍以上残存していると思われる。全体のプランは長方形と推定される。深さは遺構検出面から六〇～八〇センチで砂礫層まで達している。池の中央は中ノ島状に若

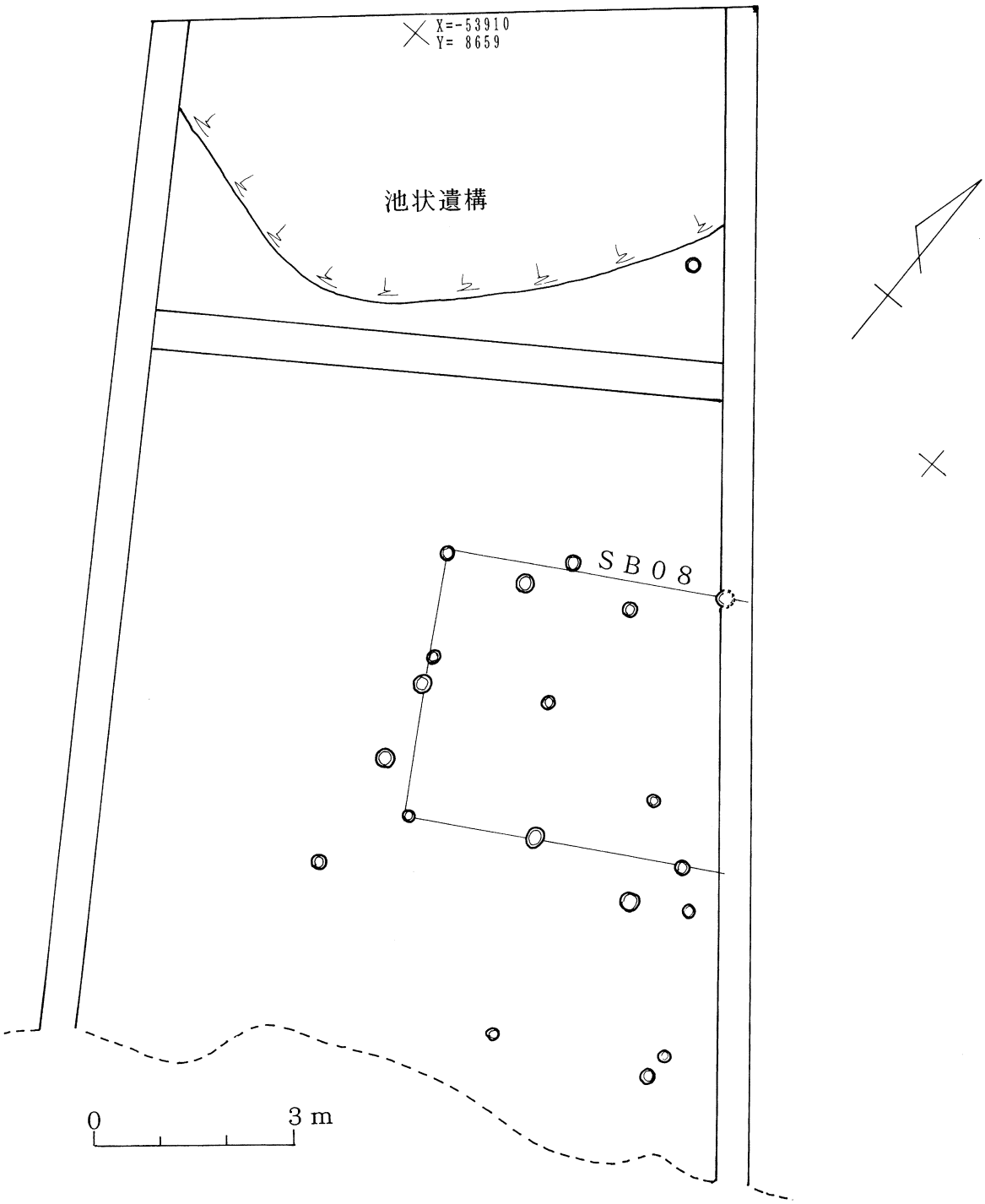

第5図　Ⅲ1区遺構配置図

干高くなっている。

池の中からは中世陶器、須恵器、土師器、木製品が出土した（第7図）。②層の淡灰色土層より瓦質の捏鉢（1）が、その下層からは土師器（3・4）、古墳時代の須恵器（5・6）、奈良時代の須恵器（7～12）と木製椀が出土した。捏鉢は口径三二・〇センチ、器高は八・〇センチ以上で、外面には指頭圧痕、内面は横方向に荒い刷毛目痕がみられる。2は木製椀の底部。漆の塗布はみられない。3は口径一四・〇センチの土師器碗で、平安期のものと思われる。4の土師器は土製支脚の脚部で、最大径九・〇センチである。5・6は古墳時代の須恵器蓋坏の蓋で、6は口径一四・〇センチに復元される六世紀代のもの。奈良時代の7・8は高台付坏、9～11は無高台坏で、いず

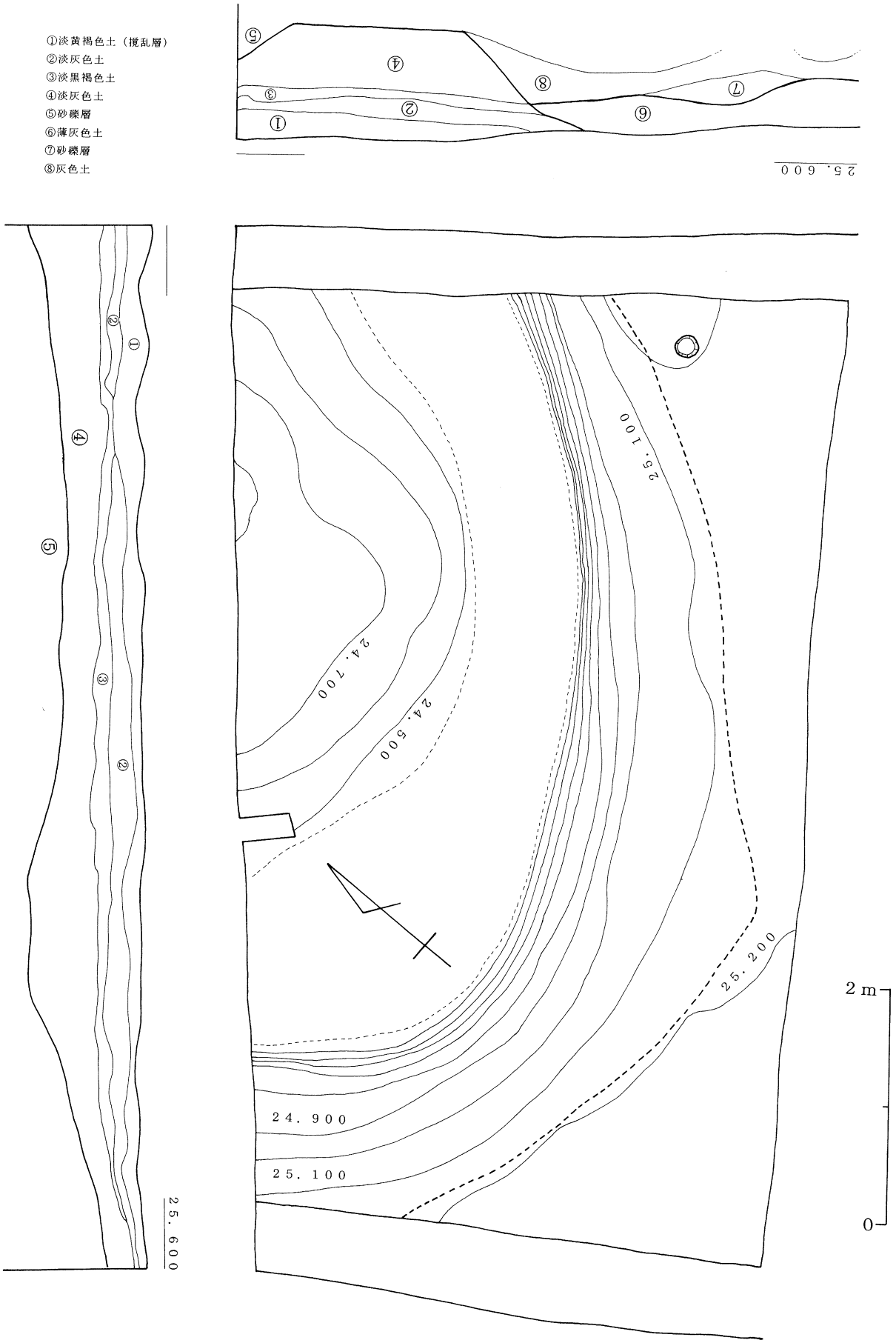
①淡黄褐色土（攪乱層）
②淡灰色土
③淡黒褐色土
④淡灰色土
⑤砂礫層
⑥薄灰色土
⑦砂礫層
⑧灰色土
25.600
25.100
24.900
24.700
24.500
25.200
2 m
0

第6図　池状遺構実測図

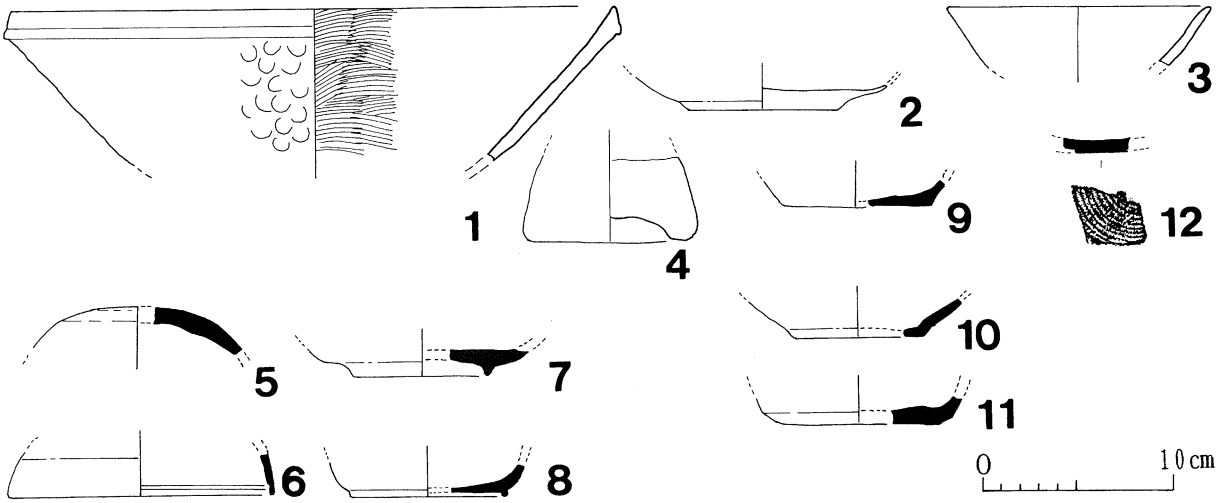

第7図　池状遺構出土遺物

れも外面底部に回転糸切痕がある。このうち、10は平安期に下る須恵器である。12も外面底部に回転糸切痕のある坏片。

これらのことから、この池は奈良時代に築かれ中世前半ころまでに漸進的に埋まっていったと考えられる。一応、灌漑用の池と考えたい。池の規模は本庄川との位置関係や周辺の状況からして、大規模なものとは思えない。また、淡黒褐色土層とした③層は有機質層で水性植物が繁茂していたことをあらわしている。このころには池の機能は失われていたかもしれない。この池の規模から集落全体に水を供給するのではなく限られた範囲、例えば個人経営田のためのものと推定される。具体的にはB条c里1坪と同12坪堺（第47図、小字名「東水」）に今日みられるような池を想定したい。

（2）SB08

Ⅲ1区に検出した掘立柱建物跡（第8図）。2×2間以上（おそらく2×3間）で、2間方向が四メートル、3間方向は六・一メートルに復元される。柱穴は径二〇センチ前後で浅い。柱穴からは土師器の細片が出土した。周辺には柱穴状の小ピットが散在する。

（3）遺構にともなわない遺物

周辺からは古墳時代～奈良時代の須恵器、土師器が出土した（第9図）。図示した遺物のうち1は口径二一・〇センチの須恵器甕の口縁部である。口唇部は肥厚し、丁寧なナデ調整である。紋様はない。五世紀～六世紀後半と考えられる。6～15の土師器はその須恵器に伴うか、またはそれ以前の時期のものである。このうち、6は、器高四・五センチの壷型の小形手捏土器である。7は口径一二・〇センチの高坏の坏部。8・9はその脚部である。10は古式土師器で口径は一三・〇センチある。12・14・15は口縁部にわずかに複合口縁形態のなごりがあり、それぞれ口径は、一八・〇センチ、一六・〇センチ、一七・〇センチを測る。11は完形の甕形土器で口径一四・〇センチ、器高一九・〇センチある。胴部外面は荒いハケ目痕を、内面はヘラ削り痕がある。2・3は六～七世紀の須恵器蓋坏の坏部、最大径一五・五センチと一二・〇センチを測る。4・5は律令期の高台付坏で、高台径九・〇センチ、八・五センチある。いずれも底部外面は回転糸切痕を残す。SB〇8はこれら古墳時代の時期をあてておきたい。

（4）SD06

Ⅲ2区の北側に検出された東西方向の溝状遺構（第10図）。水田耕作土下

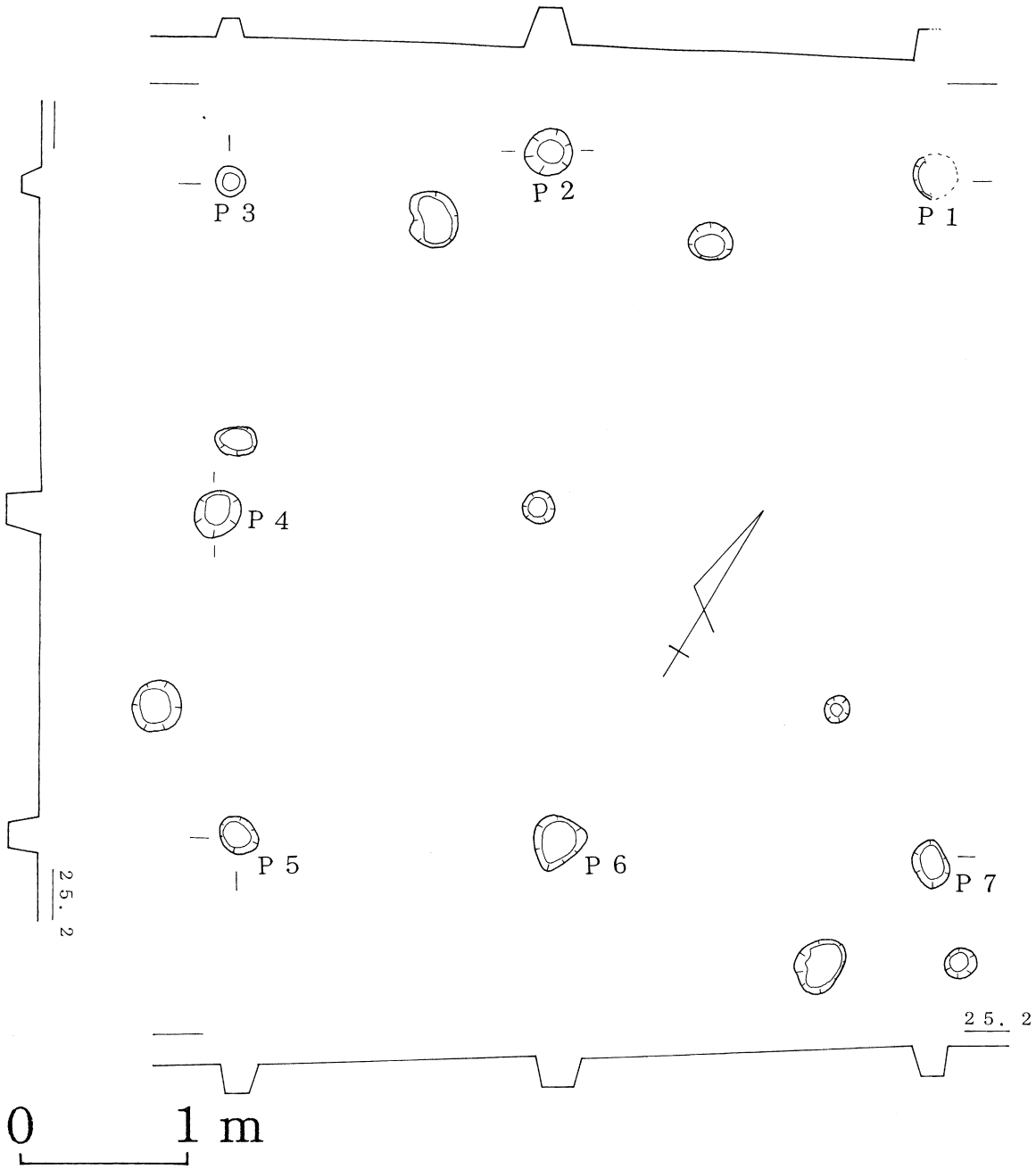

第8図　SB08実測図

の撹乱層直下で検出された西高東低の旧河道。幅一～一・五メートルで、検出面からの深さは一〇～二〇センチを測る。

溝状遺構の中や周辺から、古墳時代の須恵器、土師器が出土した（第11図、第12図）。第11図1は鼓型器台、2～9は甕型土器。2は口径二〇センチの複合口縁の甕型土器。4～6は複合口縁の形態を残す甕型土器。口径は一〇・〇センチ、一三・五センチ、一六・五センチ、一六・〇センチである。7～9は頸部が「く」の字状になる甕型土器。口径は一八・五センチ、一九・〇センチ、一六・五センチで、9は口縁が短い。10～14は高坏。10はその坏部で口径二〇・〇センチ、暗文を施す。11～14はその脚部である。15は置竈片。16・17は土錘である。16は長さ三・三センチ、中央での径一・五センチで六・四七グラムを量る。17は長さ二・六センチ、径二・三センチで、一二・九六グラムを量る。刺網用の土錘である。第12図は五～七世紀の須恵器であるが、六世紀代のものが多い。1～4

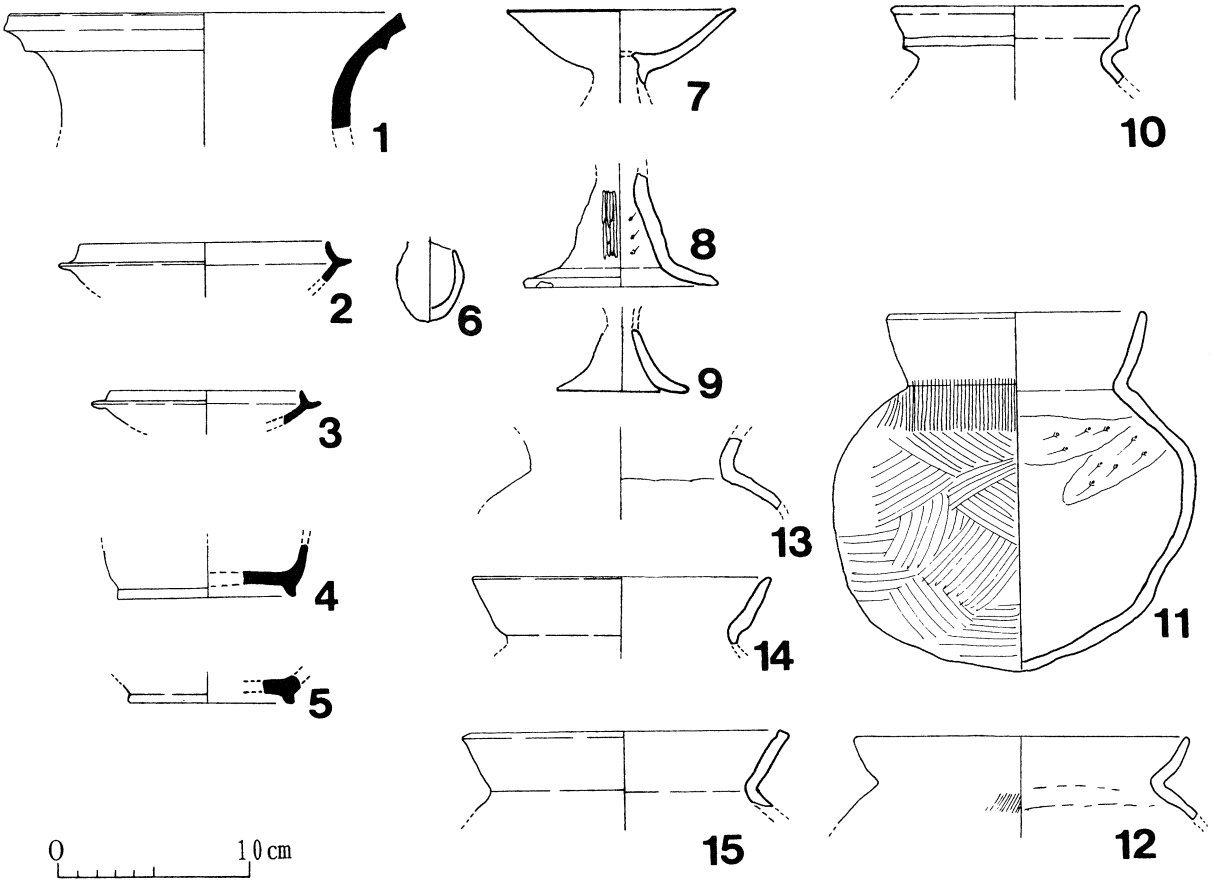

第9図　Ⅲ1区出土遺物

は高坏で、1～3は坏部。口径は一三・〇センチ、一四・五センチ、一四・五センチある。4は脚部。5・6は鼓で、5は胴部径8・〇センチで小型である。端整な作りで古式の須恵器である。6は六世紀以降のものであろう。7は最大径一二・五センチの蓋坏の坏部。8～11は蓋坏の蓋部。9は口径一四・五センチ、器高四・五センチ、10は口径一三・〇センチ、器高五・〇センチを測る。いずれも六世紀代のものである。13・14は大形の甕片で、14は底部で焼歪がある。

(5) SD05

Ⅲ3区に検出された北東から南東に向かう溝状遺構（第13図）。耕作土の直下に細片となった多量の土器が出土した。図示したのはその内の一部である（第14～第16図）。溝状遺構は深さ一〇～一五センチと浅く南側で消滅する。この南側に柱穴状の小ピット五ヶ所が検出されたが性格は不明である。この溝状遺構は残存状態は良好ではなかったが、Ⅲ2区のSD06と同様に旧河道と考えられる。

遺物は一部弥生土器を含むが、圧倒的に土師器が多く、これに極少量の須恵器がみられた。律令期の遺物は皆無である。第15図27・28は弥生中期の壺片で27は口縁部、28は円形付紋である。29・30は弥生後期の甕型土器。29は口径一七・〇センチ、30は口径二〇・〇センチで、二～三条の横線紋を施す。31～35は小型手捏土器。いずれも器高は六・〇センチ前後になると思われる。35の口径は六・五センチである。調査区内で最も多くのこの種の土器が出土した。第15図36、第16図54～62は通常当地方にある甕型・壷型土器である。36は口径一二・〇センチ。45・55は口径が一三・〇センチ、一二・五センチで、複合口縁部の形態を残す甕型土器である。56・59～63は複合口縁のなご

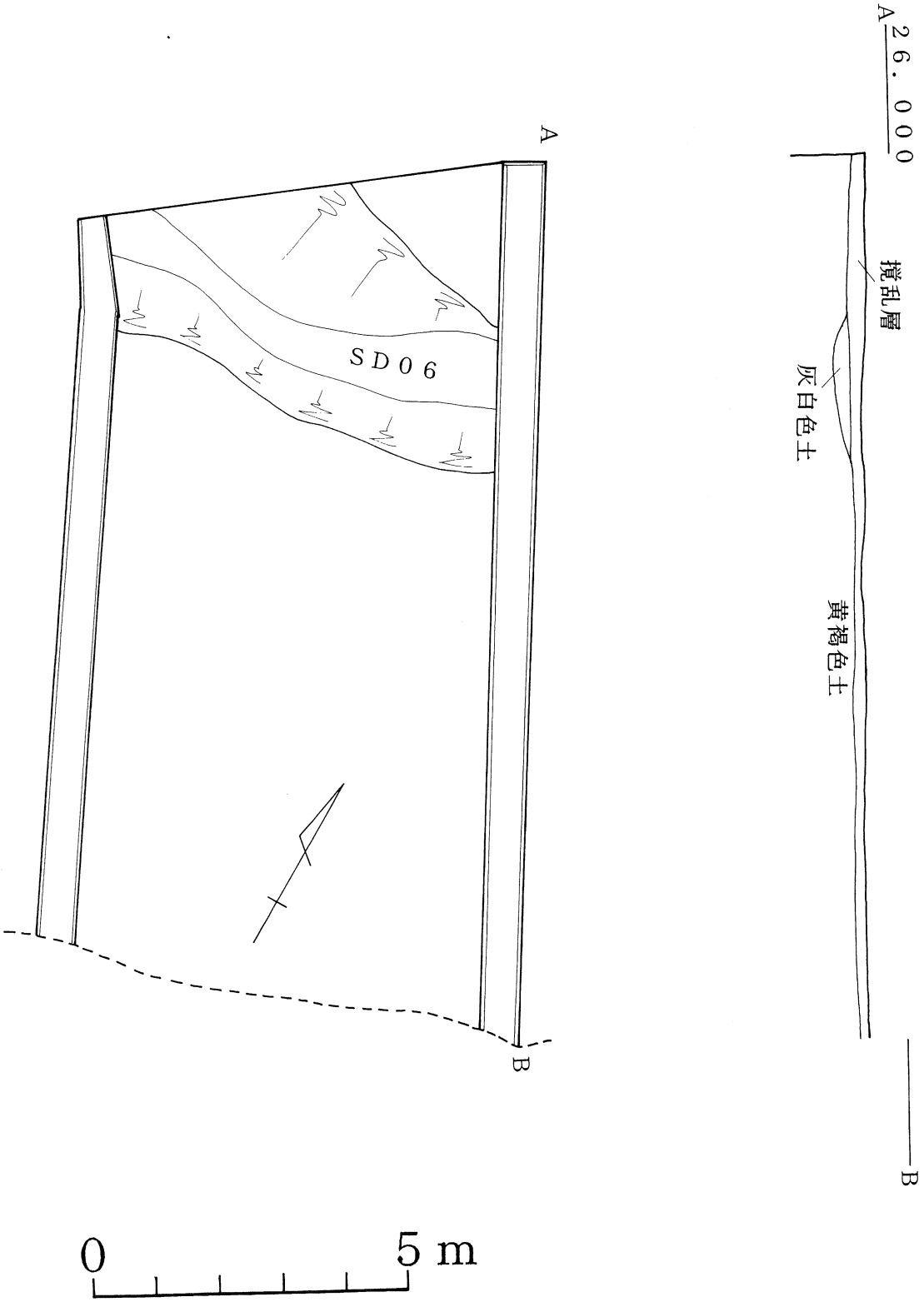

第10図　Ⅲ2区遺構配置図

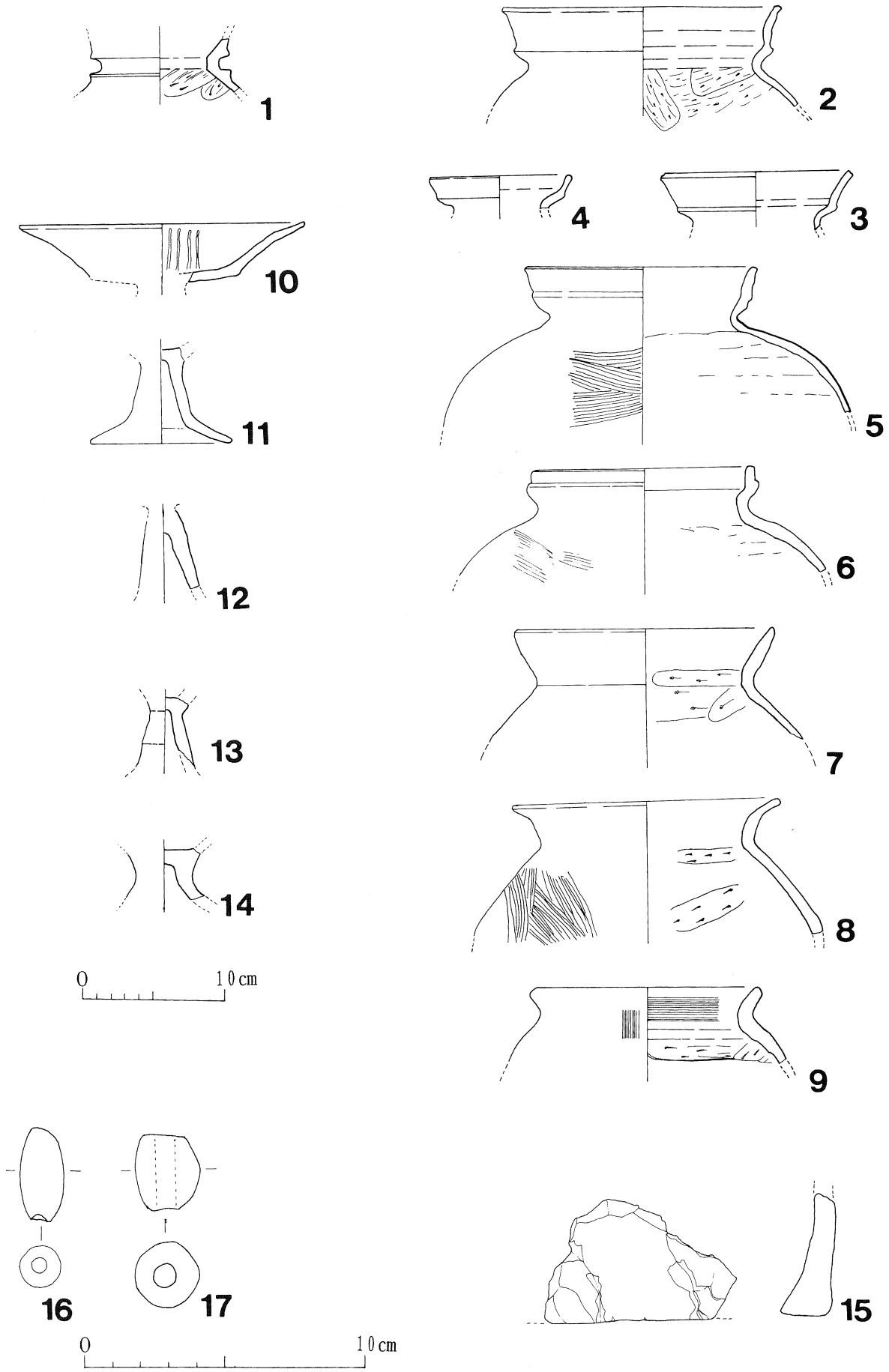

第11図　Ⅲ2区出土遺物（1）

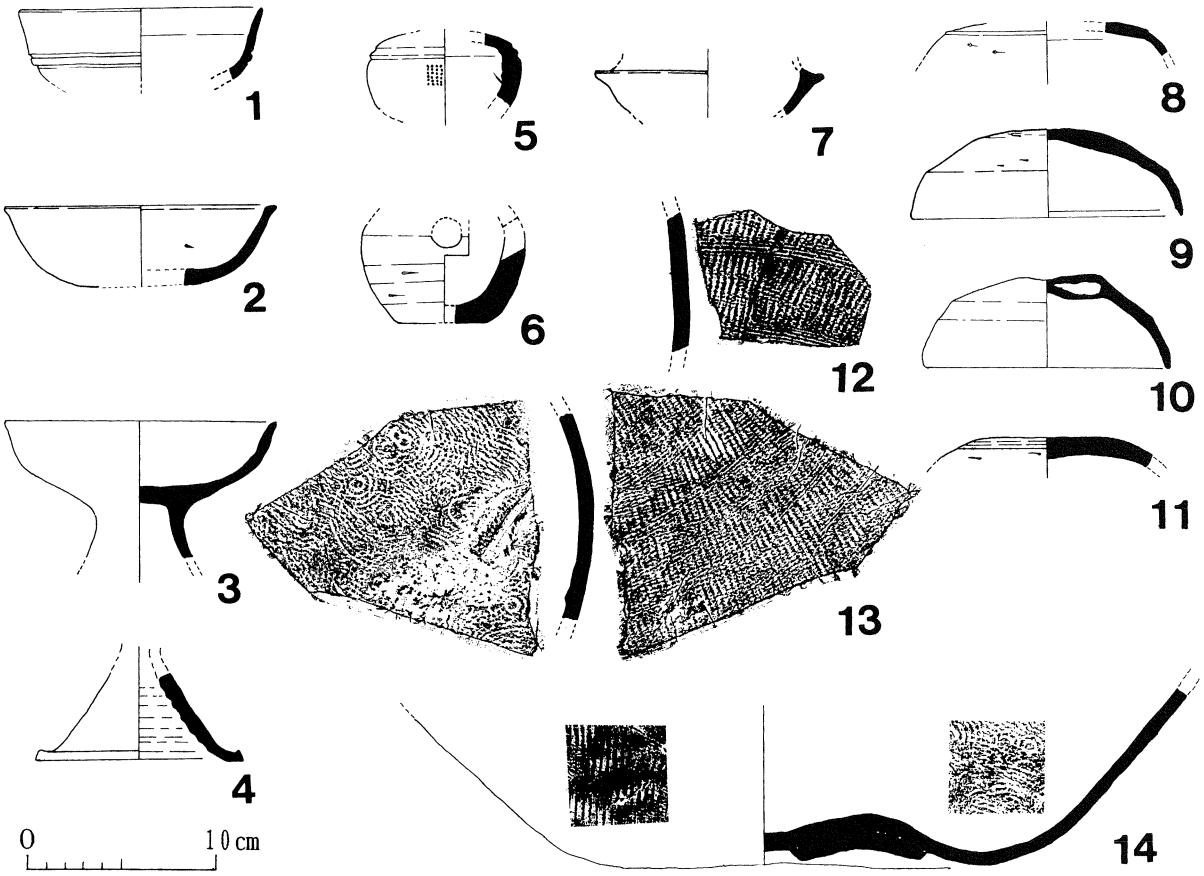

第12図　Ⅲ2区出土遺物（2）

りがある。56は口径一八・〇センチで口縁部は垂直に近く立ち上がる。59～63は逆「ハ」の字形に開く口縁部で、口径はそれぞれ、二〇・五センチ、一三・〇センチ、一五・五センチ、一八・〇センチ、一三・〇センチに復元される。このうち、62は復元すれば器高二七・〇センチとなる。57と58は同一固体と考えられる壷型土器である。全体に器壁が厚く、胴部外面の中ほどまでは横方向に、その下方は縦方向にハケナデ調整がみられる。口径は一六・〇センチ、器高は約三〇・〇センチになると推定される。第15図37～39は布留式土器の影響を受けた甕型土器である。ただし、器壁の厚みや胎土からは在地で作製されたと考えられる。このうち、39は口径一八・〇センチで、全体に外面の風化がはげしく長期間放置されていたと思われる。37と38の口径は、一五・〇センチと一六・〇センチである。43～45は肩部から胴部にかけての甕型土器である。第14図は高坏。坏部は外面に段がつき逆ハの字状に開くものと、碗型のものがある。このうち、1と5には暗紋がみられ、5の口径は一一・五センチである。4は口径二二・〇センチに復元される大形の高坏。2・3の口径は一八・〇センチと二〇・〇センチある。6は碗形の坏部で口径は一二・〇センチである。脚部は長く端部に向かい大きく屈曲する器形が多い。第15図51は甑型土器の撮手。52・53は須恵器であるが、52は口径一二・〇センチの高坏と考えた。

こうしたことから、SD05は旧河道として土器の廃棄場のみならず、集落内祭祀の最終段階が行われたとみることができよう。

三、Ⅳ区

Ⅳ区は復元された条里坪付では、B条b里36坪にあたり、小字名は「大坪」である（第47図）。検出した遺構は、掘立柱建物跡四、溝状遺構三、土孔一

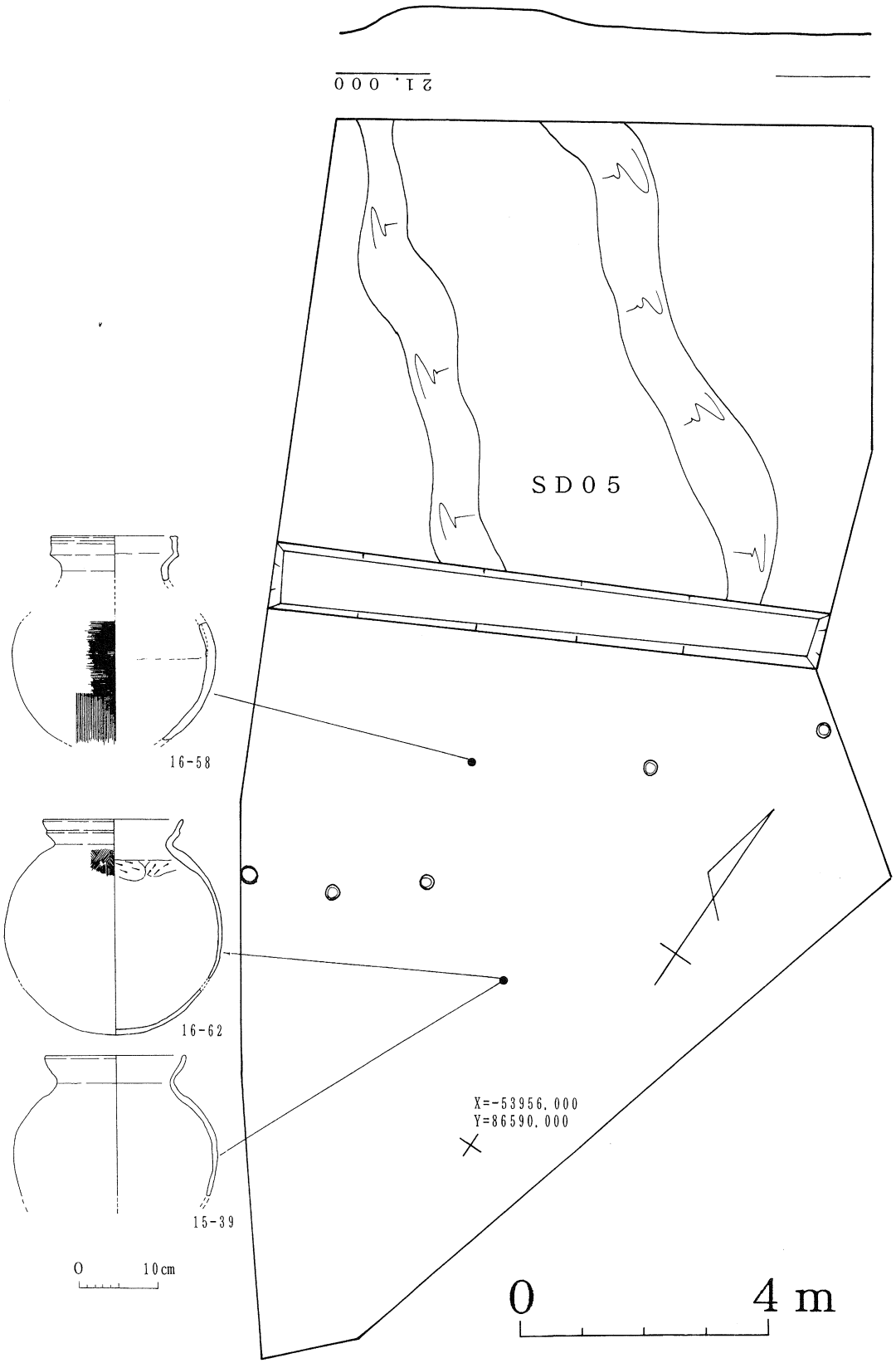

第13図　Ⅲ3区遺構配置図

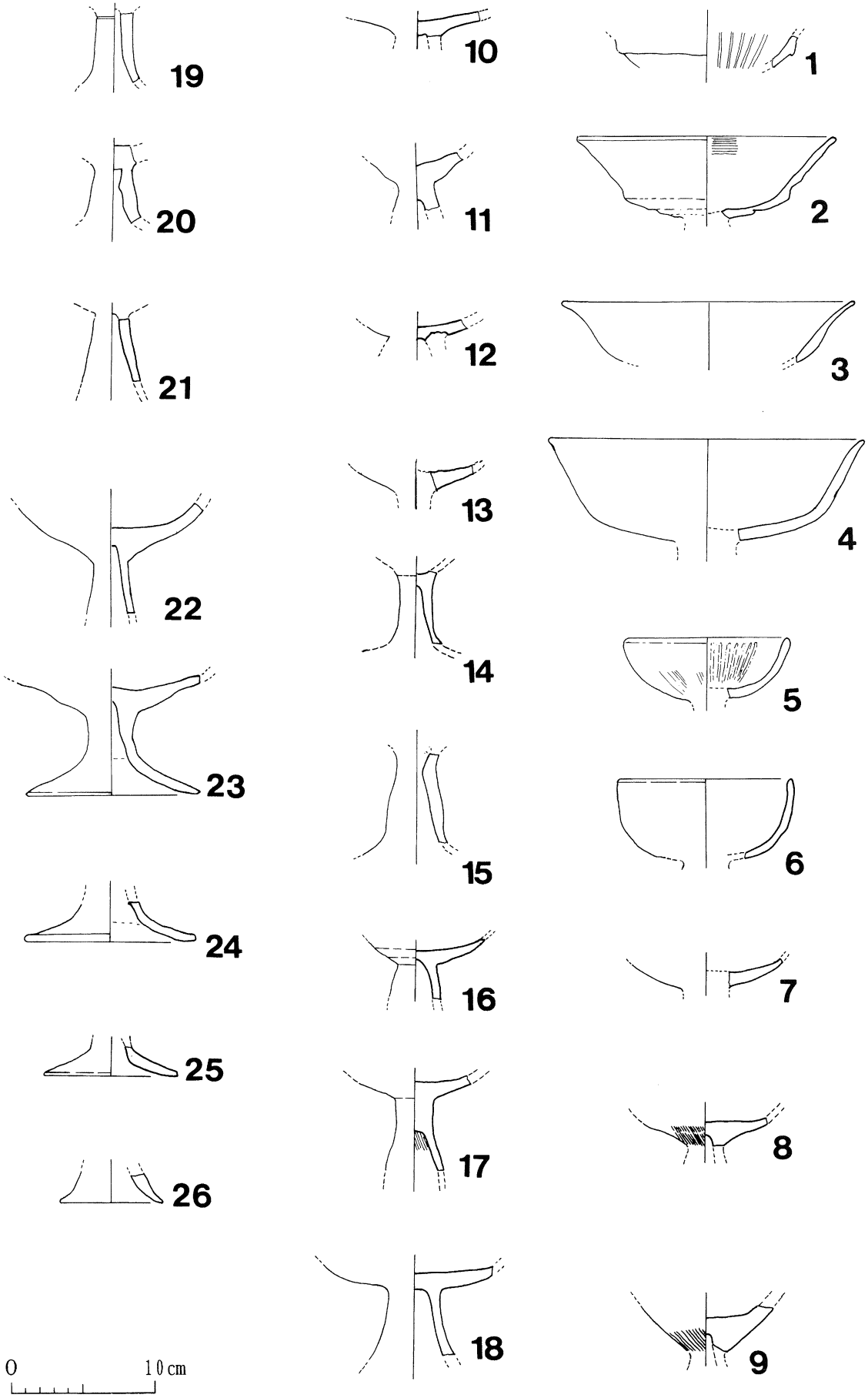

第14図　Ⅲ3区出土遺物（1）

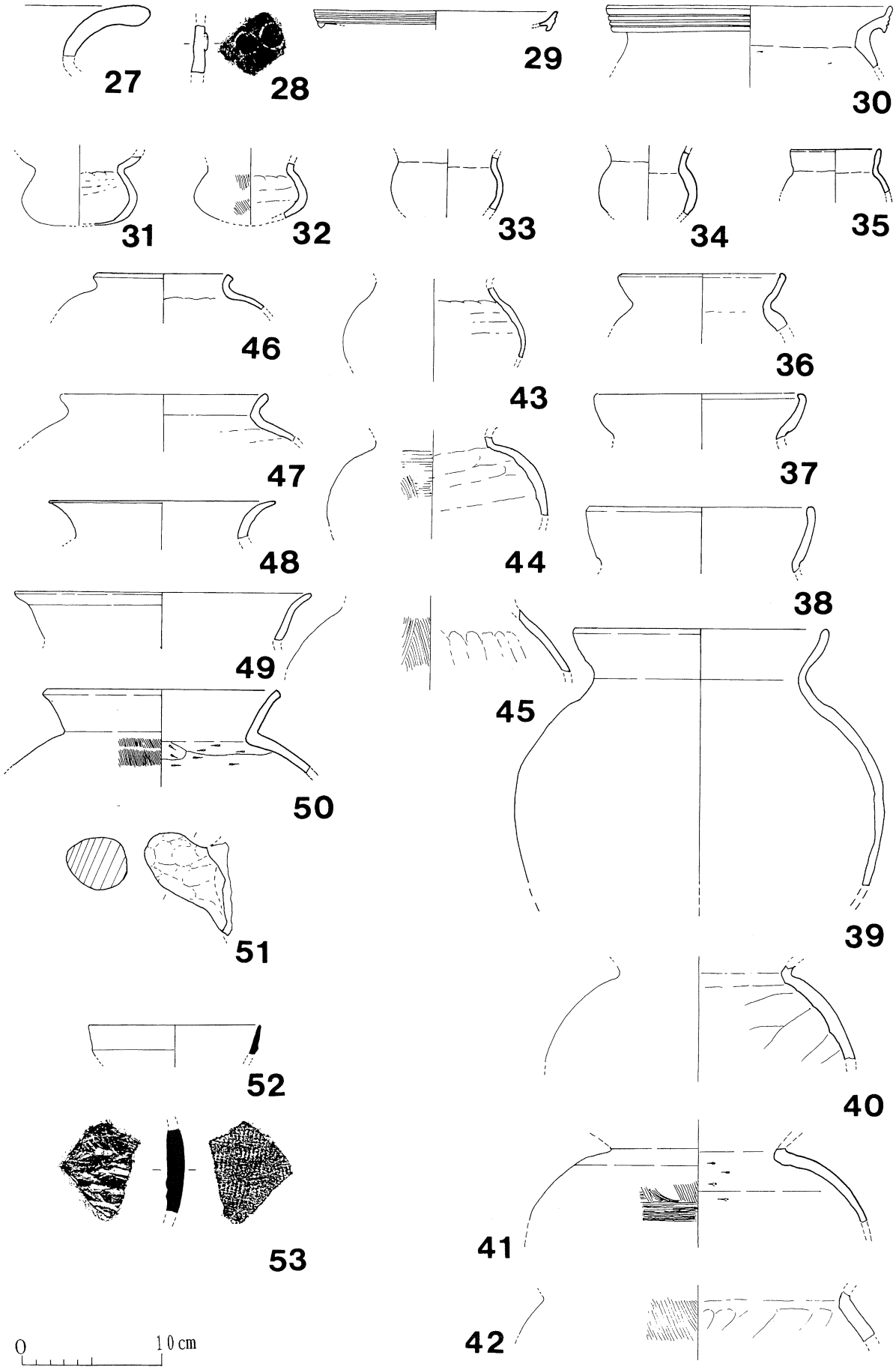

第15図　Ⅲ3区出土遺物（2）

である。

（1）ＳＢ０６

Ⅳ区の東端に検出された東西１×南北２間の掘立柱建物跡。ＳＢ10の北側約二メートルの位置にある（第17図）。南北四メートル、東西三・四メートルの小規模なもので、柱穴は径二〇～三〇センチである（第18図）。柱穴からは時期を特定する遺物は出土していないが、周辺から古墳時代中期の土師器の破片が発見されている。第26図12に図示可能なものを掲げた。

（2）ＳＢ10

ＳＢ０６の南に検出された掘立柱建物跡（第19図）。調査区の南側に建物が延びており全体を知ることはできないが、南北方向に二間、東西方向に二間を検出した。東西方向のＰ１―Ｐ２―Ｐ３の柱間距離は、それぞれ、三・七、三・〇メートルを、南北方向のＰ３―Ｐ４―Ｐ５は、それぞれ二・二、二・二メートルを測る。柱穴の径は四〇センチ前後であるが、Ｐ２、Ｐ３、Ｐ４の柱痕から推定される柱径は一〇センチである。Ｐ２とＰ４には柱穴内に自然石による充填がみられた。また、Ｐ１とＰ２からは土師器が出土した。Ｐ２出土例は高坏の坏部で、脚部が失われ転倒位で柱痕の上に置かれていた。こうした出土状況から、おそらく柱を抜き取った後で故意に柱穴に入れられたと判断される。高坏坏部の口径一四センチを測る（第26図14）。柱抜き取り後の祭祀行為であろうか。また、Ｐ１からは甕型土器の破片が出土した（第26図17）。周辺出土の遺物も考慮して推定されるＳＢ10の年代はおよそ五～六世紀である。

（3）ＳＢ０１

Ⅳ区のほぼ中央南側に検出された掘立柱建物跡。接近してＳＤ〇１、ＳＤ〇２、ＳＤ〇３がある（第20図）。二間×二間で、南北四・〇メートル、

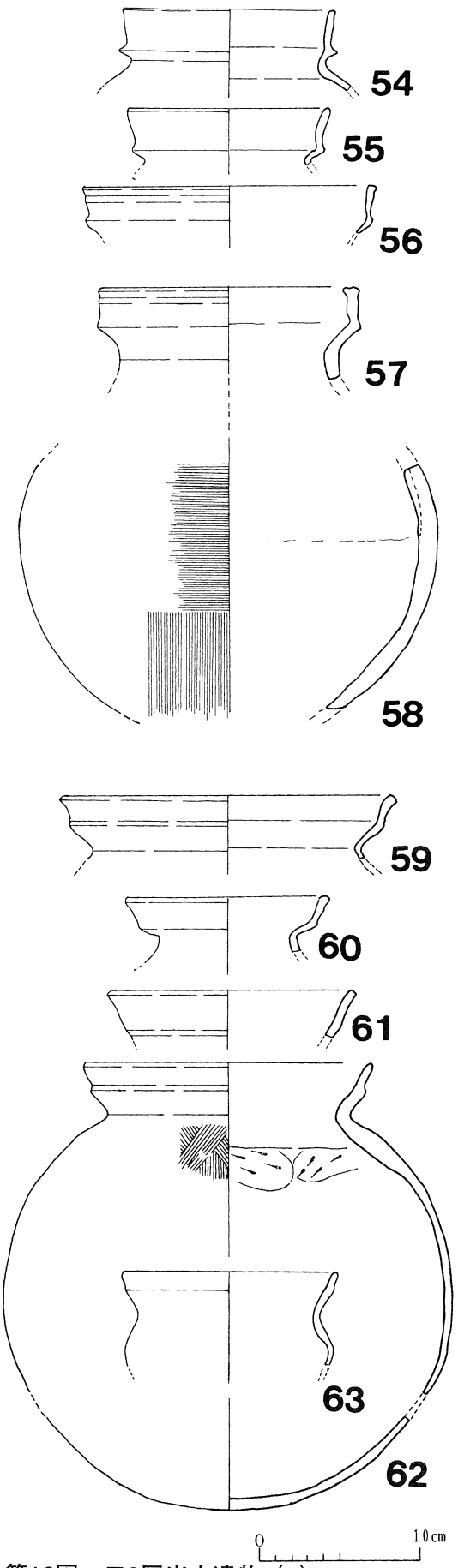

第16図　Ⅲ3区出土遺物（3）

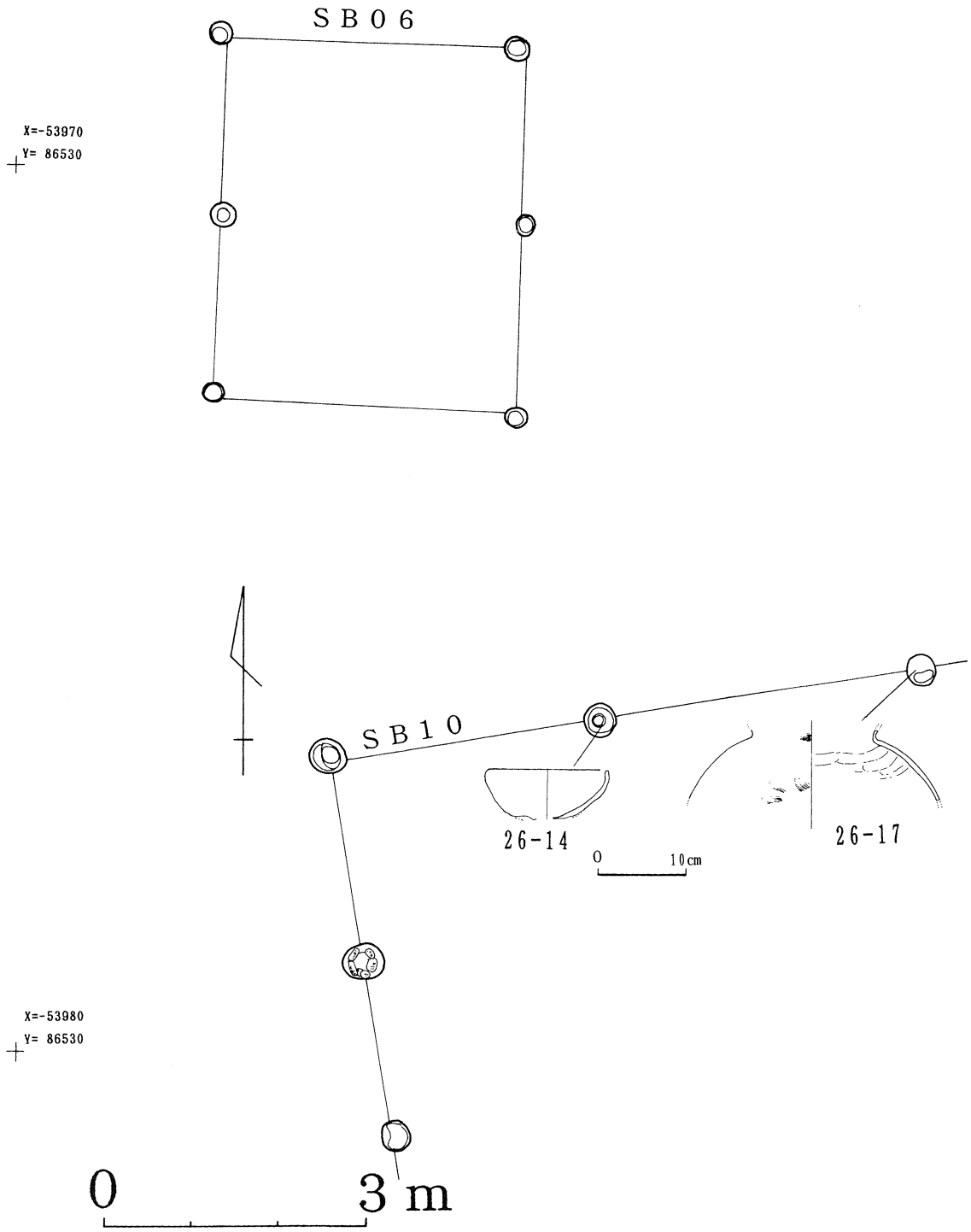

第17図　SB06、SB10関係図

五・八東西メートルを測り東西が長い。柱穴は三〇～五〇センチで、P3、P5、P8に自然石の充填がみられた。柱穴内からは古墳時代の土師器の細片が出土した。このSB〇1の北側角、P1付近に、三〇×三五センチ、厚さ一〇センチほどの扁平な自然石があった。作業台かもしれない。

(4) SD〇1

Ⅳ区のほぼ中央南側に検出された溝状遺構（第22図）。平均幅四〇センチで遺構検出面からの深さは一・五センチある。長さは七メートルを測るが、調査区外の南側に延びでいる。溝の中からは古墳時代の土師器片と数点の自然石が出土した。

(5) SD02

SD01の北側に接近して、SD01を囲むかたちで

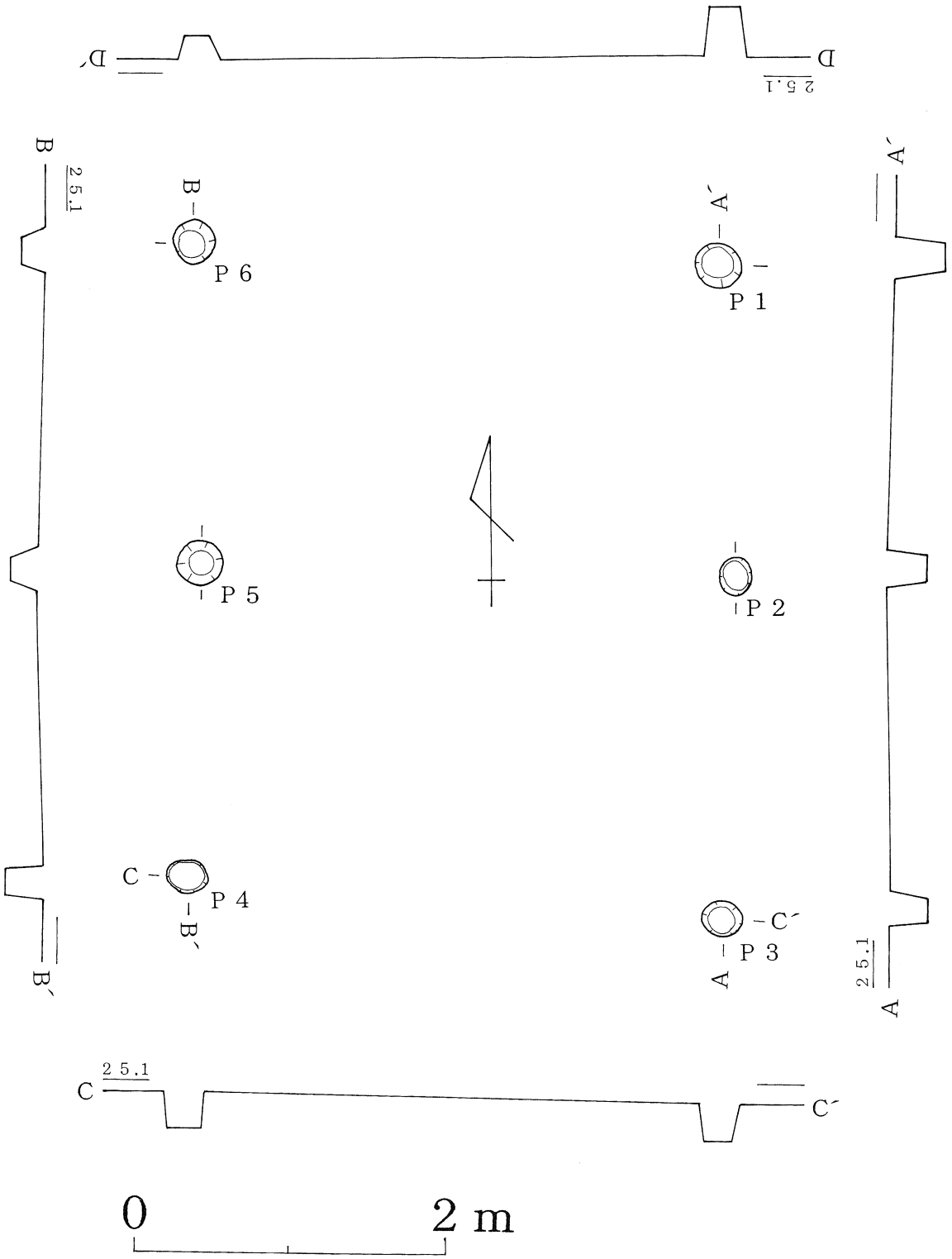

第18図　SB06実測図

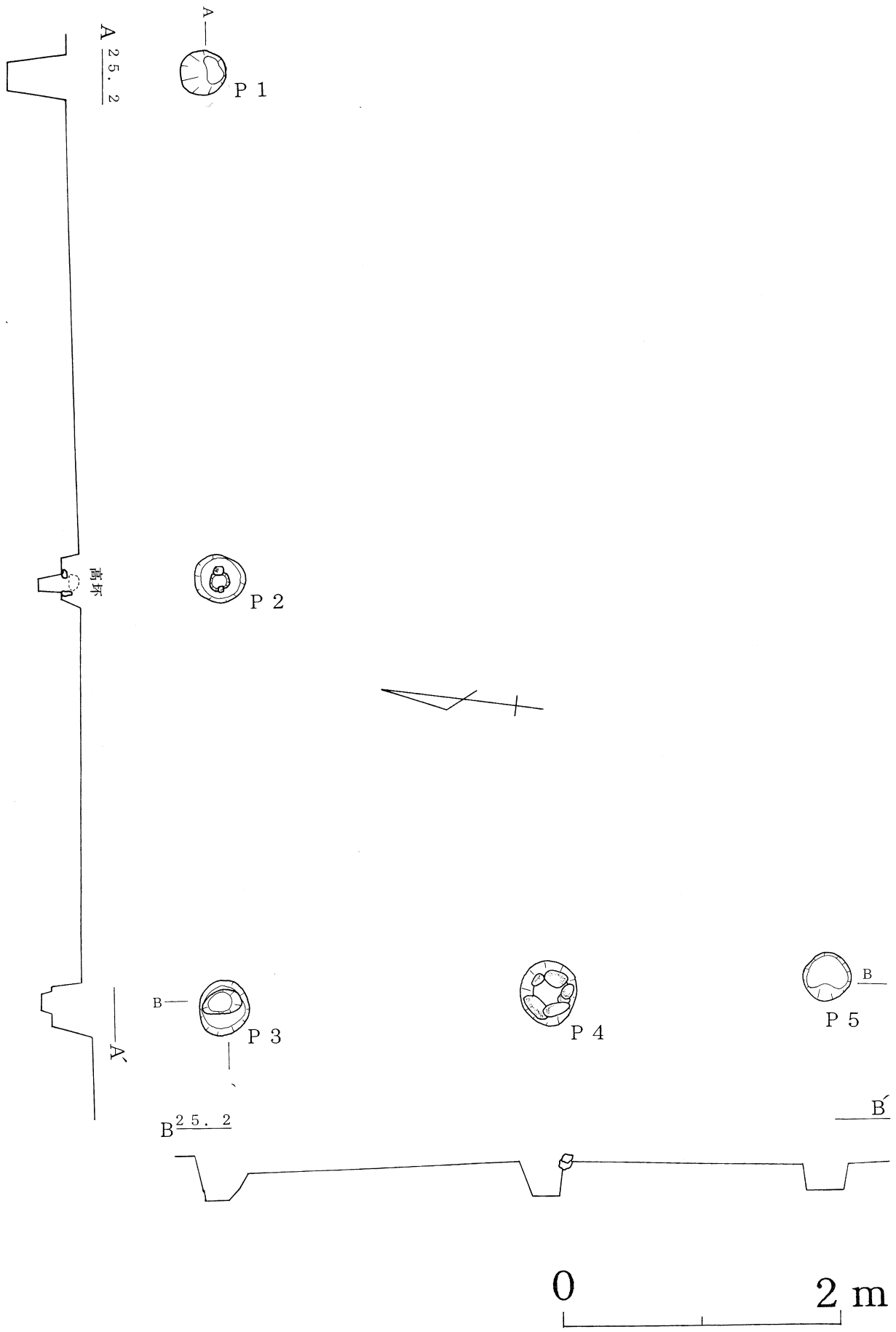

第19図　SB10実測図

検出された溝状遺構（第22図）。幅は平均八〇センチ、深さ一〇センチを測る。溝の中からは古墳時代の土師器・須恵器片と数点の自然石が出土した。第26図18は須恵器高坏の坏部、10・11は土師器高坏である。

ＳＤ０１とＳＤ０２は、両者が同時期に存在したのかは明らかにできなかったが、時期も位置関係も互いに密接な関連がある人工的な溝と考えられる。おそらく、これらの溝に囲まれて建物が存在したのであろう。また、このＳＤ０２と耕作土との堺から、口径一七・〇センチに復元される一四～一五世紀の青磁碗片が出土した（第26図13）。

（6）ＳＤ０３

ＳＤ〇１・ＳＤ〇２の西側に検出された溝状遺構（第22図）。長さ七メートルを測るが、調査区の南側に延びている（第23図）。幅は〇・二～一・〇メートル、深さも二〇～四〇センチと一定しない。溝の中からは古墳時代の土師器片が出土した。ＳＤ０１・ＳＤ０２と時期も性格も類似したものと思われるが、溝に沿うて拳大～人頭大の自然石がみられた。道に利用されてい

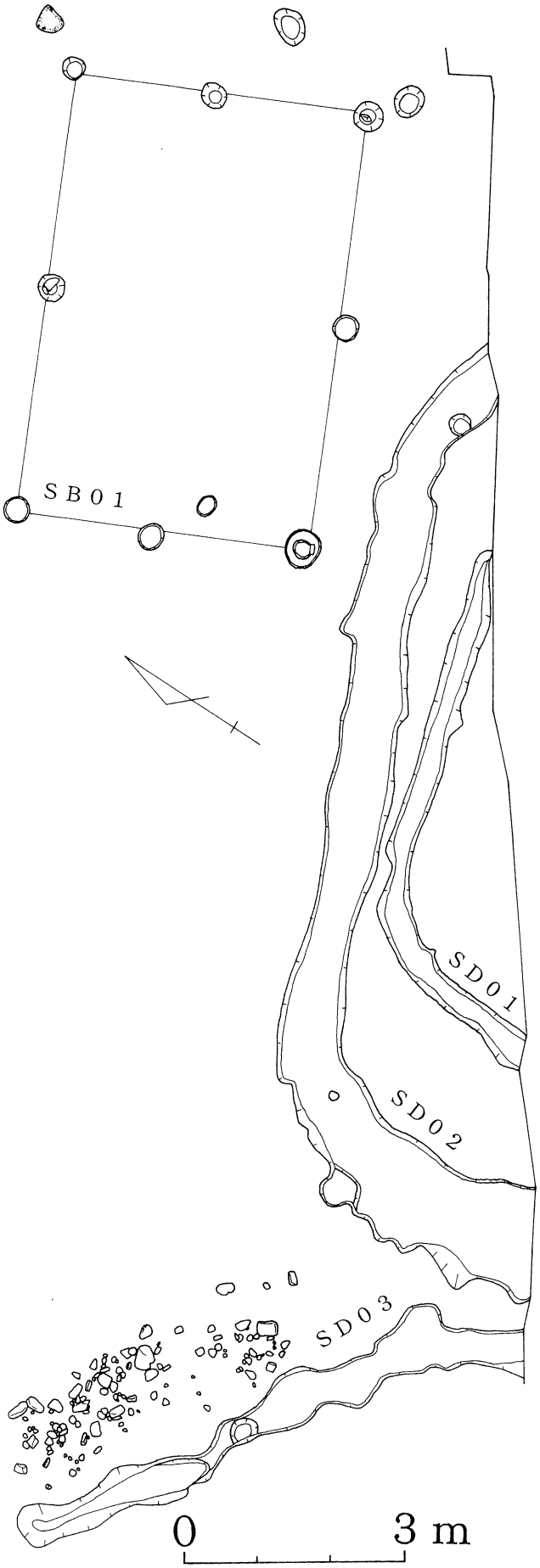

第20図　Ⅳ区遺構関係図

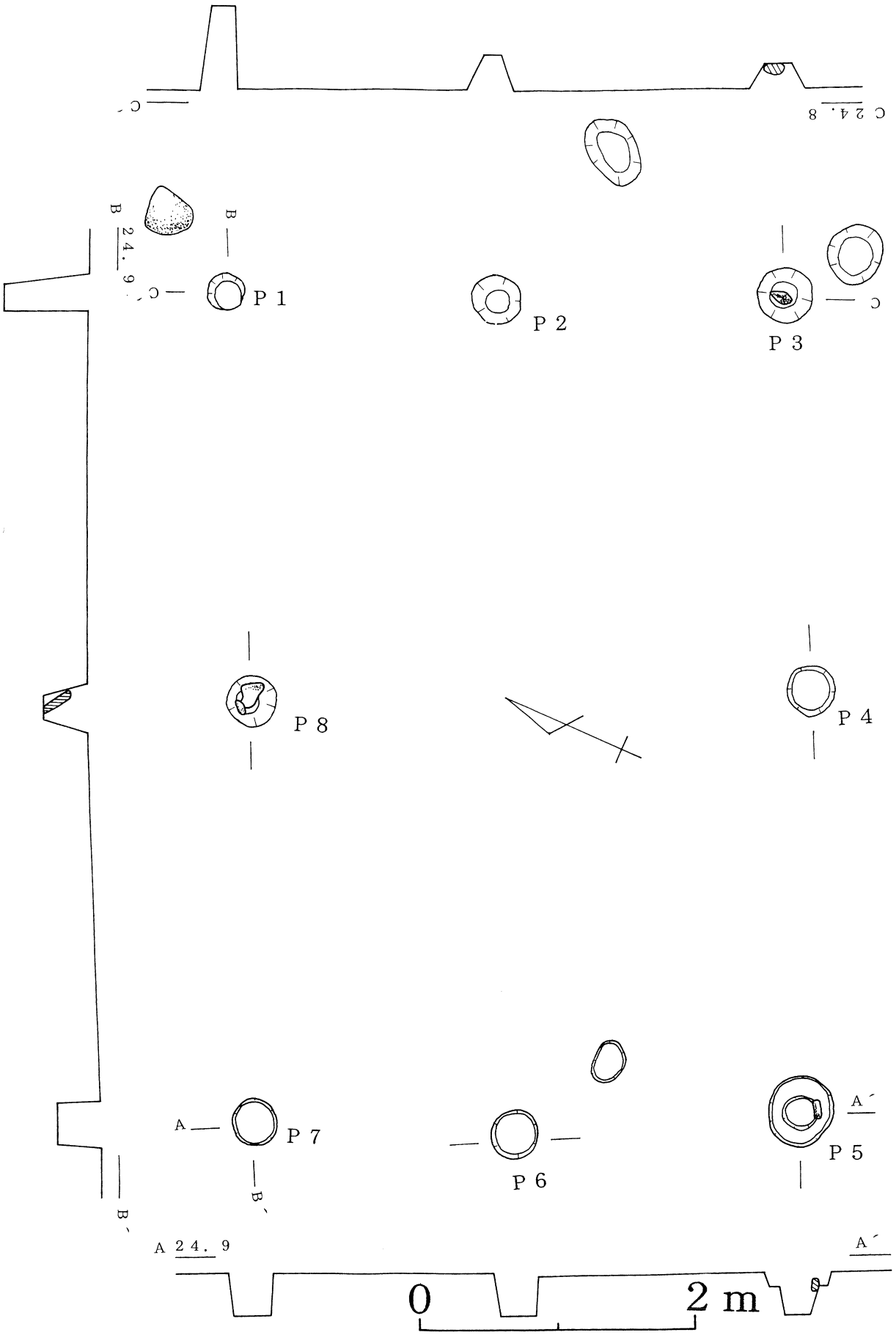

第21図　SB01実測図

た可能性があろう。

（7）ＳＢ０９

Ⅳ区中央北側に検出した南北方向二×東西方向三間の掘立柱建物跡（第24図）。年代を推定する遺物はみられないが、二×三間であること、建物の方向がほぼ条里の方向に沿うていることから奈良時代と考えた。柱穴径は三〇センチ前後。一尺を三〇センチとして各柱間距離を割ると、各柱間はほぼ七尺となる。このＳＢ〇９の南側に約一メートルの距離を置いて、庇か目隠塀の柱穴になるＰ11～Ｐ13がある。柱穴径は二〇センチ前後とやや小さい。

（8）ＳＫ０１

Ⅳ区の東端、ＳＸ〇５付近に検出した土坑（第25図）。一・九五×一・七メートル、深さ四〇センチの暗褐色土の楕円形で、その中の南側壁面を共有する形で径一・三メートルの円形の灰白色土層がみられた。この灰白色土層からは人頭大の自然石と少量の木屑、及び近世肥前系の陶器片が出土した。性格は不明。

（9）遺構にともなわない遺物

第26図1は外面底部とその付近を除いて褐色釉のかかった燈明皿。口径八・八センチ、器高一・五センチで外面底部に回転糸切痕を残す。2・3は染付。2は底部から胴部にかけての破片である。高台径二・八センチと小型で、酒坏であろう。3は肥前系。4は須恵器の短頸壷片で、口径は七・五センチある。5は古式須恵器の瓹で、口径は一二・〇センチある。6は古式須

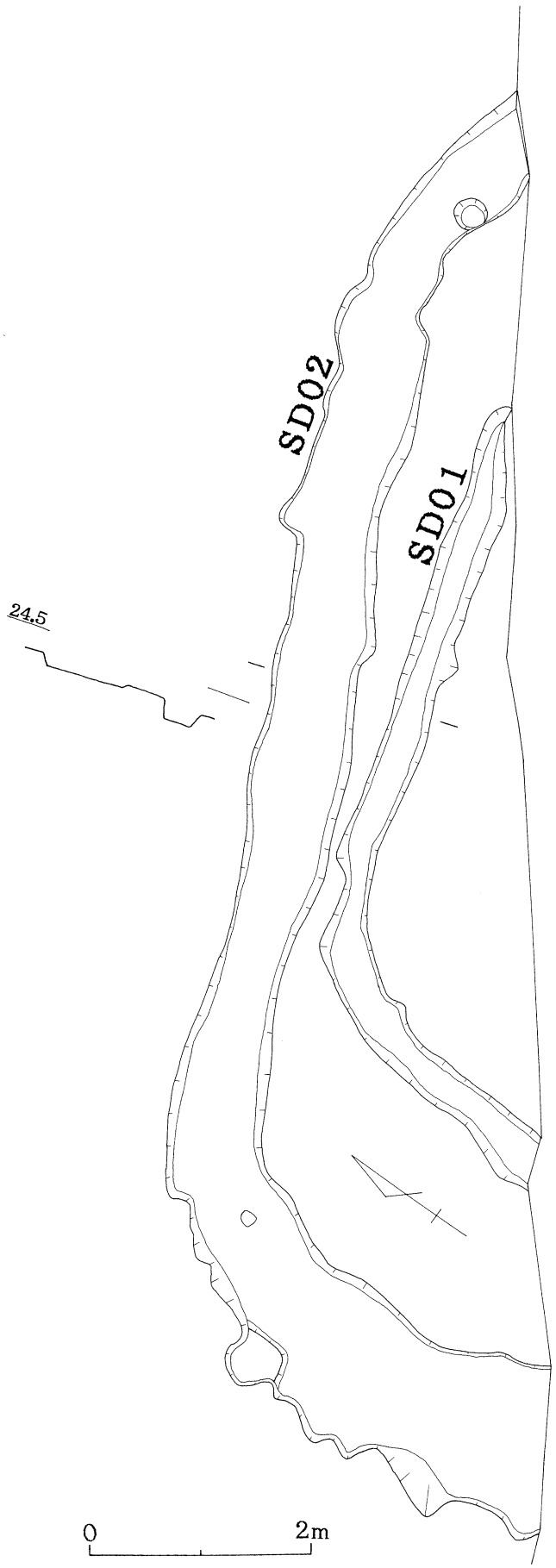

第22図　SD01、SD02実測図

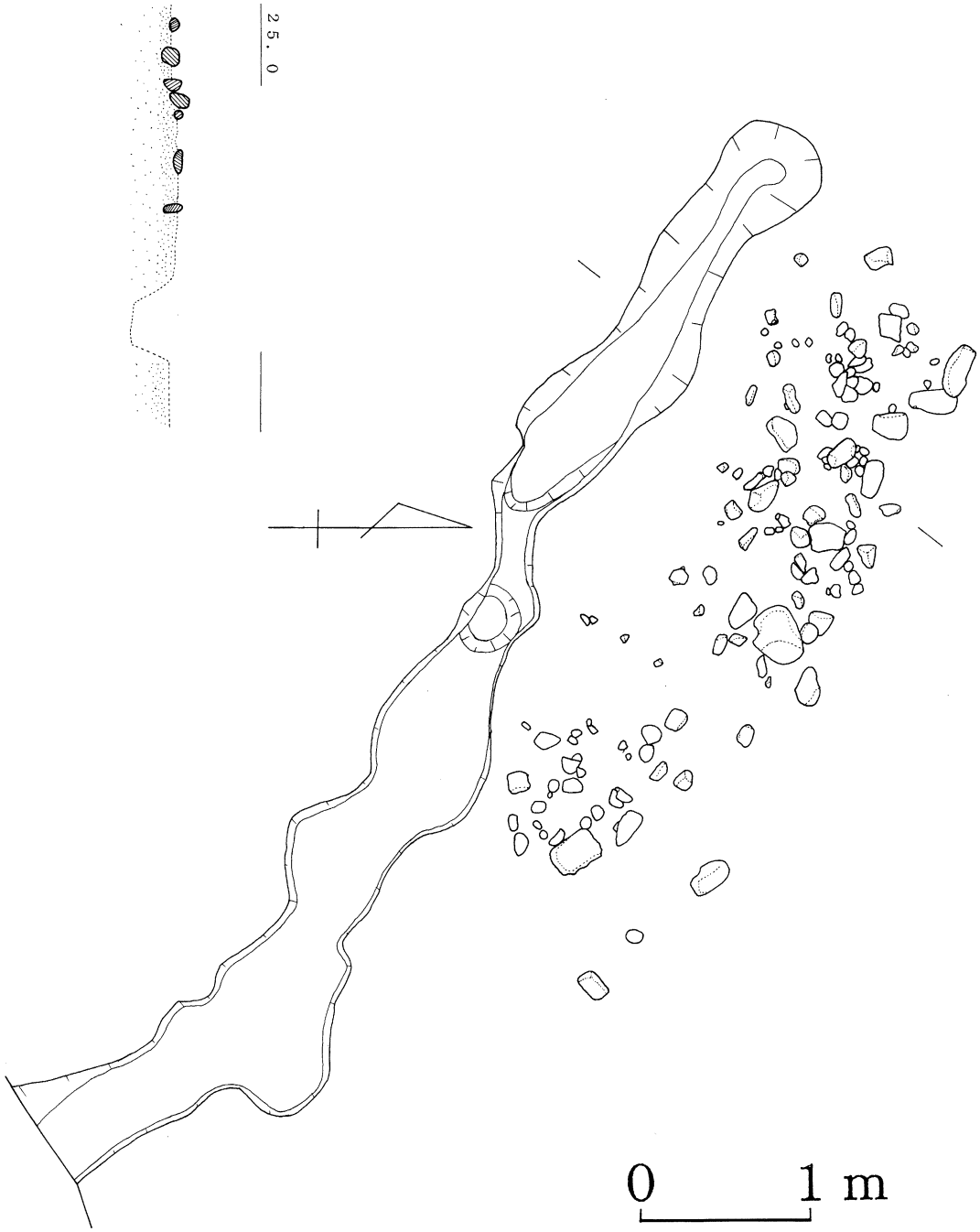

第23図　SD03実測図

恵器の甕口縁部、7・8・9は土師器高坏の脚部、16は土師器甕型土器片。15は長さ三センチ、中央での径一・〇センチの土錘で、自然乾燥時での重量は三・八四グラムを量る。第41図2は長さ三・三センチの黒曜石製の石鏃で一・〇九グラムある。13・14は古銭で、13は「元豊通寶」、14は「治平元寶」と読める北宗銭でそれぞれ、径二・四センチ、二・一一グラム、径二・三センチ、二・九グラムある。いずれも、Ⅳ区の建物跡や溝、土坑の年代と矛盾するものではない。

四、SX〇5

Ⅲ区とⅣ区との間の道路状遺構（第27図）。条里との関係は、A条b里31坪とB条b里36坪の堺となる。小字名は「大坪」である。

調査前は幅約二メートルの農作業用の道路として機能していた。両側には用排水用の側溝があった。第29図はこの道路状遺構の横断と下部構造である。表土より約五〇センチに自然石や

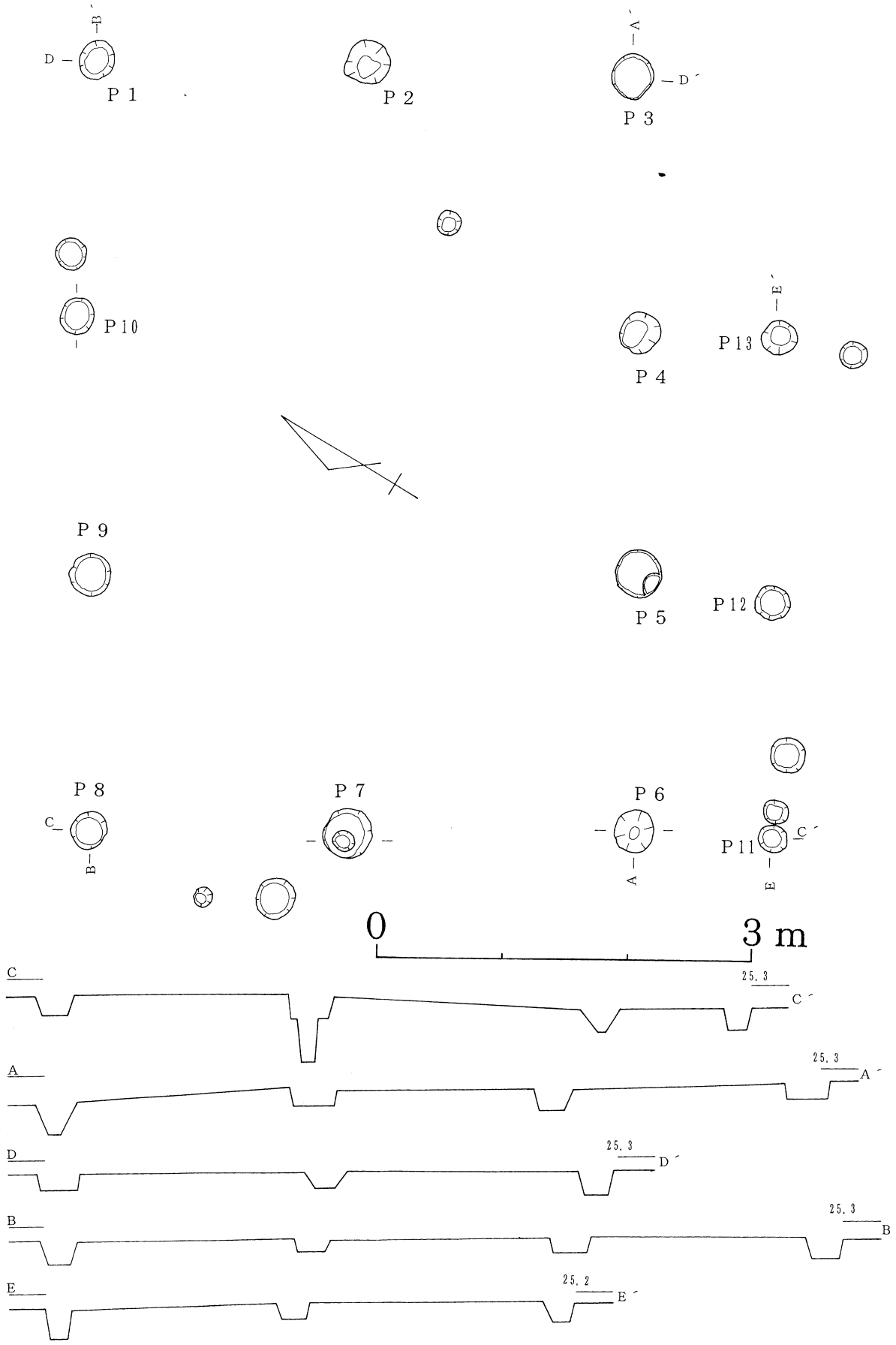

第24図　SB09実測図

割石による石敷遺構が検出された。この石敷遺構を縦断するように幅四〇センチの溝が走っているのは戦後の簡易水道工事によるものである。石敷遺構は幅二～三メートルあり、これを基盤にして土と礫によって道路と側溝が構築されていることが判明した。また、部分的には側溝のさらに下に、自然石の集積あり、基盤の補強がみられた。全体に地盤が軟弱であるためこのような施工が行われたと思われる。なお、この石敷遺構のさらに下層を調査したが、これに先行する遺構は検出できなかった。

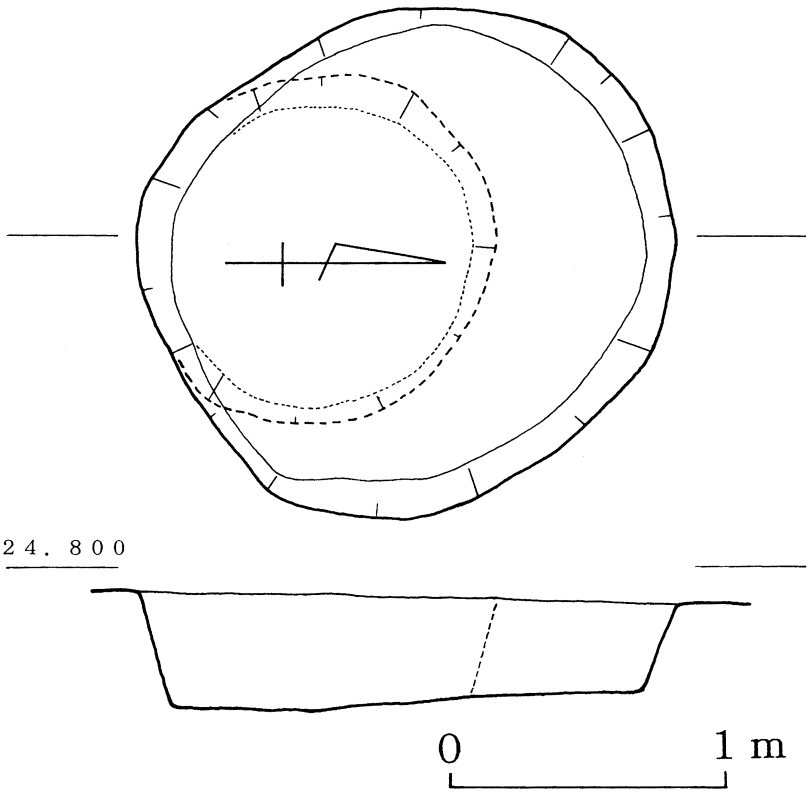

第25図　SK01実測図

遺物は表土から石敷遺構の中まで各時代のものが出土したが、下層にいくにしたがい、古い遺物が多い傾向がみられた。石敷遺構の遺物の中で最も新しいのは近世陶磁器であり、古いものは縄文期の石斧がある。量の多いのは中・近世の陶磁器と須恵器である。第28図1・7・11は染付で、1は器高二・五センチ、口径一〇・五センチで外面は青磁釉、11は径二二・〇センチの蓋でいずれも国内産。9は明染付。14・18は一五～一六世紀の青磁碗。5は近世のいぶし瓦。他は国内各地の一八～一九世紀の陶磁器類である。このうち、3は産地不明の青磁釉香炉片。4は当地方で生産された捏鉢。6も在地産の皿。8は関西系の陶器の蓋。10は黄褐色釉の土瓶の撮手で一八世紀以降に生産された布志名焼の可能性がある。12は灰白色釉碗で山口地方の生産品。13は外面黒色釉の甕片。15は肥前系の白磁片。16は褐釉の甕片。17は外面淡緑色釉、内面無釉の関西系陶器。19は土師器高坏、20・21は甕型土器。22～30は須恵器で22～28は古墳時代、29・30は律令期である。第41図1は長さ九センチの打製石斧で、六三・五九グラムを量る。全体に磨滅している。15は径二・二センチ、二・四一グラムの古銭、「寛永通寶」である。16は長さ五センチの銅鏡で七・二九グラムを量る。鏡面径は三・〇センチで、これに幅〇・六センチ長さ四センチの柄がつく。裏面は魚々子地で、幅一・五ミリ、高さ〇・五ミリの縁取りがある。同様な類例は韓半島製のものが能義郡広瀬町富田川河床遺跡にあり、懐中用柄鏡と考えられている。[1] 極めて珍しい出土例である。柄に小孔がなく、近世の柄鏡を小型化した形態である。和鏡としておく。

以上のことからSX05は基本的には中世末か近世初頭に今日のように構築され、その後も何度かの改築が行われてきたと思われる。

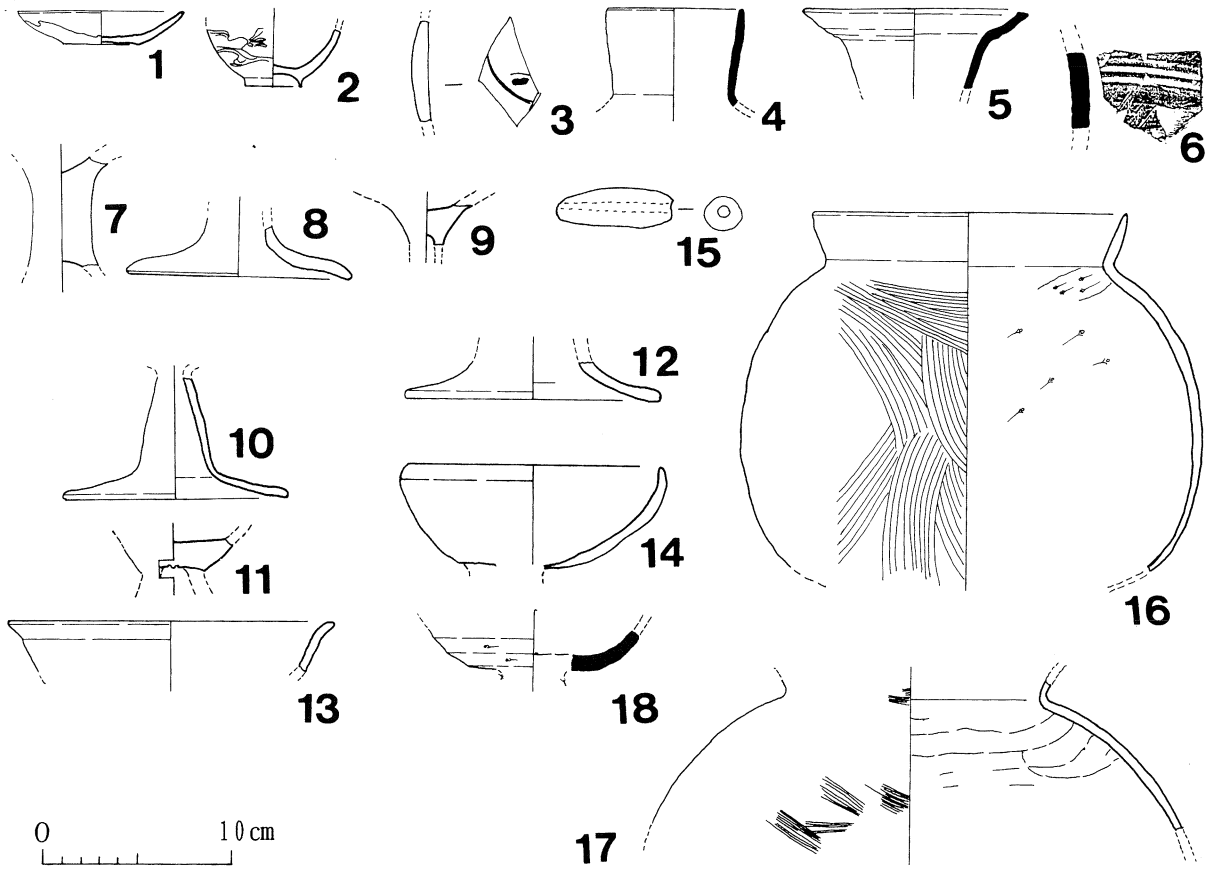

第26図　Ⅳ区出土遺物

五、Ⅴ区

Ⅴ区は復元された条里坪付では、A条b里31坪にあたり、小字名は「大坪」である（第47図）。検出された遺構は、竪穴建物跡一、掘立柱建物跡五、溝状遺構一である。

（1）SI01

Ⅴ区の東よりに検出された竪穴建物跡で、接近してSB03、SB04、SB05、SB07、SD04がある（第30図）。一辺が約五・四メートル四方の方形プランで、東側に幅六〇センチの拡張区がある（第31図）。支柱穴はP1～P4であろう。壁面下の周溝は幅一〇～一五センチ、深さ五・〇センチで、南側には認められなかった。中央に四五×三〇センチ、深さ一〇センチのP5があるが、炉として使用された痕跡はなかった。南側壁面に接して、八〇×六〇センチ、深さ三〇センチの小規模な土坑がある。その位置から、建物入口の施設か、もしくは後産処理用の坑であろう。遺構検出面から床面まではわずかに一〇センチほどである。建物内から古式須恵器と土師器の細片が出土した。

周辺の遺物には第38図5の須恵器甕、16・23は最大径一三・〇センチに復元される蓋付の蓋、34・41はそれぞれ最大径一三・〇センチ、一五・〇センチの蓋付坏部、第39図56は高坏脚部である。

（2）SB03

SI01の東側に検出した三×四間の掘立柱建物跡（第32図）。三間方向は三・八メートル、四間方向は七・〇メートルある。柱穴径は三〇～四〇センチで、柱痕は径一七センチある。柱間距離は三間方向が一・一～一・三メートル、四間方向が一・五～二・〇メートルと後者が長い。建物内にはSK

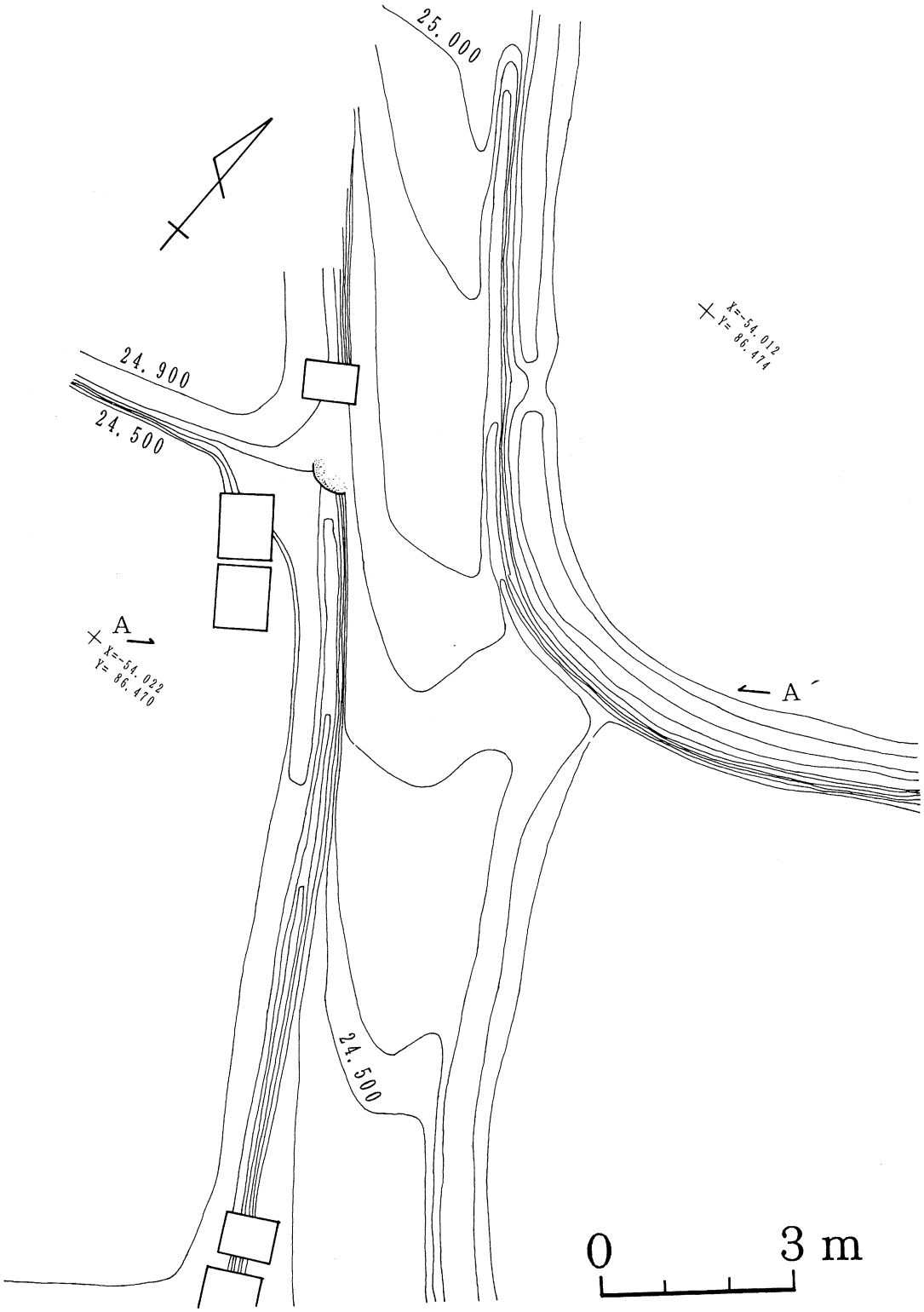

第27図　SX05付近実測図

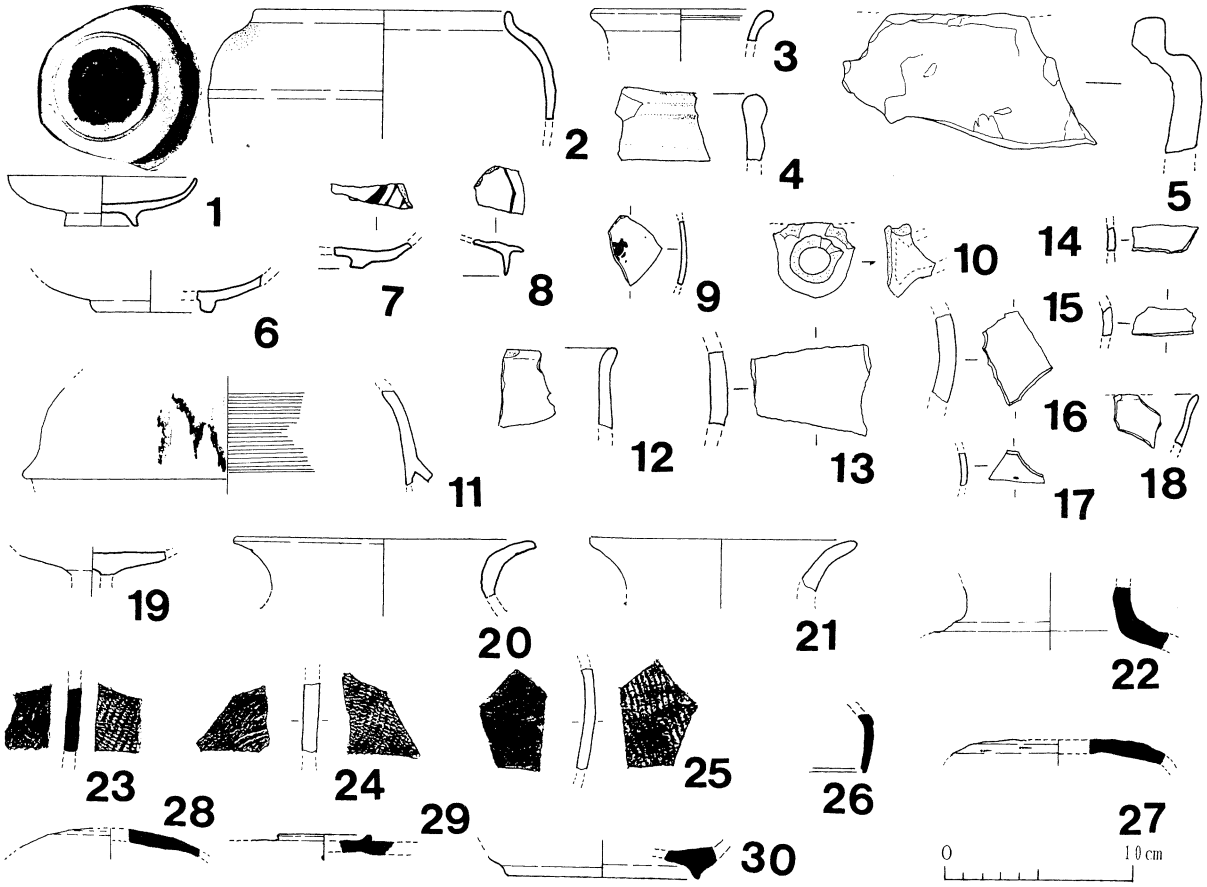

第28図　SX05出土遺物

○2がある。P8からは径一・三センチ、器高四・○センチに復元される須恵器蓋坏の蓋が出土した（第37図1）。

（3）SK02

SB03内に主軸を南北方向にむけて穿たれた土坑（第32図）。南北一・八メートル、東西一・○メートル、深さ一○～二○センチを測る。土坑内からは古墳時代の須恵器・土師器の細片が出土した。図示した第37図4は古式の須恵器蓋坏の坏部で、最大径一三・○センチに復元される。SB○3とは主軸方向が異なるが、出土遺物の時期はかわらないので、建物の床に穿たれた貯蔵穴かもしれない。

（4）SB04

SB03の西側に接して検出した南北方向二間×東西方向五間の掘立柱建物跡（第33図）。二間方向三・八メートル、五間方向七・○メートルと東西方向に長いプランである。P12にあたる柱穴は確認できなかった。柱間距離は二間方向が一・八～一・九メートル、五間方向が一・四～一・七メートルで前者がやや長い。柱穴径は三○～四○センチで、P11・P12・P13・P14に自然石の充填がみられた。建物内にもいくつかの柱穴状の小ピットがありP15やその付近のものは棟持柱かもしれない。

（5）SB05

SB03の南側に位置する掘立柱建物跡（第34図）。南北方向に二間、東西方向に四間を検出したが、さらに南側の調査区外に建物は延びている。南北方向のP4―P5は一・五メートル、東西方向のP1―P4は四・○メートルある。柱穴径は三○・○～五○・○センチで、柱痕は径一四センチである。P2からは最大径一三・○センチに復元される須恵器蓋坏の坏部と（第

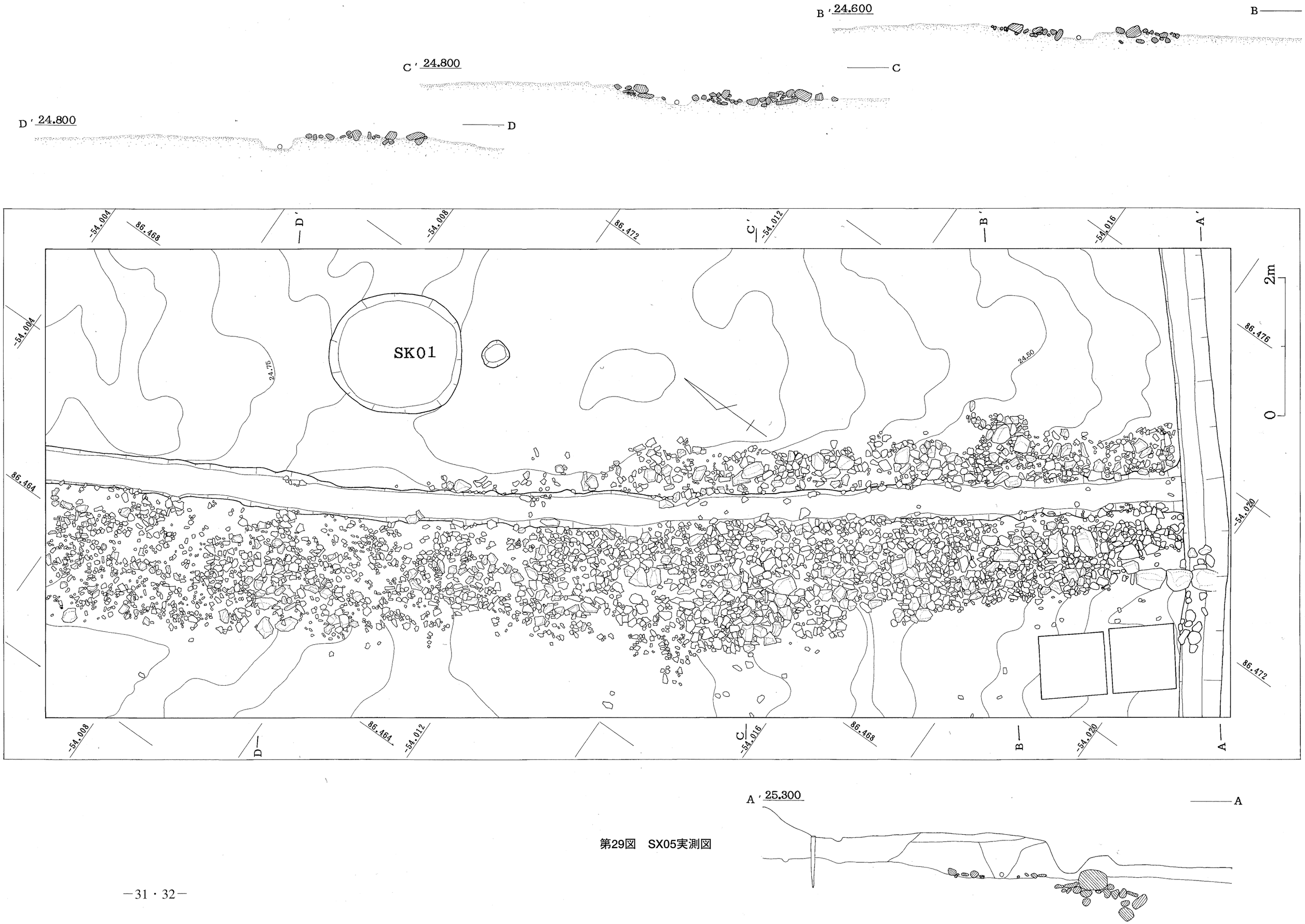

第29図　SX05実測図

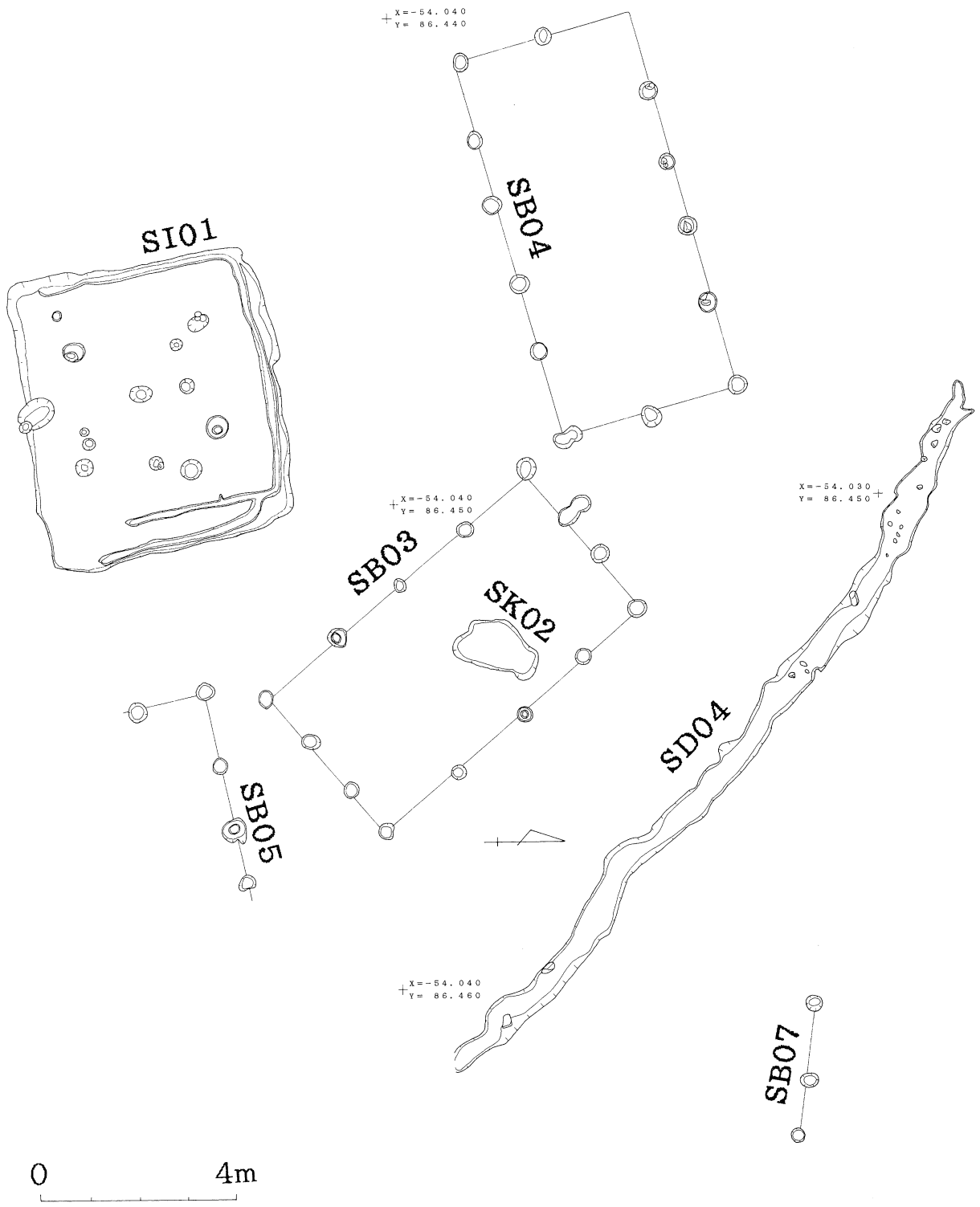

第30図　Ⅴ区遺構関係図

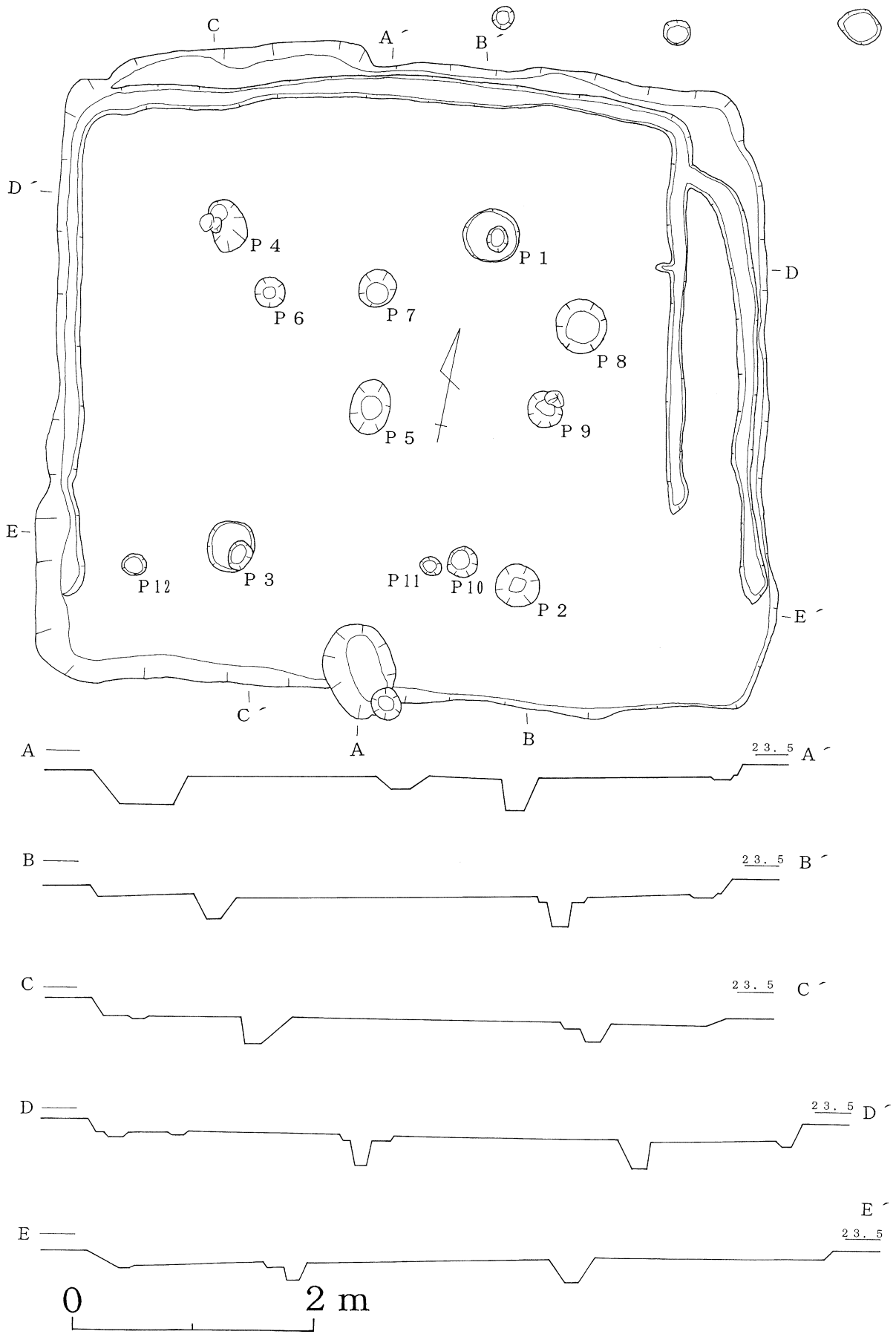

第31図　SI01実測図

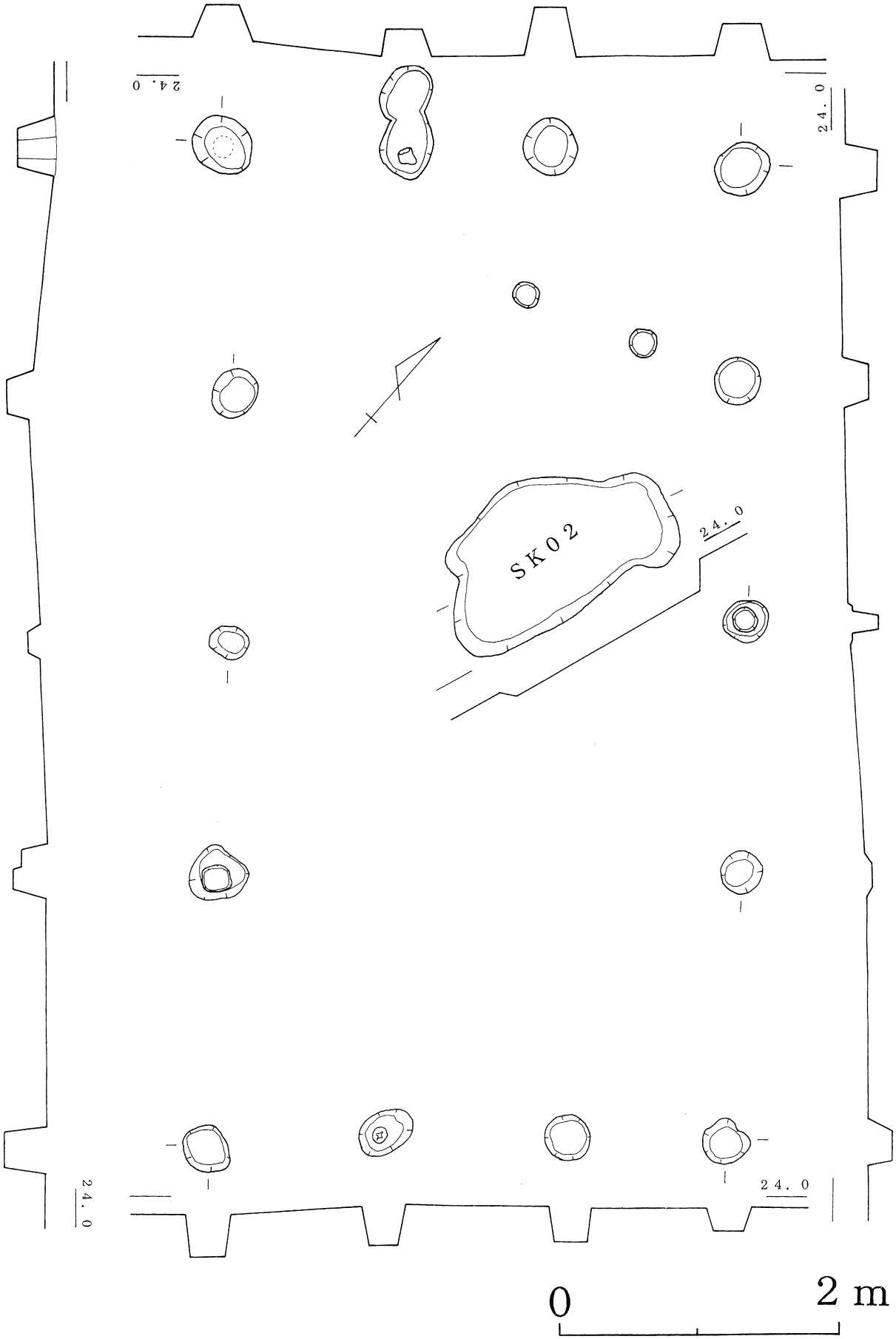

第32図　SB03SK02実測図

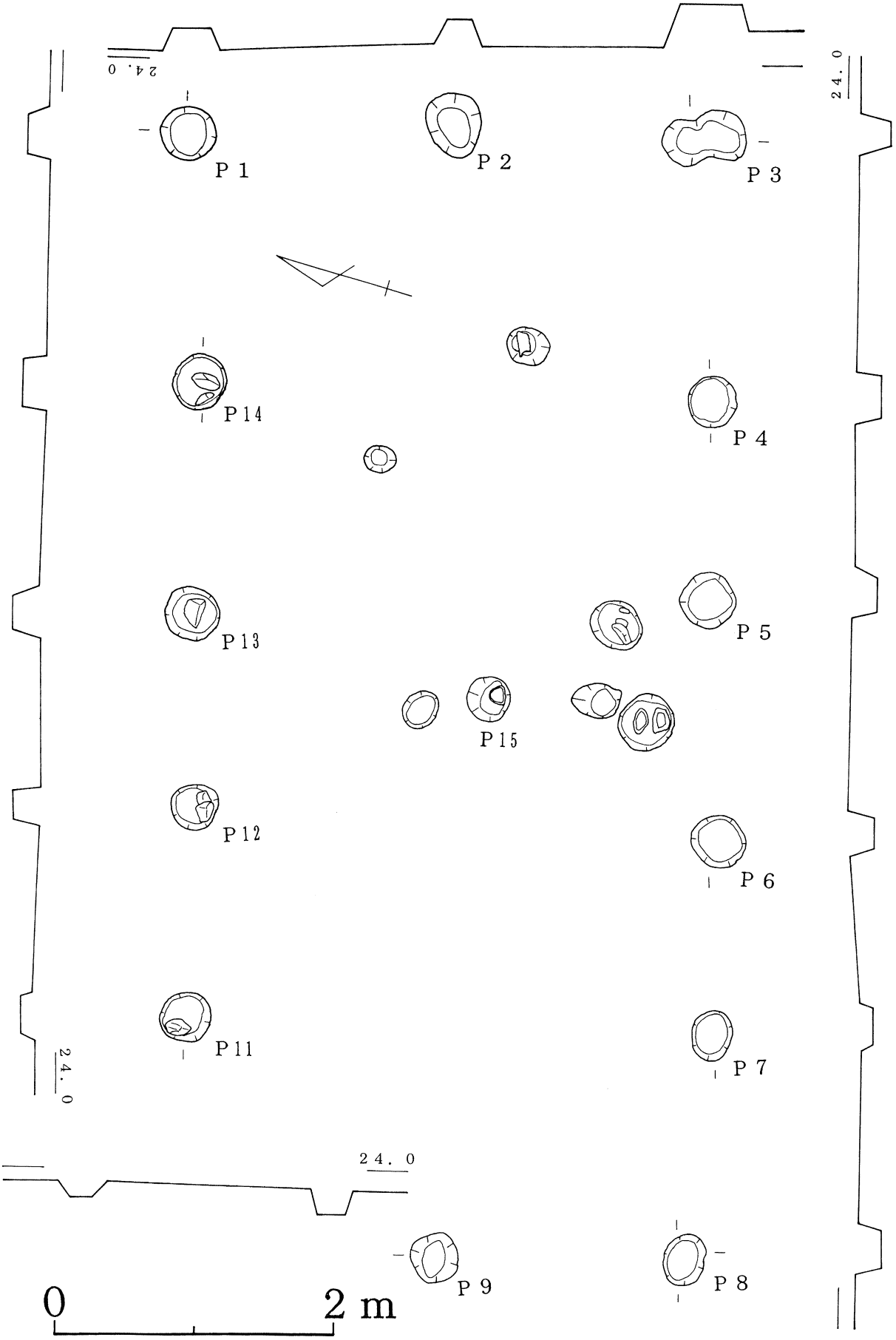

第33図　SB04実測図

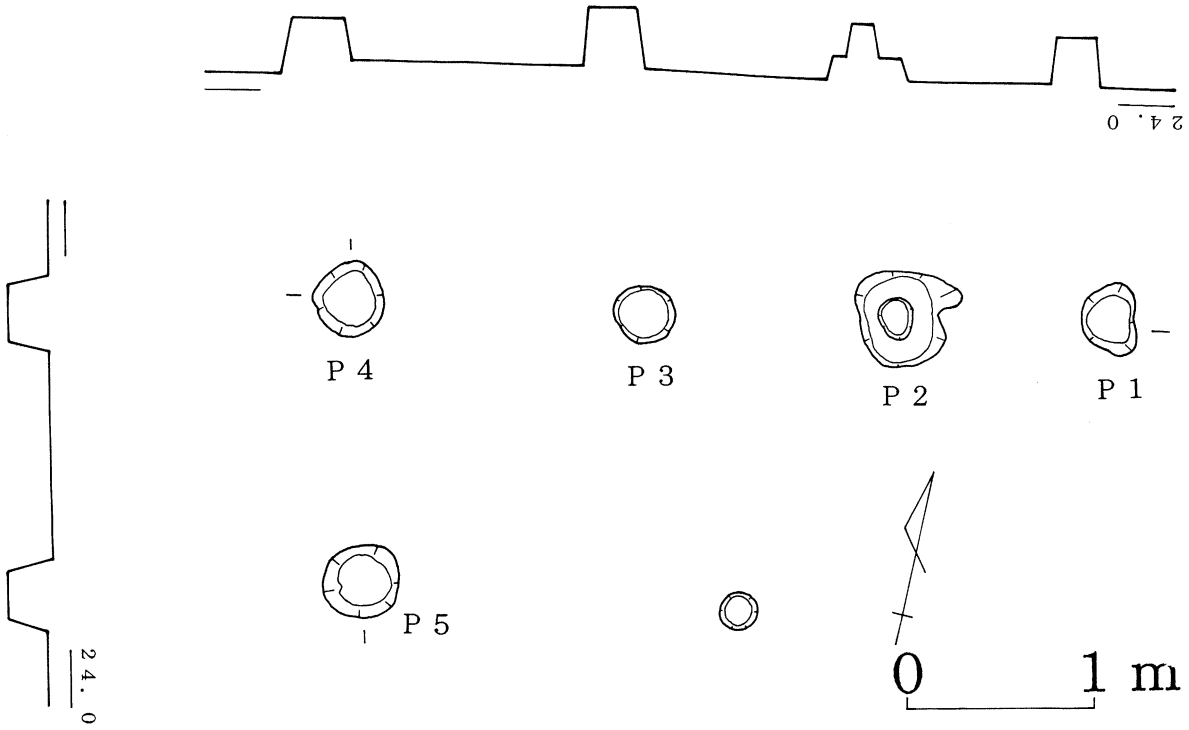

SB05

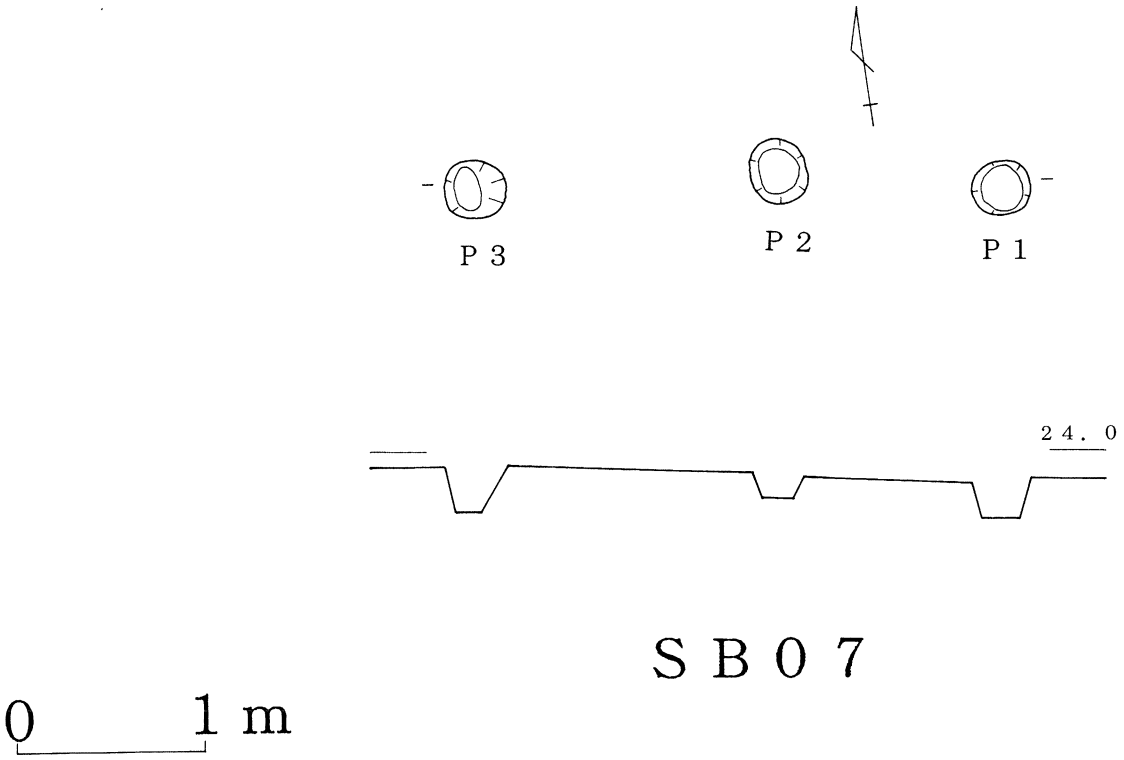

SB07

第34図　SB05、SB07実測図

37図2)、口径一九・〇センチの土師器甕型土器口縁部片（第37図3）が出土した。

(6) SB07

V区の東端に検出した掘立柱建物跡（第34図）。約三・〇メートルの間に三つの柱穴がほぼ一直線上に並ぶが、他に柱穴群がみあたらないので、柵列の一部の可能性がある。柱穴径は三〇・〇センチ前後である。

(7) SD04

SI01、SB03、SB04、SB05を囲むかたちの位置に検出された溝状遺構（第35図）。幅約六〇・〇センチ、長さは一八・〇メートルあるが、さらに南側の調査区外に延びている。溝内からは須恵器・土師器片と自然石が出土した。第38図34は最大径一三・〇センチに復元される須恵器蓋坏の坏部、第39図70は口径一五・〇センチの土師器甕型土器の口縁部、77は脚部を欠くが、口径一〇・〇センチの高坏である。

(8) SB02

V区の西側に検出された掘立柱建物跡（第36図）。二×二間プランであるがP8に相当する柱穴は検出できなかった。南北方向に三・二メートル、東西方向に五・八メートルある。P2—P3とP5—P6の間は三・五メートルあり、他の柱間距離より長い。柱穴は二〇センチ～三〇センチと小さい。P3より土師器の細片が出土した。建物の北側と南側に約一・〇メートル離れて建物の超軸方向に沿うて柱穴列があり（P8—P10、P11～P14）庇か目隠塀となろう。

(9) 遺構にともなわない遺物a

SI01、SB03、SB04、SB05、SD04の付近、及びその西側の包含層中より多量の遺物が出土した。第38図～第40図はそれらの一部を図示してある。この中には律令期のものや、弥生土器（第40図107・108）も含まれるが（第39図61～64）、多くは古墳時代中期、特に古式の須恵器が目立つ。いずれもSI01、SB03、SB04、SB05、SD04の年代を示している遺物と考えられる。竈も多く見られるが（第40図101～106）、明確

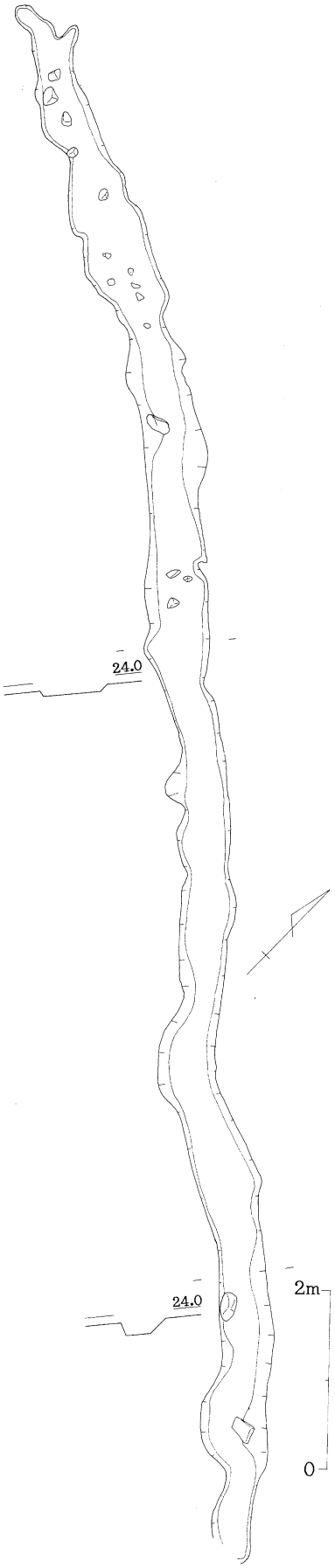

第35図　SD04実測図

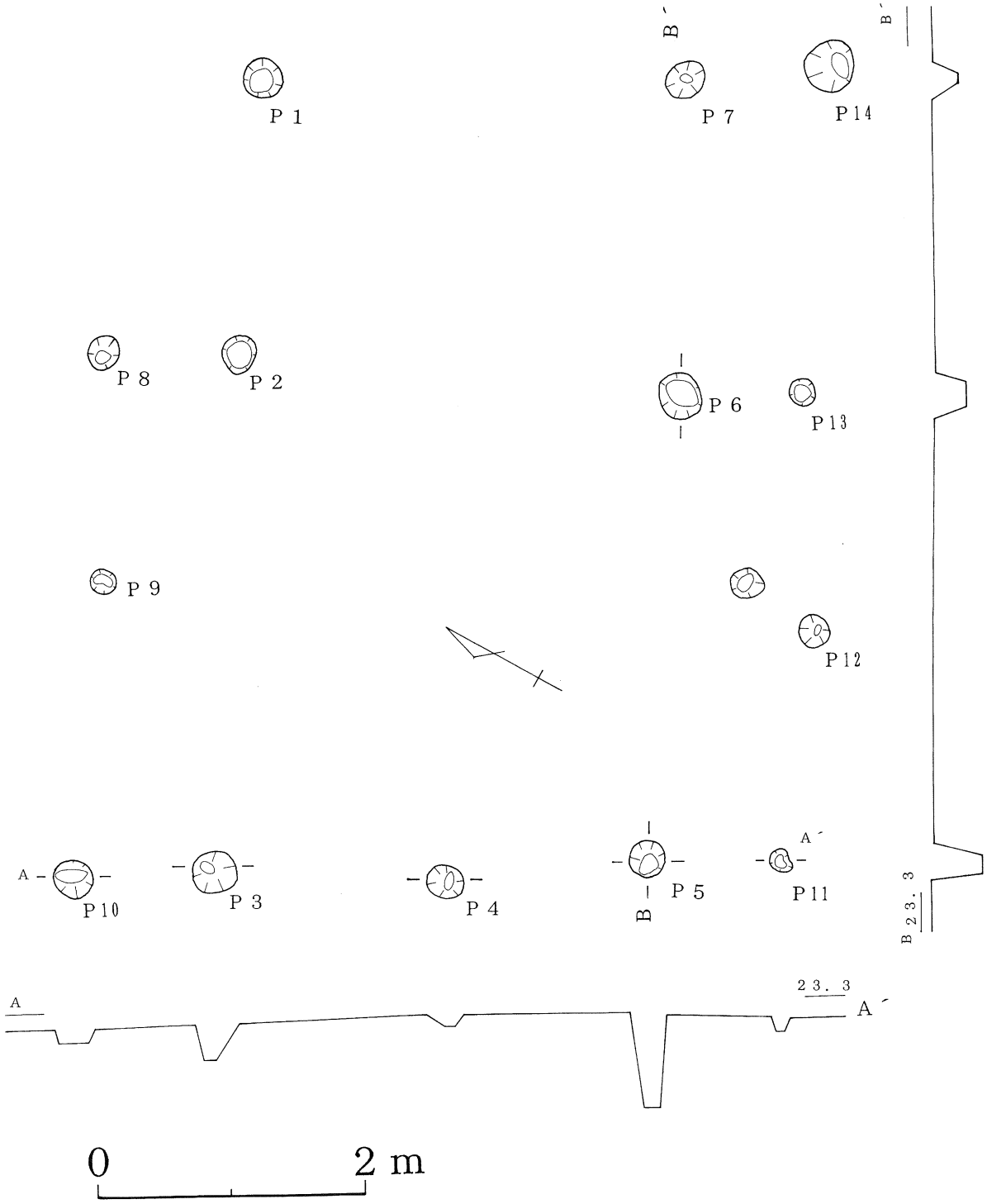

第36図　SB02実測図

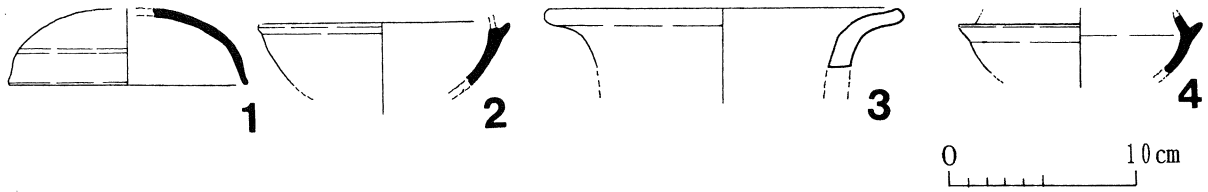

第37図　V区出土遺物（1）

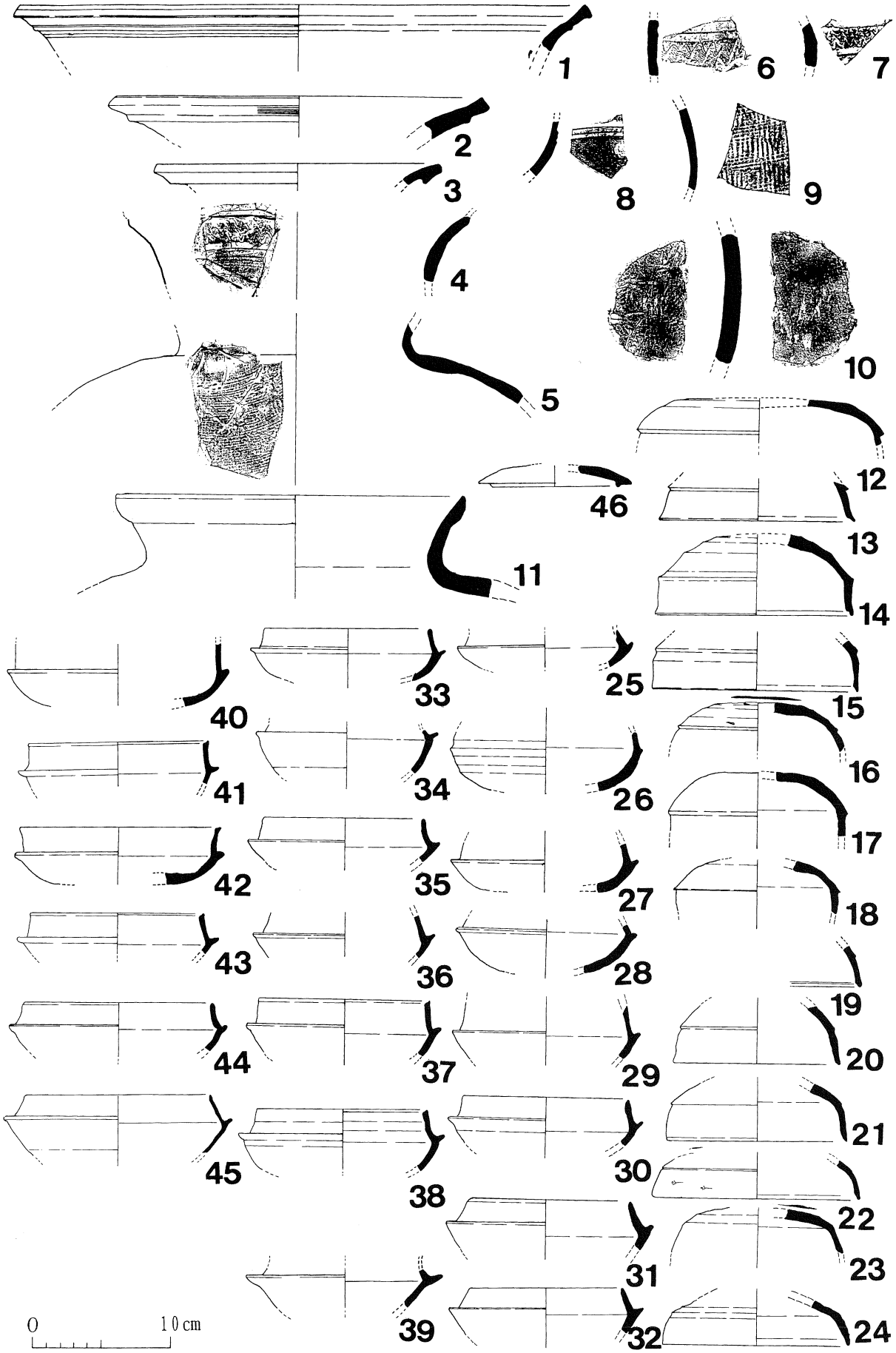

第38図　Ⅴ区出土遺物（2）

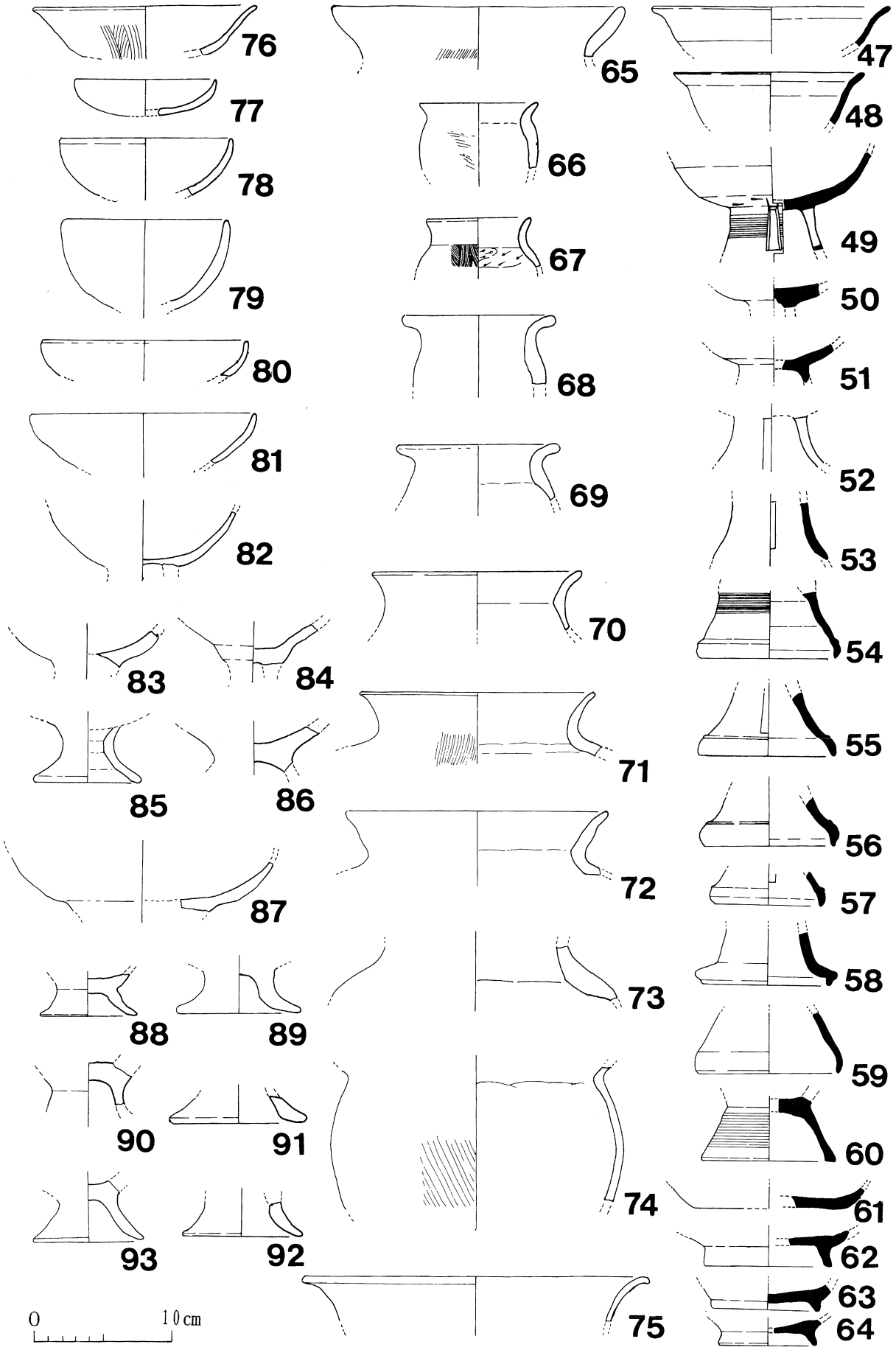

第39図　V区出土遺物（3）

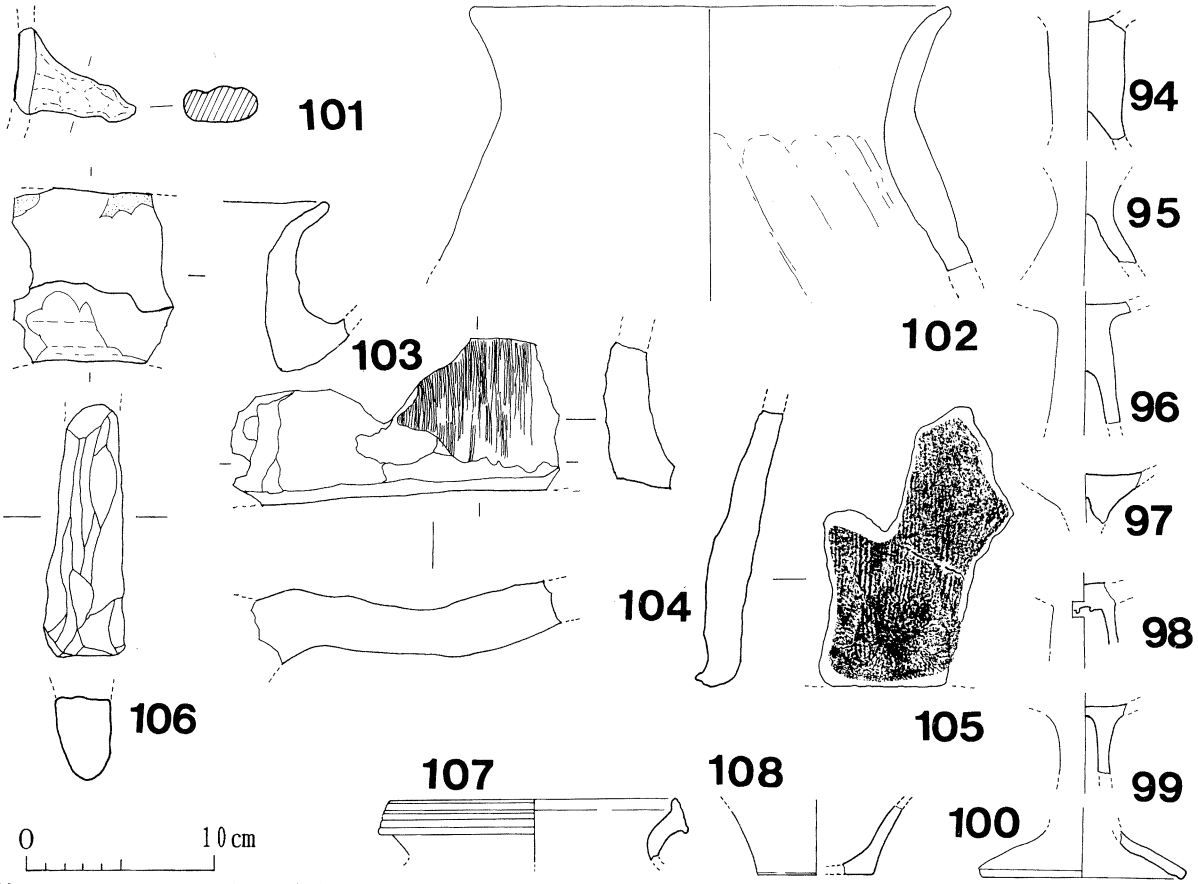

第40図　Ⅴ区出土遺物（4）

な祭祀関係遺物がなく、旧河道でもないことから建物群で日常的に使用されたものが廃棄されたと考えられる。

第38図1～11は須恵器甕、1は口径四一・〇センチの口縁部、11は口径二五・〇センチある。10は底部に近い破片である。2・3も口縁部で口径は二七・〇センチ、二〇・五センチある。6と7には波状紋がみられる。9は内面の叩き痕を丁寧にナデ消している。12～45は蓋坏、46は壷の蓋か、そうでなければ七世紀にくだる蓋坏であろう。口径は一一・〇センチに復元される。蓋部で最大の径は12の一八・〇センチである。多いのは一三・〇～一四・〇センチのものである。第39図47～60は須恵器の高坏である。蓋坏の坏部は最大径が一三・〇センチ前後のものが多い。これら古式の須恵器を焼成した古窯跡は、最も近いところに松江市大井古窯跡群があり[2]、中海の対岸には安来市門生古窯跡群がある。海路としての中海が想起される。本遺跡出土の須恵器の多くがこれらの古窯跡群で生産されたものであろうが、58や60のように、当地方で通常あまり見かけない資料も含まれる。

土師器は、甕型土器は複合口縁のなごりのあるものは少なく、高坏も碗型が多く、その脚部も器高の高いものもあるが（94～100）、低いものが目に付く（83～93）。全体に中心となる時期は、Ⅲ・Ⅳ区と比較するとやや新しいと思われる。66～69は口径が八・四センチ～一一・五センチと小さく、実用品とは考えがたい甕型土器である。祭祀用の可能性を考えなければ、壷として使用されたのであろう。70～73は通常この地方にある甕型土器。75の器壁は極めて薄く、口径は二五・〇センチを測り、この地方であまり見かけないものである。

（10）遺構にともなわない遺物b

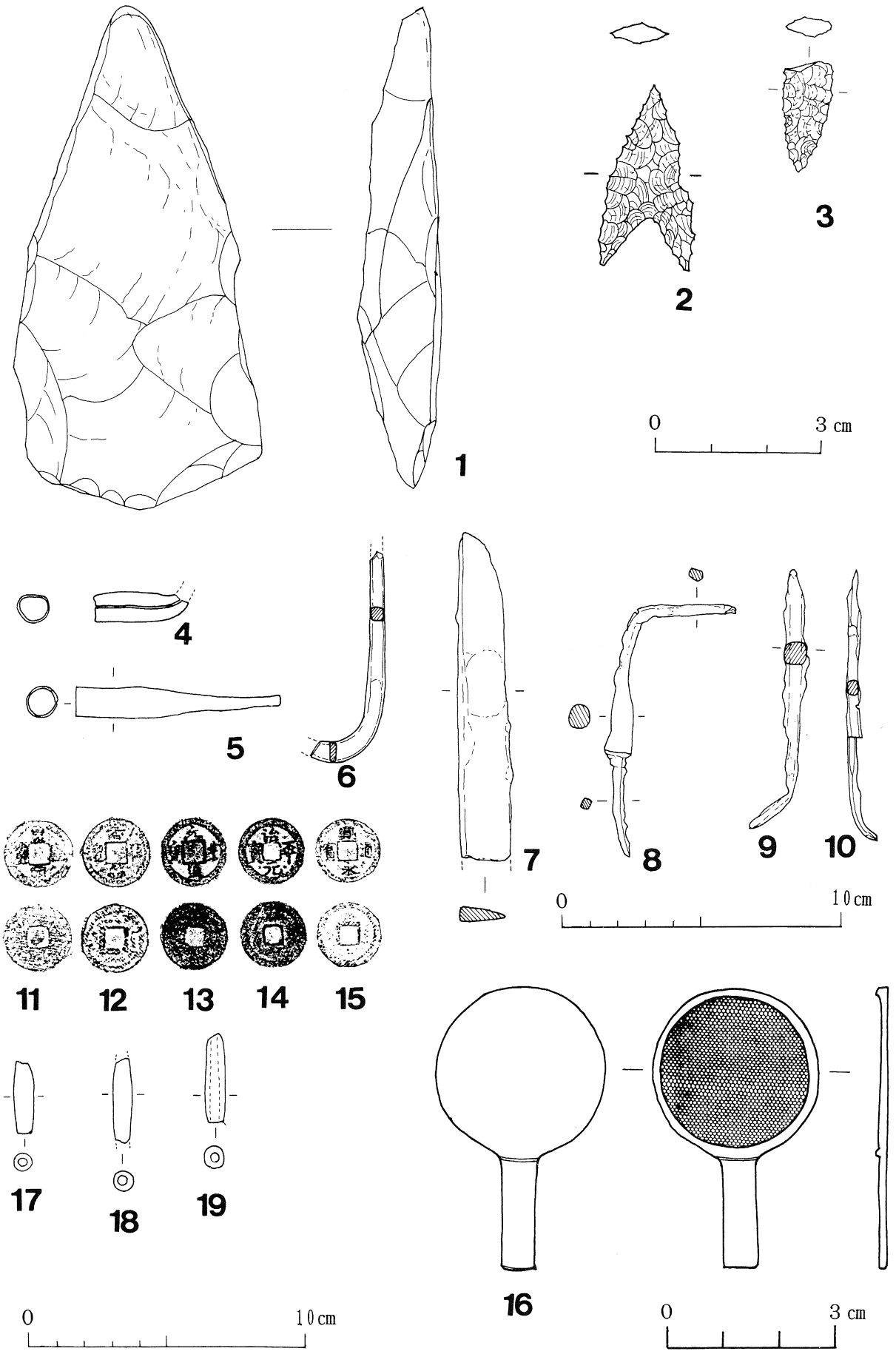

第41図　Ⅳ区、Ⅴ区出土遺物

第41図には耕作土中、及びその直下から出土した遺物を図示した。3は黒曜石製の石鏃の一部で〇・五六グラムある。Ⅳ区出土例の2と同一技法である。4・5は真鍮製の煙管で、4は現存する長さ三・五センチ、七・〇五グラムを量る。5は長さ七・五センチ、九・二七グラムある吸口部である。7は刀子片で、現存部は長さ一一・七センチ、幅一・八センチで、四三・八六グラムある。8～10は鉄鏃で、重量はそれぞれ一九・七グラム、一一・二四グラム、六・九四グラムを量る。8はもとの長さは一二・五センチほどであったろう。6は鉄製釣針である。鍛造製品で現存する長さ七・五センチである。重量は八・七八グラムある。針部と軸頂部を失っているが、おそらく軸部は先端に向かい尖る形態となろう。サイズからみてブリバリに当てはめればハマチ狙いであろう。[3] 古銭11は径二・三センチで、文字は判読不明であるが宗銭であろう。12は径二・三センチの「元豊通寶」である。前者は二・三グラム、後者は二・一三グラムを量る。17～19は刺網用の土錘、原始・古代のものと比較して色調は明るく、胎土が緻密である。それぞれ、長さ二・五センチで一・一グラム、長さ三・〇センチで一・六八グラム、長さ三・二センチで一・七六グラムある。中央での径は171～9とも〇・六センチである。以上はいずれも中世以降の遺物と考えられる。これら中・近世の遺物は第四章で詳述される本庄川流域の中世山城や石塔等との関係が注目されるところである。

五、小結

以上、発掘調査の概要を述べた。次にこれを簡単にまとめて小結とする。

① 検出した遺構の中心は古墳時代の集落跡であるが、それらは何棟かの竪穴建物と掘立柱建物を溝で囲んだものが集落を形成する一つの小単位となっている。

② それらの小単位が発掘調査区内に少なくとも二ヶ所存在した。

③ 集落内祭祀の具体像はイメージできないが、旧河道はそれぞれの小単位の共同の祭祀の場（おそらくそれは集落内祭祀における祭祀遺物の廃棄という最終段階）であると考えられる。

④ 古代条里を踏襲した現在約幅二メートルの一町四方を区画する農作業用道路は、中世末以降に大改修され今日に至っている。

注

1. 久保智康「富田川河床遺跡出土の卍文柄鏡について」『古代文化研究』No.3島根県古代文化センター　一九九五
2. 内田律雄「『出雲国風土記』大井浜の須恵器生産（上）」『古代学研究』一九八八
3. 内田律雄「鉄製釣針の復元」『古代文化研究』No.3　島根県古代文化センター　一九九六

第四章　松江市上本庄町、新庄町の城と石塔

今岡　稔

それぞれ、最近略則図を作ったので報告する。

一、城山城跡（上本庄町城山　第42図1）

標高七〇メートルほどの山だが、山全体を城として加工している。北側は大きな堀切を入れて尾根続きに侵入されることを防いでいる。南の山麓にある平坦地には館があった可能性がある。

地元の方に聞いたら、「ジャ山（やま）」とも言うらしいので、ジャ山とかジョウ山（城山）とか呼んだのだろう。

土塁や堀切があるので、かなり新しい城で一六世紀後半頃までは城として使われていたと思われる。

二、あん山城跡（上本庄町　第42図2）

前記、城山城の北西の山にも城があった。山の下の松本励一さんの奥さんに聞いたら「あん山（やま）」という山だが、城だったという話は知らないということだった。なお、城山城をジャ山というのも、松本励一さんの奥さんに聞いたことである。

堀切を入れて尾根を断ち切り、堀切から南の尾根を城として使っている。堀切の上を土塁とし、簡単な構造だが郭間の連絡もきちんと考えて設計されている様子から、これもかなり新しい城と見てよいだろう。

あん山城と城山城の間の距離が近いが、これは親子・兄弟など一族の人がそれぞれの城に分かれて一緒にこの地域を支配したものではなかろうか。城山城の方に館跡らしいものがあるので、こちらが本家か親と想像する。

なお、『雲陽誌』「島根郡　本庄」に「古城山　二ケ所山の名もしらす、城主年代もしらす、一の山上に井あり」と記されている。「井あり」の城は城山城であろう。『雲陽誌』の頃には、あん山城の存在も知られていたらしい。

三、城山城跡（新庄町城山　第42図3）

同じく『雲陽誌』「島根郡　新庄」に「古城山　城主は白石右京大夫といふ、百五十年はかりも以前に落城なりといふよし語傳れとも、誰人の攻落たるといふことはしれす、山の腰に二間四方の深井あり山下に塚あり首塚なりといふ、」とある。「山の腰」の「深井」は不明。

標高は三〇メートルばかりだが、中海に突き出た尾根に作られている。西側の尾根続きには、堀切を入れて遮断している。堀切の上に土塁を備える設計は、あん山城と同様である。あるいは、あん山城と同じ人達が守る城だったのかもしれない。

この城は、上本庄町の城のように、本庄の平野の方を向いた城ではなくて中海を睨んだ城で、水軍の城と呼んで良いものだろう。

もう少し南へ行くと和久羅山に近くなるのも気になるところである。一六

第42図　本庄・新庄の城と石塔

世紀後半には、松江で、毛利と尼子の戦いが展開している。和久羅山城は位置的にも、中海・大橋川の制水権を左右する城であり、和久羅山の西側山麓の大橋川に近いあたりに点々と城の存在することが、以前の松江市の調査で明らかにされている。当然、和久羅山城と大橋川に関係する城だろう。

白鹿城・真山城に拠った尼子方と洗合城の毛利方との攻防が有名だが、松江の戦いは、基本的には制水権をめぐる戦いだったと思われ、和久羅山城の争奪は、戦いの焦点の一つだったと思われる。中海・大橋川・宍道湖さらには日本海の軍需物資の輸送路をめぐる戦いだったのではないか。

尼子氏にとって、毛利に攻められる以前も、中海・大橋川・宍道湖・日本海の制水権は重要なものだっただろう。出雲平野部、山間部の尼子氏だけでなく、中海・大橋川・宍道湖・日本海の尼子氏像も考えなければいけないと思う。

そういう意味から中海・大橋川沿岸の城に今後は注目していかねばならないだろう。

四、新庄町門脇氏宅石塔（第46図4）

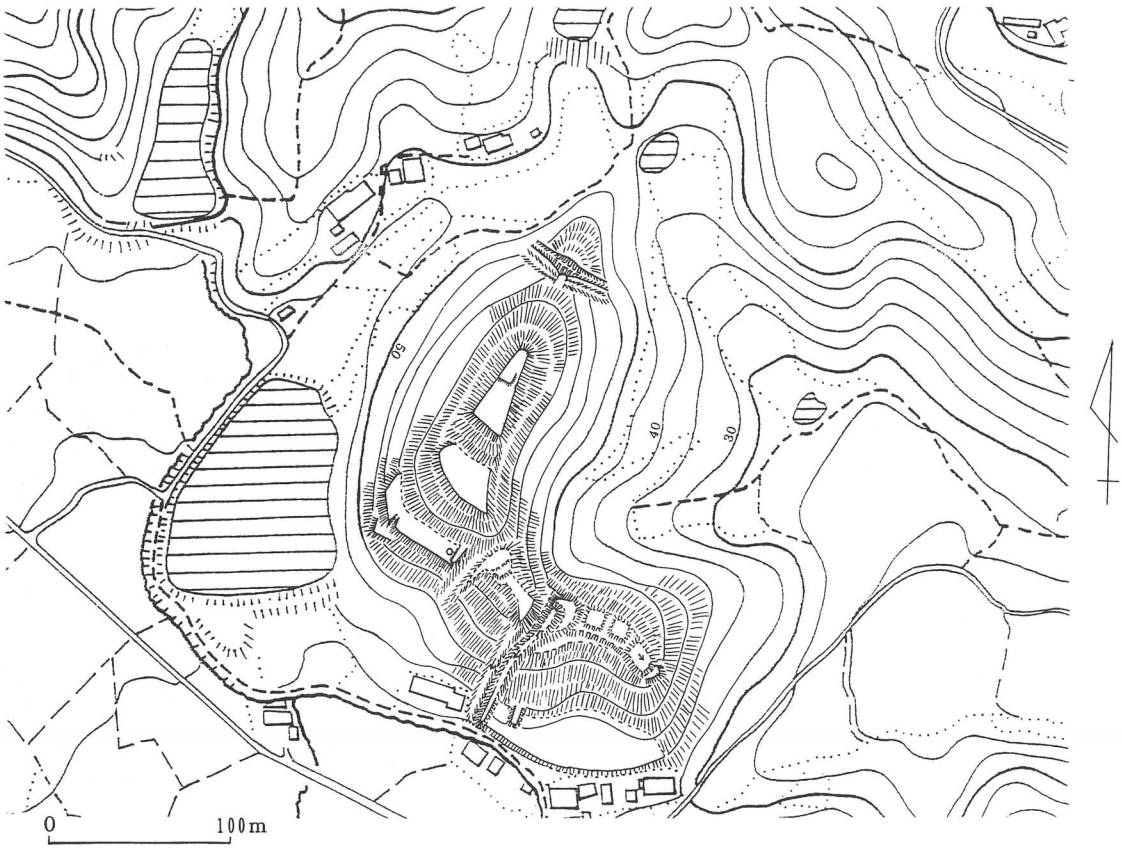

第43図　上本庄町城山城跡①

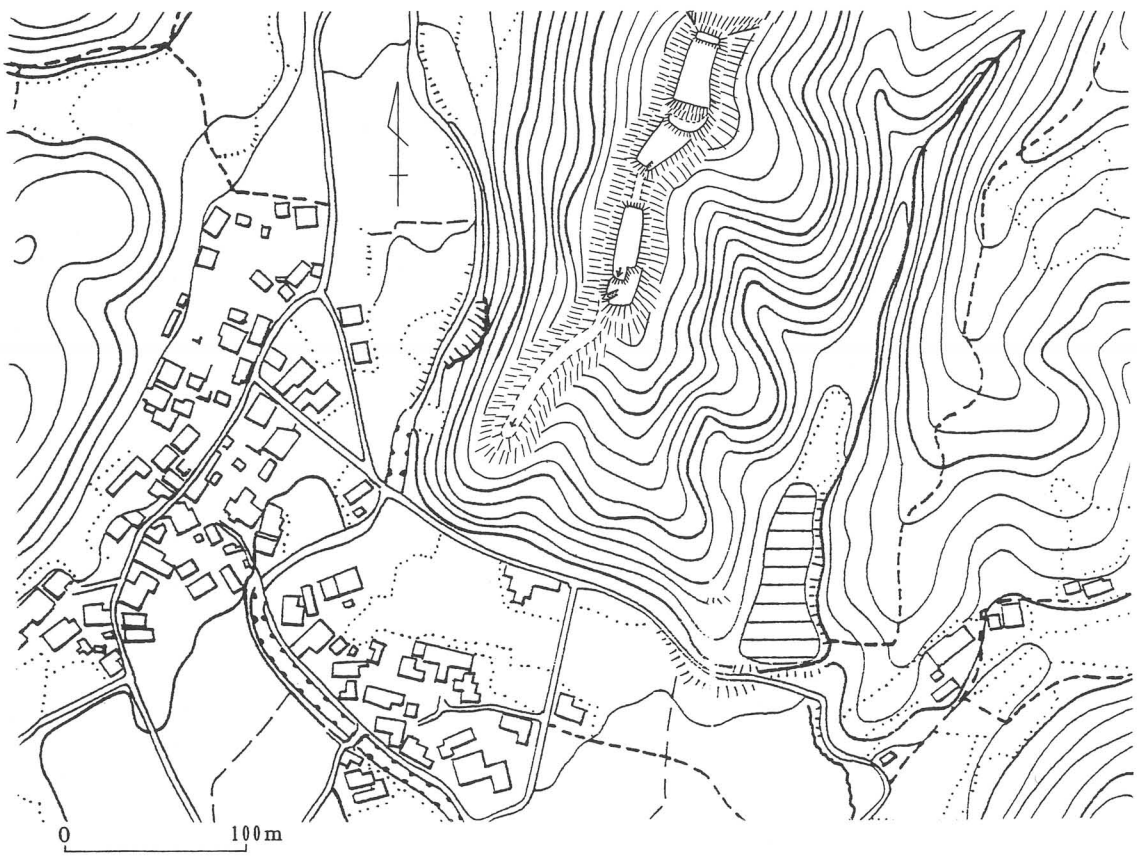

第44図　上本庄町あん山城跡②

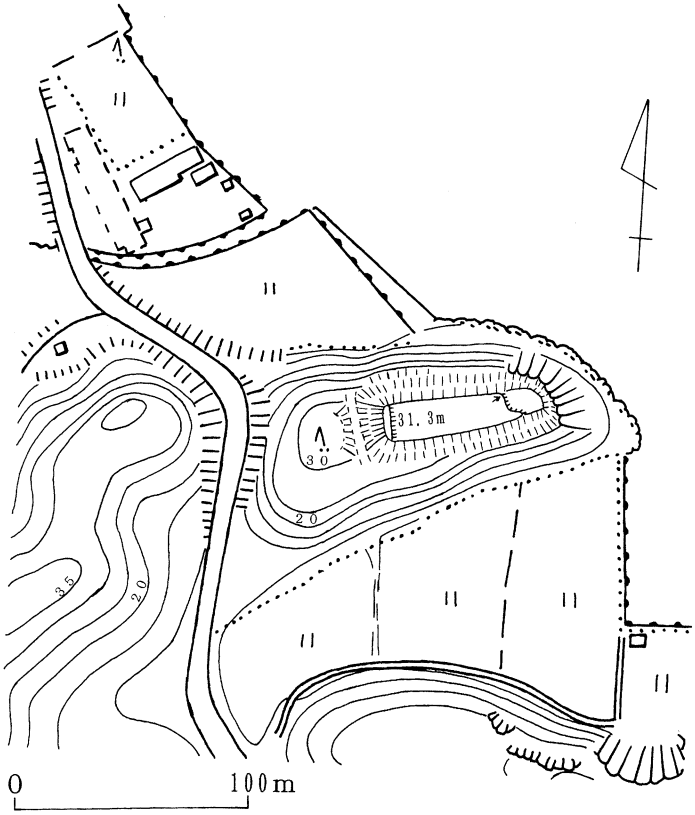

第45図　本庄町城山城跡③

松江市新庄町一八四番地門脇功さん宅の裏にある。門脇さん宅北側の畑と水田の境目に石が集積されて塚のようになって、その上にある。明治四十年頃か、現在の場所よりもう何メートルか南側にあったものを、功さんのお父さんが移動されたのを記憶しているとの功さんの談であった。

第46図の右側のもの（4）から。完全な形の五輪塔とはいうものの、各部材を寄せ集めたものであろう。一番下の地輪部は来待石で間違いなさそう。他の部材も来待石か。

次の地輪部と火輪部の重ねてあるもの（3）。地輪部は下の方が少し広くなる傾向があるようだ。アバタのある来待石より堅そうな石材。火輪部は下の方が欠損しているが、少しカーブするようだ。来待石より良質の石材に見える。

火輪部のみ（2）。来待石。風化して丸くなっていて元の形はやや不明瞭になっている。

一番左のもの（1）は何と呼ぶべきか。空風輪の加工前のものか。現地加工ということがあるのか。こんな形のものがあるのか。宿題として今後検討したい。堅い石材である。

各石塔は、大雑把に一五世紀から一六世紀のものと思われる。それは、火輪部の端が直立せずに上に開くことと、下の方は真っ直ぐにならずにややカーブしていることから、前者は一七世紀以降の石塔に見られる傾向で、後者は一四世紀の石塔に見られる形なので、その中間の時期のものと考えた。今のところ、これ以上細かい年代は分からない。

五、島根大学農園内石塔（第42図6）

島根大学の農園に入ってすぐの丘の上にある。丘陵を背にして本庄の平野部が良く見える。

大きい方の石塔の水輪部に「松田廟」とあるのは、白鹿城落城時に松田氏の一族が落ちてきて云々という伝えが当地にあることによるらしい。地輪・水輪と火輪・空風輪は石質が違うようだ。地輪・水輪は石質が違うことからも後に補ったものか。門脇氏宅石塔で指摘した火輪下部のカーブは顕著だが端が直立せずに、やや外に反る。花崗岩のような堅い石である。

小さい方の石塔の石材も、大きい方と同じと見える。地輪上部はやや中央が高くなる傾向があるように見えた。これも古い石塔に見られる傾向のように思う。火輪の端は外反傾向は目立たず直立に近い。空風輪は風化による傷

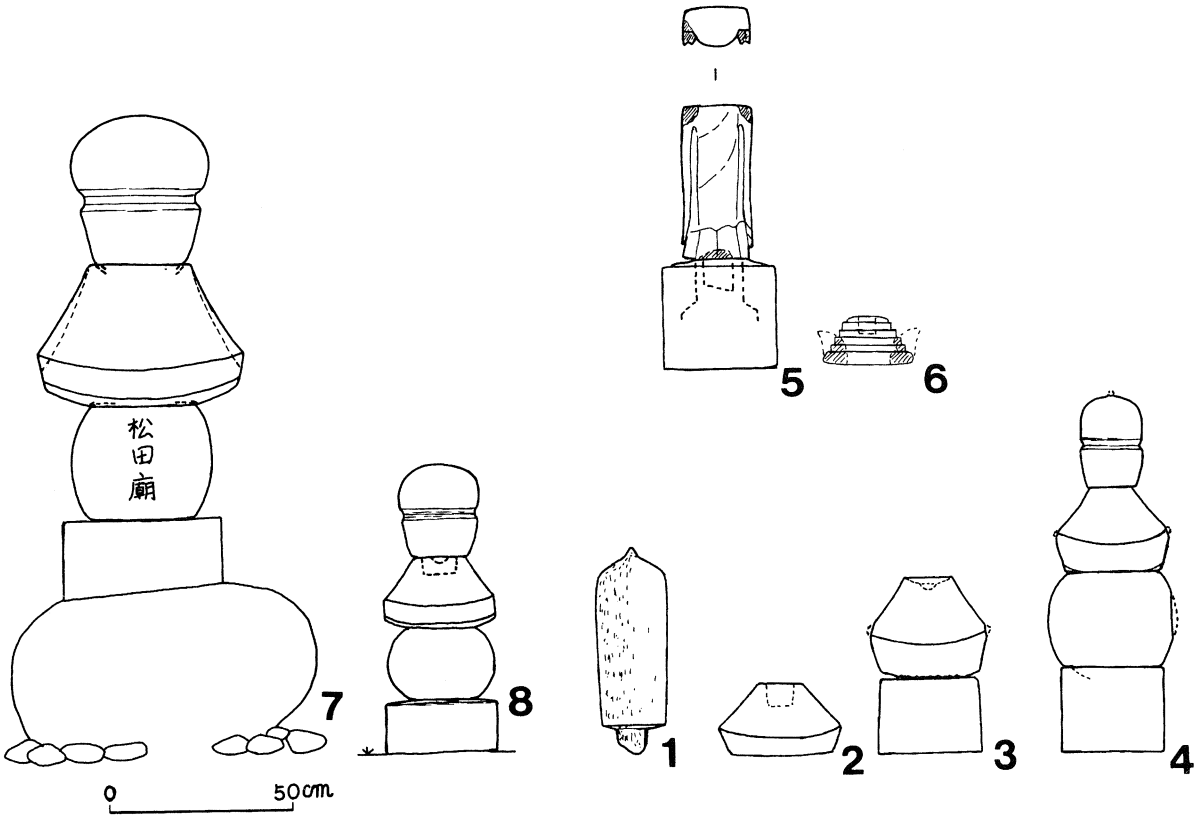

第46図　本庄・新庄の石塔（1～4：門脇氏宅、5～6：塚田、7～8：島根大学農園内

みがひどい。

大雑把には、門脇氏宅石塔より古くて一四世紀から一五世紀のものと考えている。

六、新庄町塚田の石塔等（第42図5）

門脇氏宅石塔の南東約三〇〇メートルほどの小字名が塚田という水田の中にある。門脇さん宅にあったのと同様な石が積み重ねられた塚状のものがあり、その北側斜面に石仏と宝篋印塔笠部がある。「塚田」という小字名はこの塚に由来すると考えられる。

宝篋印塔は傷んで、隅飾りが取れている。青っぽい色をした石である。これは、そんなに新しい石塔ではなくて中世のものかもしれないが、細かい年代は良く分からない。

石仏は、頭が取れている。来待石製である。これも、はっきりした年代は分からないが、近世・近代のものかもしれない。

七、おわりに

まとまった成果とか結論がなくて申し訳ないが、若干の感想を述べてまとめとする。

比較的狭い地域に石塔が何か所も残っていて驚いた。古代、中世から開けていた地域というのは、このように石塔・石仏などが地域のあちこちに残っているのが本来の姿だったのだろう。他地域を調査する時にも記憶しておくべきことだと思う。

悉皆調査というか、一定地域の石造物を時代や精粗を問わず全て記録する調査がおこなわれると、石塔等について色々なことが言えるようになるのではないかと思われるが、今のところ、近辺にそのような調査例が無く、調査

の計画も聞かないのは残念なことである。

城についても同様で、多少まとまった面積が開発された土地には、陸や水の交通路が通じていて、地域を押さえ、交通路を確保するために城が作られている。周囲の城の状況がもう少し明らかになれば、本庄の城の果たした役割が、もっと議論できるだろう。

島根県の中世の基礎的な研究は遅れていて、公的な機関は、まだまだ今回取り上げたような中世の遺跡の調査に熱心ではないけれど、このような機会を与えていただいた内田律雄氏に感謝するとともに、これを契機に本庄の中世的世界の遺跡・遺物に注目していきたい。

参考文献　『雲陽誌』（雄山閣「大日本地誌大系」四二、一九七一年）

第五章　本庄川流域平野部の条里プランについて

甲子園短期大学　岩本　次郎

一、本庄川流域の歴史的背景

古代の本庄川流域　この地域に関わる歴史的初見史料は、『出雲国風土記』のいわゆる国引き神話の中に出てくる「宇波の折絶より闇見（くらみ）国、是なり」とみえるものであろう。[1] 宇波の折絶は手染（現、手角町）の湾入部を指し、ここから闇見国（現、新庄町の久良彌神社）までが、一定の地域として認識されていたと考えられる。久良彌神社の旧社地は現在地より西南約六〇〇メートル奥まったクラミ谷にあったが、[2]『風土記』に久良見社、椋見社とあり、『延喜式』神名帳にも嶋根郡十社の中に記載されている。『風土記』には川上社もみえるが、これも式内社で現、本庄町川部の川上谷に鎮座する。

闇見国と呼ばれたのがいつまでか判然としないが、『風土記』の時代にはこの地域は手染郷の中にあったと推定されている。すなわち現、手角・長海・野原・邑生・本庄・新庄の各町からこれに北接する八束郡美保関町下宇部尾を含む範囲であった。

さらに本地域の東寄りに北上する古道があり、そして嶋根郡家から東にのびて、本地域の北部を通過する古道が北上する古道とT字状に交差するという見解がある。[3] 出雲国府から隠岐などを目指して、日本海に抜ける要衝の地であったといえよう。

中世の本庄川流域　中世に入って、貞応（一二二四）以後と推定される「宣陽門院所領目録」に出雲国長海庄があり、[4] また文永八年（一二七一）十一月の「杵築大社御三月会相撲舞御頭役結番事」には「長海本庄五十丁　持明院少將入道」、「長海新庄五十一丁五反」が見える。[5]

この他、弘安十年（一二八七）六月二十八日に佐々木泰綱なるものが長見本荘で頓死したとある。[6] 長海の遺称地は本庄の東北約二・六キロメートルの所にあり、天文十三年（一五五四）九月十七日の「隠岐豊清寄進状」には長海新庄内の清安寺（現、邑生町）に邑生村の田・屋敷を寄進していることもあり、[7] 右にみた本庄・新庄がそのまま現、本庄町・新庄町の地につながるのかどうか確実ではないが、長海庄の内にあったことは認められてよかろう。

戦国期には尼子・毛利両氏の所領争いのため、戦火に脅かされることもあったが、近世になって松江藩領として落ち着き、近代は漁業と農業によって生計を保つ近郊田園地域の様相を呈している。

二、条里プランの諸問題

坪並の復元　この地の地表にある条里遺構を条里型土地割と規定し、その土地区画の分布と小字名の収集を行い、そこから導かれる坪並の復元をされた先駆的基礎的研究に谷重豊季氏の業績がある。[8] 氏の研究は精細であり、これに付け加えるべきことは少ないのであるが、今回一〇〇〇分の一図（本庄地区のみ）と五〇〇〇分の一図をもたらされたので、これをもとに地形図に

小字名をおとし、谷重氏が考定された一町の西北隅から一の坪が始まり、西南隅に終わる坪並を地形図上に復元したのが第47図である。考定の根拠となるのは、いま坪並に伴う条里呼称の原則からして、仮に西側の南北列をA条、東側のそれをB条とし、北からa里～e里まで付した場合、そのA条b里四坪とB条d里九坪にそれぞれ「四ノ坪」「九坪」が一致することによる。

因みに一町区画の土地割が道路・畦畔・水路によって、三辺もしくは四辺を画するのは計三九町を数える。[9] これは三方を囲む丘陵部から中海の岸辺にかけての標高五〇メートルから二・五メートルに及ぶ傾斜地での開発または整備という地形的制約の中で、水利を配慮した結果であり、平坦地であれば面積的には八五町ほど数え得る広さである。

一町の長さ　右にみたような条件からして、一見すると一町の区画にはかなりの大小がみられるようであるが、これを具体的に中央部において連続する五町分について、一〇〇〇分の一図上で測ってみると（表1）東西長は約一〇九メートル、南北長は約一〇八メートルに収斂するのである。南北長の中に九三メートルという極短値があることを考えれば、東西・南北ともに全国的な平均値約一〇九メートルを示すものとしてよいであろう。[10]

一町区画の中の地割　これについては第59図を参照されると一目瞭然であるが、非常に不整形に細分化されていることが分かる。試みに前項に示した五町分について、田の枚数を数えてみると、表2（五六ページ）のとおりである。

一町の中は四五筆に及ぶのは極端としても、細分化の状況は全体的なことである。しかも細分化の様相は、長地型や半折型を基にした小方形を示すことは殆どなく、地形の傾斜に即した不整形なものとなっている。今回の調査では残念ながら、一筆ごとの水口と水落とし（オトシ）を調べることはできなかったが、この不整形の要因はもっぱら傾斜地での水利潅漑の便を図ったものと察することができる。

土地利用に対する苦心の痕跡は一町の中の田の標高差に如実に現われている。すなわち先の五町分についてみると、（表3）のとおりである。二・四二メートルから三・三六メートルの差であるが、これは非常な高低差といえる。平地での一例として、兵庫県太子町の場合を示すと、〇・二メートルから〇・三メートルというのがある。[11] 比較において、その差は顕著といえよう。

坪界線の方位　本庄川流域平野部の地表景観を形成している条里プラン[12]のうち、坪境界線の方位は、大方において方眼北に向かって三〇度から三二度、西に傾くという間におさまる。これは地形に従う開発または整備の仕方を示すものであるが、旧河川跡や丘麓部では、これが四三度内外を示すことがあるなど、地割の乱れとともに方位も一定しない。

境界線の中の地割は、前述のように、地形の傾斜に即した不整形になっているが、一定の方向性は示さず、水利潅漑の便を意識したものとなっている。

小字名について　いま本庄川流域平野部として対象としている地域は、明治二二年に周辺の村々を合わせて本庄村を形成するまで、本庄町・本庄村・新庄村の三町村からなっていた。そして明治二二年以後は九つの大字の中の三大字となるのであるが、明治三十年三月の松江市編入に伴い、本庄町・上本庄町（旧本庄村）・新庄町となった。これらの各町には、田中丁・北丁・南丁（以上、本庄町）、川部・山崎・木並・山本・大南（以上、上本庄町）・原ほか（新庄町）の地区名がある（第61図～第71図）。本来ならこれらを小字名とし、今回地形図におとした小地名はマゴ名・サゲ名と呼ぶべき

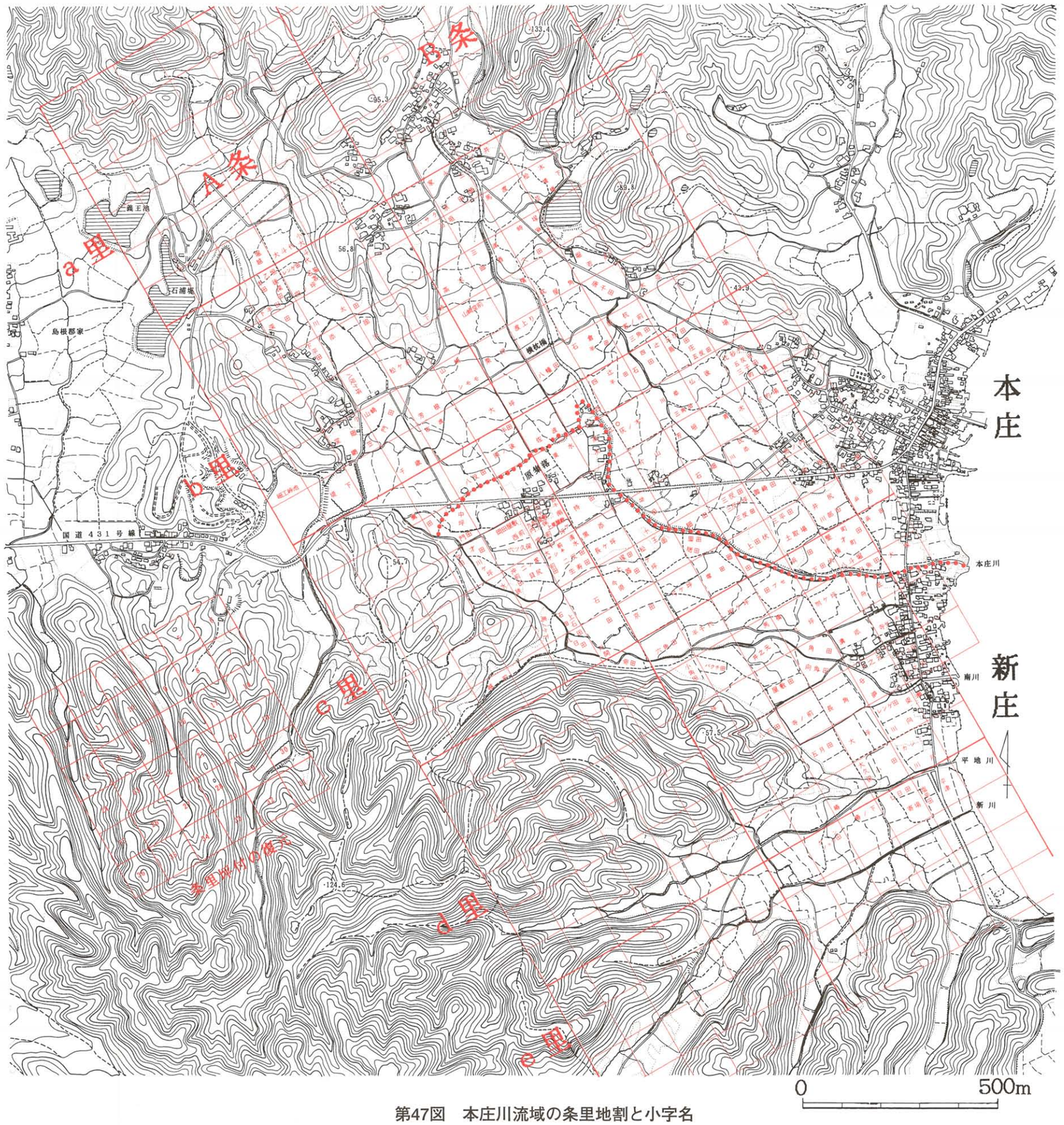

第47図　本庄川流域の条里地割と小字名

ものかもしれないが、現状では採択した小地名より以下のいわゆる通称地名は存在しないことと、[13] この小地名が大字ごとに纏められている地籍図の記載地名であることから、[14] 小字名と呼んで差し支えなかろう。

小字名の意味　坪地名としては、坪並復元の根拠となった四ノ坪と九坪以外に「梨ヶ坪」（B条d里十三・十四坪）がみられる。これは十三ヶ坪からナシヶ坪、そして梨ヶ坪と図面転写の過程で誤写された可能性がある。塚地名のうち「塚根」（B条c里三〇坪）と「大塚」（C条d里七坪）に、それぞれ墳形不明ながら古墳が存在する。[15]「深田」（A条b里一〇坪・B条b里一五坪・B条c里一五坪）はいわゆるフケ田で湿地を、「穴田」（B条b里十五坪）は水持ちのあまりよくない田をそれぞれ示している。「石田」（A条c里二九～三一坪・B条c里三～四坪）や「石畑」（B条c里二一～二二坪）は文字どおり石や礫の多い田畑であろう。発掘調査現場は「大坪」という条件の良さそうな地名の所であるが、石の出土が多く中には人頭大の石まで見られた。本庄川の上流から転がり落ちてきたものといわれる。

おわりに　最後に復元した条里プランが平野部のみならず、丘陵部にまで及ぶことに言及しておきたい。条里プランには耕地の開発または整備といった側面と地番呼称という側面がある。このうち地番呼称の機能は現実に道や水路がなくとも図面の上での地番割付などの操作は可能である。大和国平城京の西北一帯に展開する京北条里は、四条六里の条里プランを描出する絵図が西大寺などに存在するが、現地にあてはめた場合、ほぼ正方位を示す四里分の地割と異方位の小単位の地割、それに地割の施行がない山間部の擬制条里と呼ばれるものなどの集合体であるとみなされている。[16] また丹波国大山荘も文献資料と現地調査の総合的研究成果によって、条里型土地割のない山間部の条里プランの存在を確実にしている。[17] 本地域についても条里史料こそ今のところ見当たらないが、右の二例と関わる事例にあてはめてよいと思われる。

ところで、この条里プランの施行年代であるが、発掘調査地において現水田面の下層から中世の遺構が検出されているので、中世以降と一応考えておくが、正確な結論はもう少しデータの集積を待って導きだしたいと思う。

注

1. 『出雲国風土記』意宇郡条（日本古典文学大系本）一〇一頁
2. 内田律雄「奈良・平安時代の本庄」『郷土誌ふるさと本庄』本庄公民館一九九四・図1
3. 内田律雄　前掲書・図1、なお谷重豊季「『出雲国風土記』の道路―おもに駅路以外の道路の概観―」『出雲古代史研究』第3号　一九九三の図1には、意宇郡家・黒田駅から東寄りに北上して、千酌駅に至る道路が模式的に記されている。
4. 『鎌倉遺文』三三一七四
5. 『新修島根県史』史料編（古代・中世）二二六・二二七頁
6. 『荘園志料』下巻、一六の五頁「長海本庄」の項
7. 『新修島根県史』史料編（古代・中世）四〇七頁清安寺文書
8. 谷重豊季「嶋根郡の条里制について」『ふぃ～るど・の～と』7　本庄考古学研究室　一九八五
9. ほぼ一町の面積を道路・畦畔・水路で、三辺ないし四辺をもってかこむ区画の数は次のとおりである。

A条b里　二一・三一坪　（計　二坪）

A条c里　六・一七・一八・一九・三〇・三一坪　（計　六坪）
B条b里　二五・二六・三三・三四・三五・三六坪　（計　六坪）
B条c里　一・二・三・四・九・一〇・一三・
二四・二五・三一・三二・三五・三六坪　（計一三坪）
B条d里　一・二・三・六・一五・一六・二一・
二二・二八・二九・三三坪　（計一一坪）
B条e里　四坪　（計　一坪）
合計三九坪

10. 大和国の場合、坪の辺長は九〇メートルから一三〇メートルの間に分布し、全体を平均すると一〇九・三メートルになる。南北方向の辺長の平均は一〇九・五メートル、東西のそれは一〇九・二メートルである（木全敬蔵「条里地割の計測と解析」『奈良県史4　条里制』）。

11. 播磨国揖保郡鵤荘の一例をあげれば、佐用岡地区の大字柳小字「村ノ東」の一町は九筆で一四・〇～一四・三メートルの間にあり、高低差は〇・三メートルにすぎない。大字助久小字「佃」では一町が同じく九筆で一五・九メートルから一六・一メートルの間にあり、高低差は〇・二メートルである（『播磨国鵤荘現況調査報告Ⅳ』兵庫県太子町、一九九一、別図参照）。

12. 開発や整備に伴う条里型土地区画の施行と、地番呼称の機能を併せ持ったもの、および地番呼称的側面がより強い条里型土地割のない図上の線引きの例も含めて条里プランと呼ぶ。

13. 内田律雄氏の教示による。

14. 谷重豊季の注8の小字名一覧表は、「上本庄」と「新庄」からなる。

15. 『松江市遺跡地図』一九九一、一七二頁、H0四一、H0四二

16. 秋山日出雄「京北条里考」『平城村史』一九七一

17. 水野章二「荘園と条里制」『中世荘園の世界　東寺領丹波国大山荘』思文閣出版　一九九六

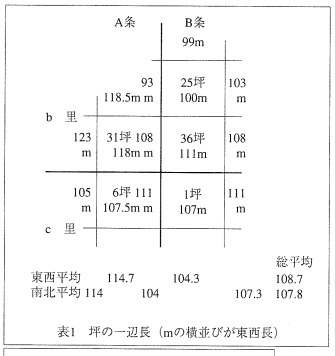

表1　坪の一辺長（mの横並びが東西長）

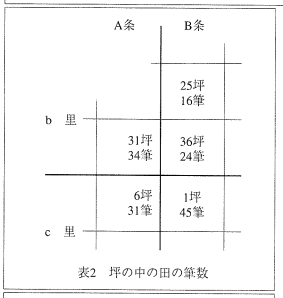

表2　坪の中の田の筆数

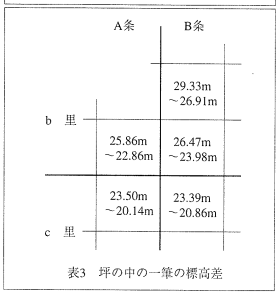

表3　坪の中の一筆の標高差

第六章　松江市本庄町本庄川流域条里遺跡の立地と環境

中村唯史・徳岡隆夫（島根大学地球資源環境学教室）

はじめに

本庄川流域条里遺跡（以下、本庄川遺跡と省略する）は中海に面する本庄川扇状地上に立地する（第48、49図）。扇状地は山地から流下した水が伏流し、扇端でしばしば湧水する。一般に扇状地の地表水は渇水しやすいが、地下水が枯れることはまれで、水を容易に確保できることから扇状地上には集落が形成されることが多い。一九九六年度の発掘調査で古墳時代の住居趾などが発見され、これまでに行われた周辺遺跡の調査結果と併せて本庄川扇状地には古代から集落が形成されていたことが明らかになってきた。そこで、本庄川遺跡の成立の背景にあった自然環境を明らかにするために、本庄川扇状地の地形と地質について検討した。その結果、土石流堆積物が古墳時代前～中期の遺物包含層を覆い、その上面に古墳時代中期～後期の住居が作られていることが明らかになった。

また、中海の湖底堆積層から、過去の洪水記録を読み取ることを目的として、本庄川の河口前面で柱状試料採取してこれについて検討したが、中海の堆積層は生物による攪乱を強く受けており、洪水記録のないため過去の洪水を見い出すことはできなかった。

本庄地域の地形・地質

松江市北東部の本庄地域は、島根半島の真山山系と嵩山・和久羅山に挟まれた位置にあたり、本庄川扇状地、段丘および中海岸の狭い範囲に分布する沖積低地から構成される。本庄川扇状地は真山山系から流れ出て中海に注ぐ本庄川下流に発達する。本庄川は標高五〇〇メートル前後の山地から流れ出て、北から南へ向かう直線的で急勾配の流路を流れる。本庄川の流域には新第三系の火山岩類、堆積岩類が分布する。本庄川扇状地の北側をほぼ東西方向に宍道断層が走る。宍道断層は総延長が約二〇キロメートルに達し、その一部は活断層と推定されている（鹿野ほか、一九九五）。

本庄川扇状地は扇頂が標高約五〇メートル、傾斜は約2°である。扇端は標高二～三メートルで中海の汀線にせまる（第49図）。本庄川扇状地と南側の山地の間を南川が流れる。南川は扇状地は発達せず、谷底低地を形成する。南川は本庄川に比べ集水面積がごく小さく、砕屑物の供給量が少ないために扇状地が発達していないとみられる。南川の谷底低地と接する本庄川扇状地の西端は傾斜がやや急である。

この地域の地形分類を第三図に、地形断面図を第四図に示す。本庄川扇状地の周囲には標高四〇～五〇メートルの段丘Ⅰと標高一〇～二〇メートルの

段丘Ⅱが分布する。段丘Ⅰと段丘Ⅱは本庄川扇状地の北東側では比高差二五メートルの段丘崖を界して接し、段丘Ⅱには一部で本庄川扇状地が重なる。段丘Ⅰは直径二〇～一〇センチメートルの礫を主体とし、直径五〇センチメートルを超える礫を含む礫層からなる。全体に赤色風化が進み、構成礫はクサリ礫化している。

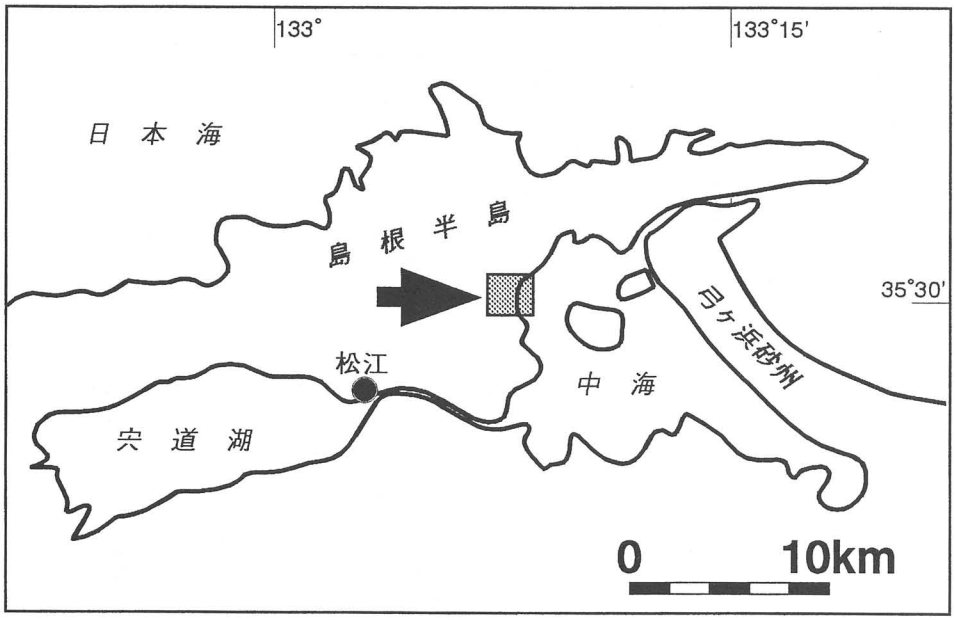

第48図　調査地域

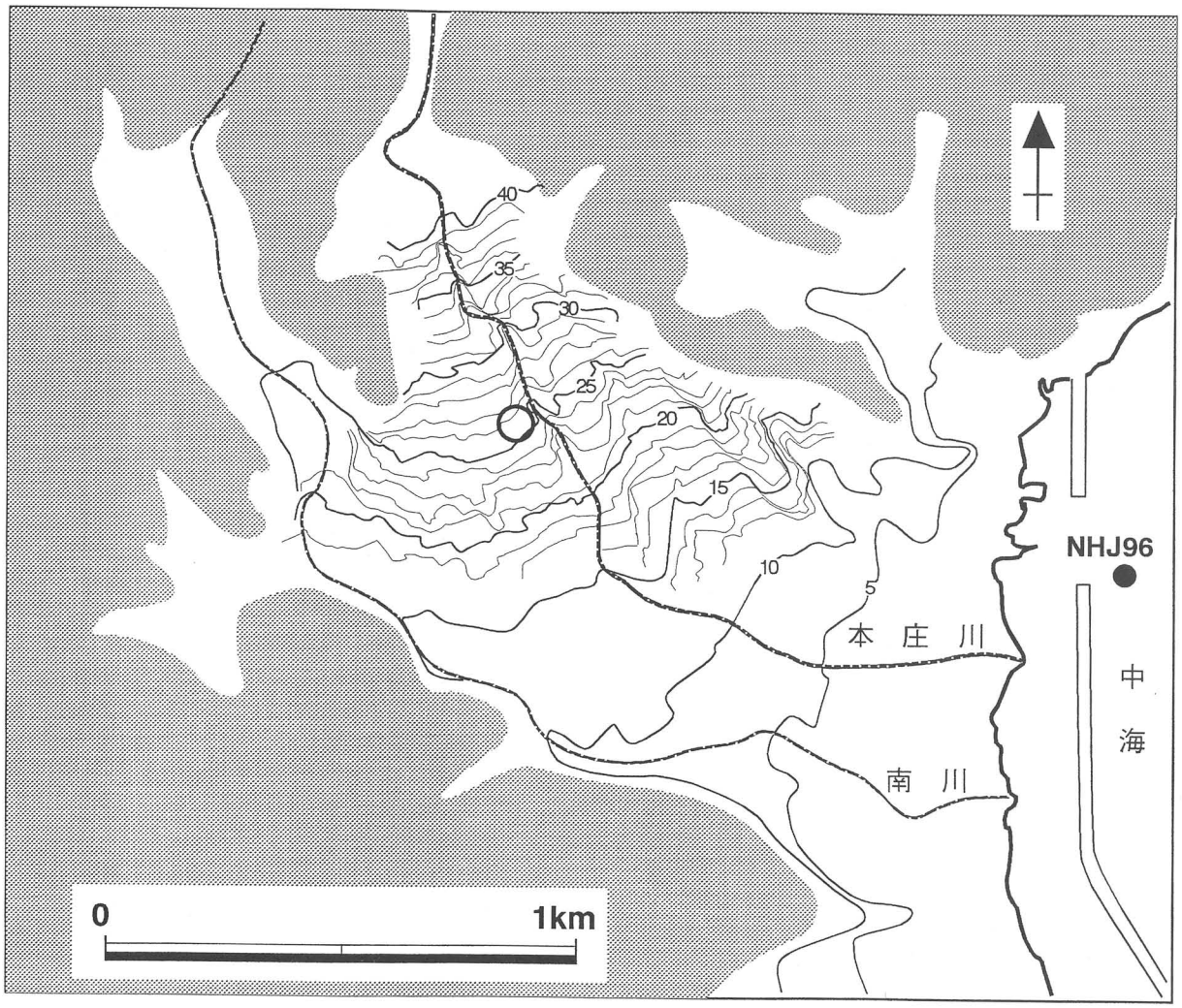

第49図　本庄川扇状地の等高線図

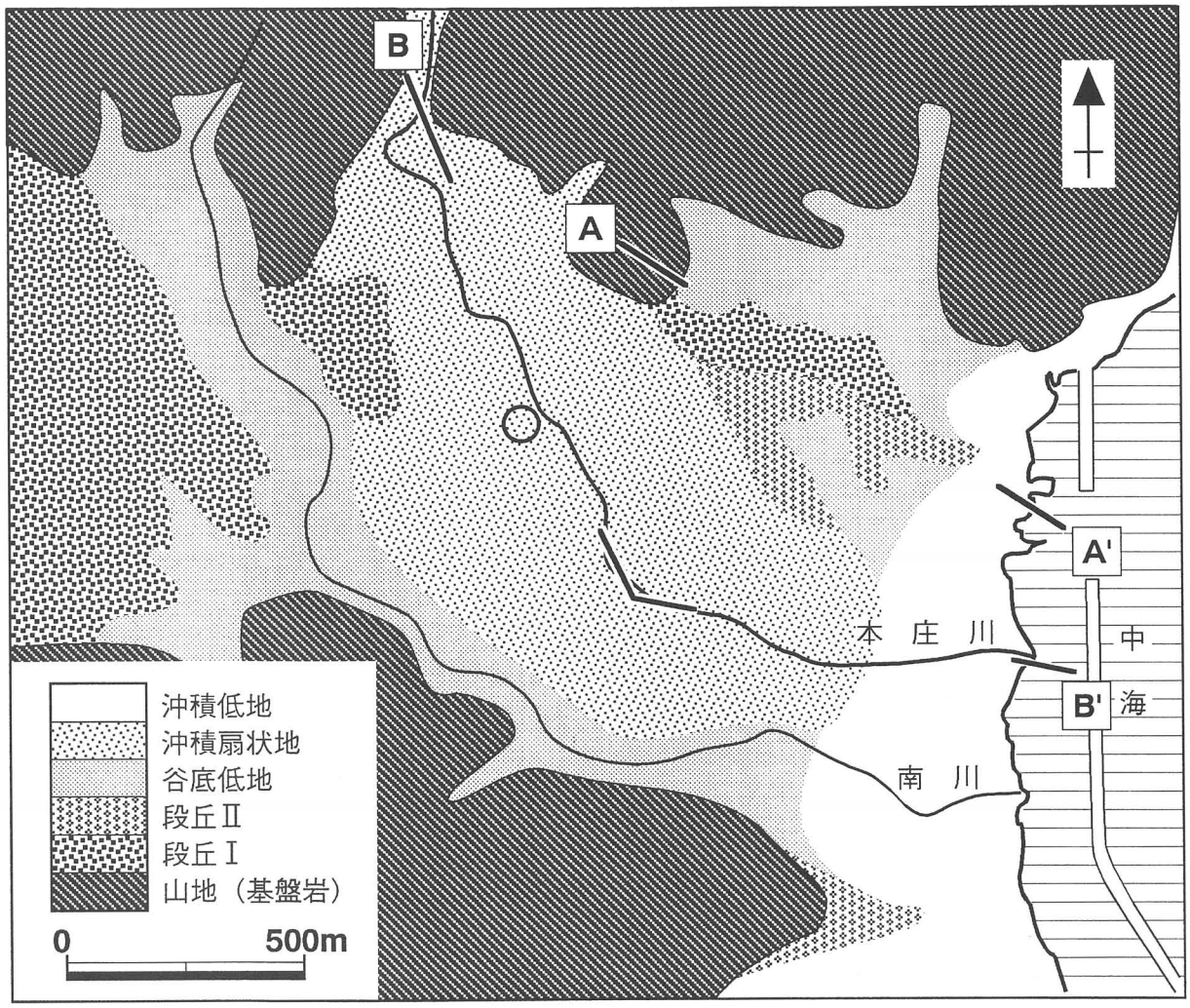

第50図　本庄川扇状地の地形区分

段丘面は開削が進み、松江軽石（DMP）層と木次軽石（SKP）層に覆われる。段丘Ⅱは本庄川扇状地の北東部と、南側の一部に分布し、沖積低地とは比高差五メートルの明瞭な段丘崖を界して接する。本庄川扇状地は段丘Ⅰを開削した谷を埋める形で発達し、段丘Ⅱを覆う。段丘Ⅱはその分布から、扇状地の下に埋没しているとみられ、古期の扇状地である段丘Ⅱに現世の堆積物が重なる形で本庄川扇状地が構成されると推定できる。

扇状地堆積層

本庄川遺跡一九九六年度調査区は本庄扇状地のほぼ中央部にあたる。扇状地は基本的に粗粒な洪水堆積物で構成される。調査区内の堆積層は礫層と泥質砂～砂質泥層からなる。礫層は直径三〇～一〇センチメートルの亜角～亜円礫を主体とし、直径五〇センチメートルを超える礫を含む。礫層の形態は、ほぼ南北方向の走向を持ち、幅五〇メートル未満で断面が上に凸の薄いレンズ状の形態で下位の地層を覆うものと、幅三〇メートル未満のチャネル（河道）状に大別できる。レンズ状の礫層は基質に泥分を多く含む分級が悪い地層である。チャネル状の礫層は基質が砂や細礫を主体とする（第52図）。その形態と粒度構成からレンズ状の礫層は扇状地面上に広がった土石流堆積物とみられ、チャネル状の礫層はチャネル（河道）を充填した堆積物とみられる。

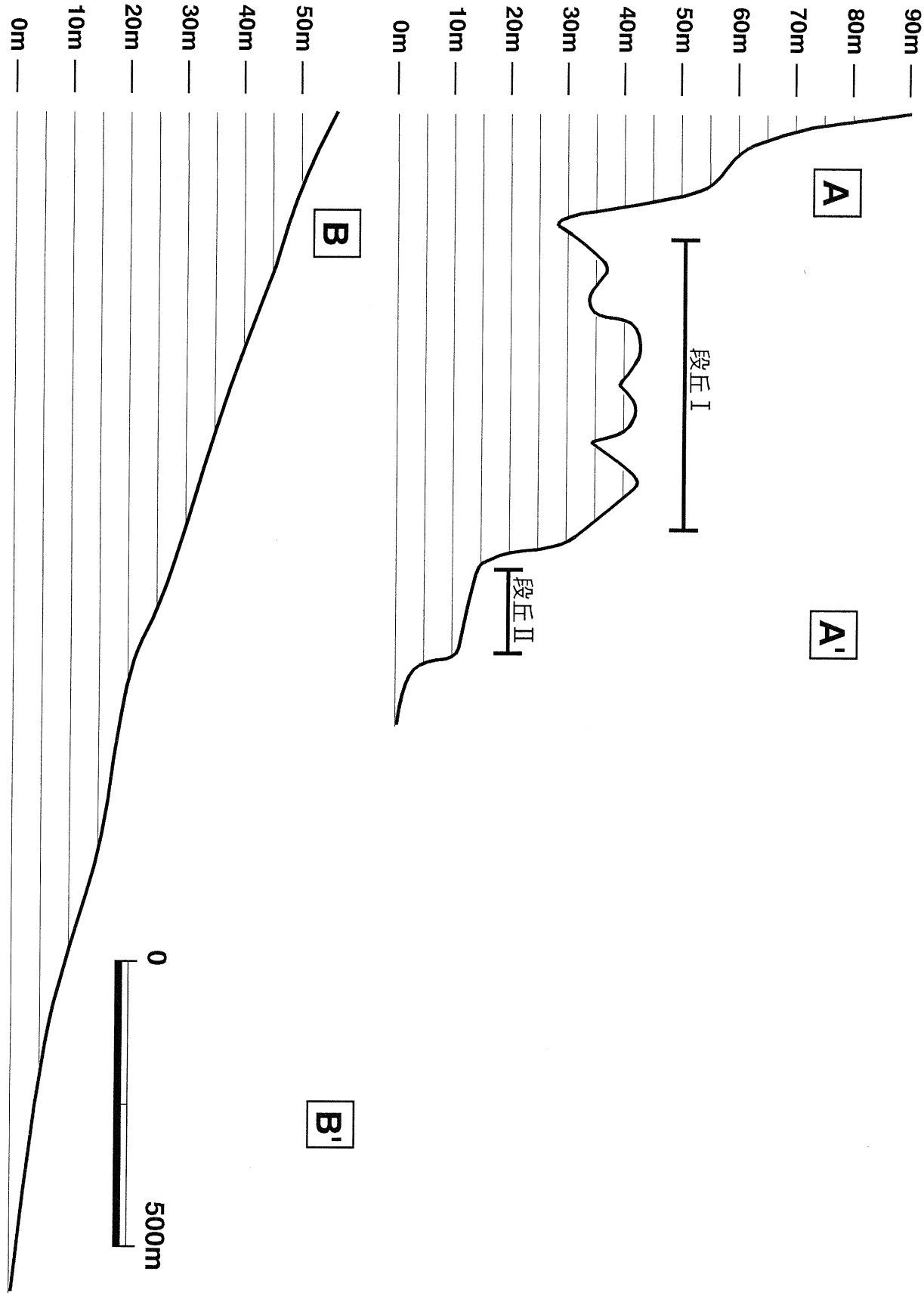

第51図　本庄地形の地形断面（測線位置は第50図参照）

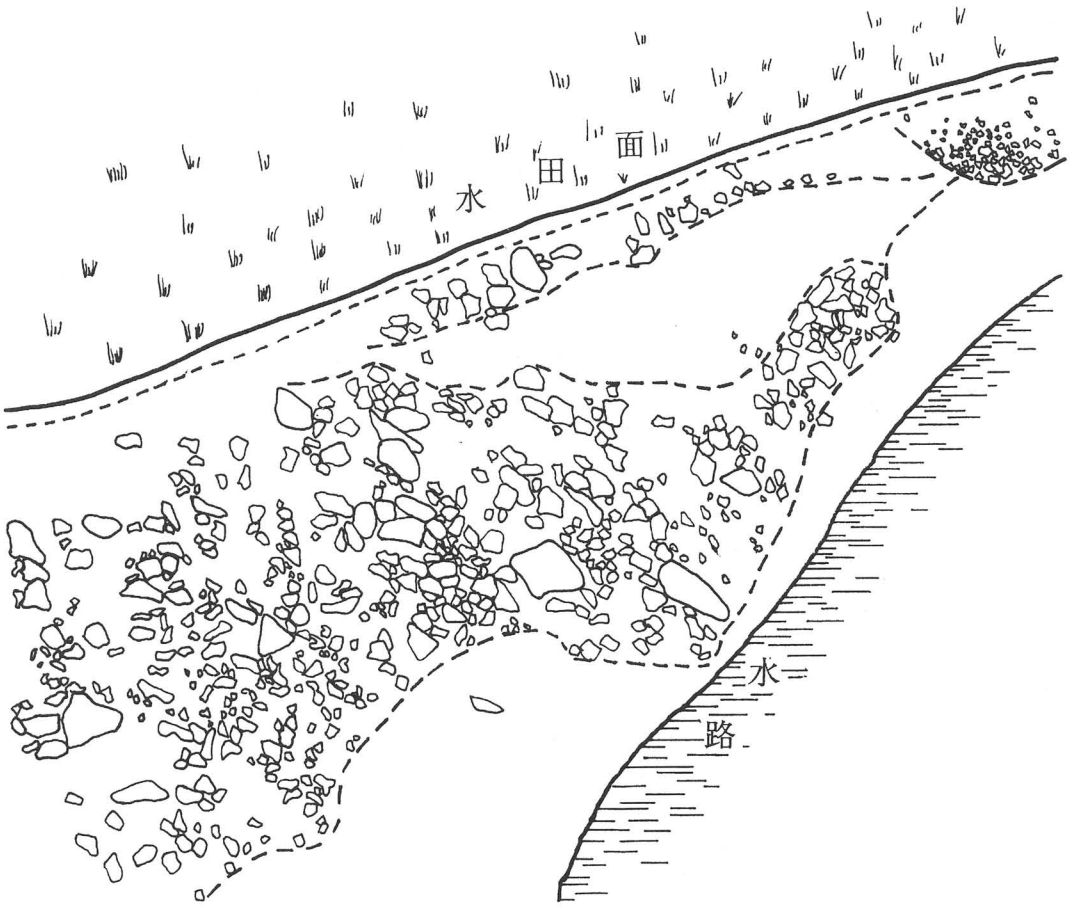

第52図　1996年度調査区北側地層のスケッチ（水路から水田面までの高さは約1.5m）

遺物包含層を覆う土石流堆積物

調査区の西部では厚さ三〇センチメートル未満のレンズ状の礫層を挟んで二枚の土壌化層が識別できる（第53図）。礫層はN15°Eの走向をもち、直径三〇～一〇センチメートルの亜角～亜円礫を主体とし、直径五〇センチメー

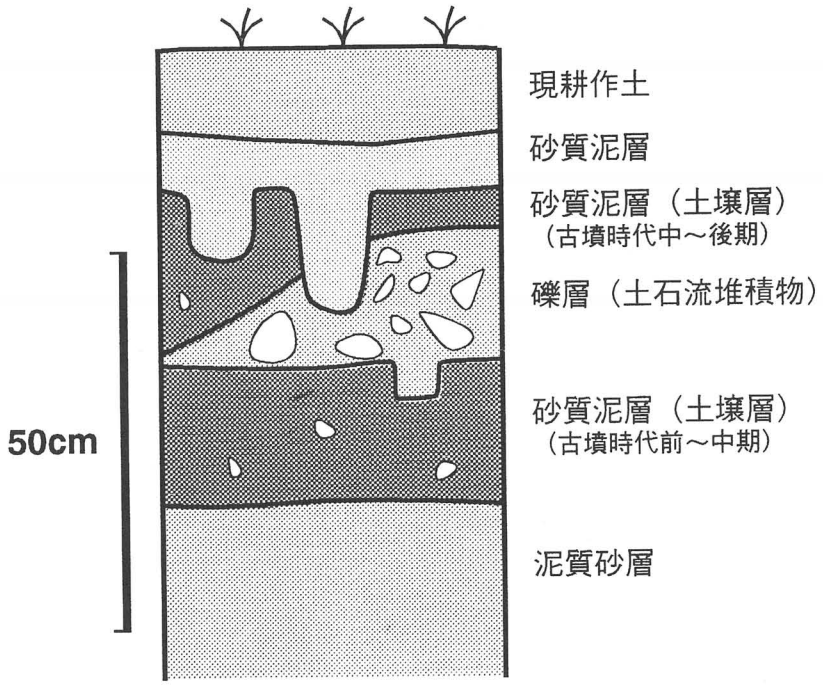

第53図　1996年度調査区西部の模式柱状図

トルを超える礫を含む。基質は泥からなる分級の悪い地層であることから、土石流堆積物と判定できる。その土石流堆積物に覆われる下位の土壌化層は古墳時代前～中期の遺物を伴い、上位の土壌化層は古墳時代中期～後期の住居趾を伴う。これは二時期の安定期とその間の土石流を伴う洪水を示す。下の安定期は古墳時代前～中期で、地表の土壌化が進み、そこに遺物が含まれることから付近に住居などがあったと推定できる。その地表面は古墳時代中期に発生した土石流で覆われ、古墳時代中期～後期の安定期に土石流堆積物の上面の土壌化が進み、そこには住居が構築された。

本庄川遺跡の古環境

本庄川遺跡は本庄川扇状地上に立地する。本庄川扇状地は直径三〇～一〇センチメートルの礫を主体とする地層からなり、しばしば土石流を伴う洪水が繰り返されて扇状地が形成されたと考えられる。今回の調査区で古墳時代前～中期の地表面を覆う土石流堆積物が発見され、その堆積物上に古墳時代中～後期の住居が構築されている。今回の調査区の南東二〇〇メートルで一九九六年度に松江市が行った調査でも古墳時代中期の住居趾を覆う土石流堆積物が発見されている（松江市教育委員会、未公表資料）。なお、この二つの土石流堆積物は時期的に同時期とみられるが、ほぼ平行して分布し、地層が連続しないので、一度の洪水を示すとは限らない。このように扇状地はしばしば洪水にみまわれたとみられる。

本庄川河口柱状コア試料の検討

試料の採取

本庄川河口柱状コア（ＮＨＪ96）は本庄川河口前面の中海で採取した。コアは工業技術院地質調査所で試作された採泥器を用いて採取した。この採泥器は内径七・五センチメートルのアルミチューブに水中で二〇キログラムの錘を二〇～三〇センチメートルの高さから反復落下させて堆積層に打ち込むことによってコアを採取するもので、砂質堆積物でも採取できるように工夫されている。今回は長さ二メートルのアルミチューブを用いた。堆積層にアルミチューブを二メートル打ち込み、長さ一・五二メートルのコアを採取することができた。打ち込み量に比べコアが短いが、打ち込む際の圧力によってチューブ内でコアが圧縮され、実際には二メートル分の試料が採取されているとみられる。コアの採取地点付近では完新統泥層の厚さは干拓堤防沿いのボーリング（建設省計画局ほか、一九六七）と、音波探査記録（徳岡・高安、一九九二編）から、二～三メートルと推定される。

採取した試料は縦に半割して肉眼観察を行い、一部を二五×五×一センチメートルのアクリルケースに収め、軟Ｘ線写真を撮影し、堆積構造の観察を行った。半割した一方の試料を厚さ二・五センチメートル毎に分割し、含水比と含砂・含礫率を求めた。残りの一方は厚さ五センチメートル毎に分割し、貝化石観察用の試料とした。

層相

コアの柱状図を第54図に、軟Ｘ線写真を第55図に示す。

現湖底から深さ約八センチメートルまでは黒色の泥で、含水比が高く流動化しやすいためこの層の正確な厚さは不明である。深さ八～一九センチメートルは砂質泥層で、黒色から青灰色に上方へ漸移的に色調が変わる。この層準は一九七〇～八〇年代の西部承水路建設工事にともなって湖底に拡散した砂の層と判定される。したがって、深さ一九センチメートル以深が堤防建設以前の堆積層である。深さ一九～一五二センチメートルは泥層である。深さ一二五～一五二センチメートルでは直径一センチメートル以下の礫を含む。深さ一九～二四センチメートルは暗青灰色、深さ二四～二六センチメートルは黒青色、深さ二六～一五二センチメートルは青灰色である。深さ七二センチメートル付近を境に色調が変わり、これより下部は上部に比べやや暗い。全体に貝化石を含み、下部ほど量が多い。特に一四五～一五二センチメートルには長さ七センチメートルを超える大型の貝化石が含まれる。貝化石の多くは破片であるが、まれに合弁の二枚貝が含まれる。

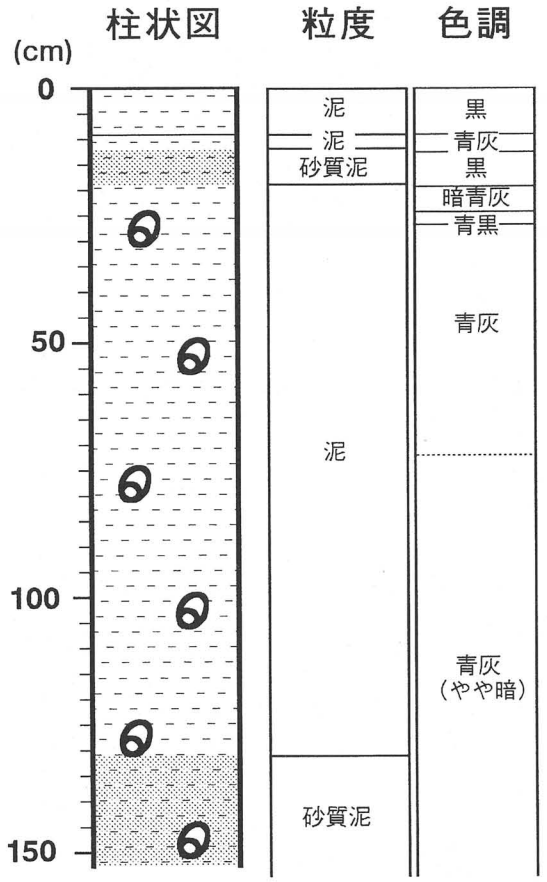

第54図　本庄川河口コア柱状図

含水比

含水比は現湖底から深さ八センチメートルでは二〇〇％を超える高い値を示す（第56図）。この層準は試料採取から含水比測定までの段階でかなり脱水しており、実際の含水比はさらに高いと思われる。深さ八～一九センチメートルは砂質であるために含水比が低い。深さ一九～一五二センチメートルでは下方へ含水比が連続的に低くなる傾向がみられ、この層準の最上部では一五〇％を超えるが、最下部では五〇％以下である。

砂、礫および炭酸カルシウムの含有率

現湖底から深さ八センチメートルでは砂分は五％程度含まれ、礫は含まれない（第56図）。深さ八～一九センチメートルでは砂分は四〇％以上含まれるが、礫は含まれない。深さ一九～一五二センチメートルでは砂分、礫ともに下方へ向かって多く含まれる傾向がある。深さ一四〇センチメートル以深では含砂率が三〇％を超え、礫も一〇％以上含まれる。深さ四五センチメートル、八〇センチメートル、一〇五センチメートル、一一五センチメートルで砂分、礫が若干多く含まれる。試料中の炭酸カルシウムのほとんどは貝化石によるものである。砂分、礫が多く含まれる深さ八〇センチメートル以深では炭酸カルシウムも多く含まれ、貝化石が多いことを示す。

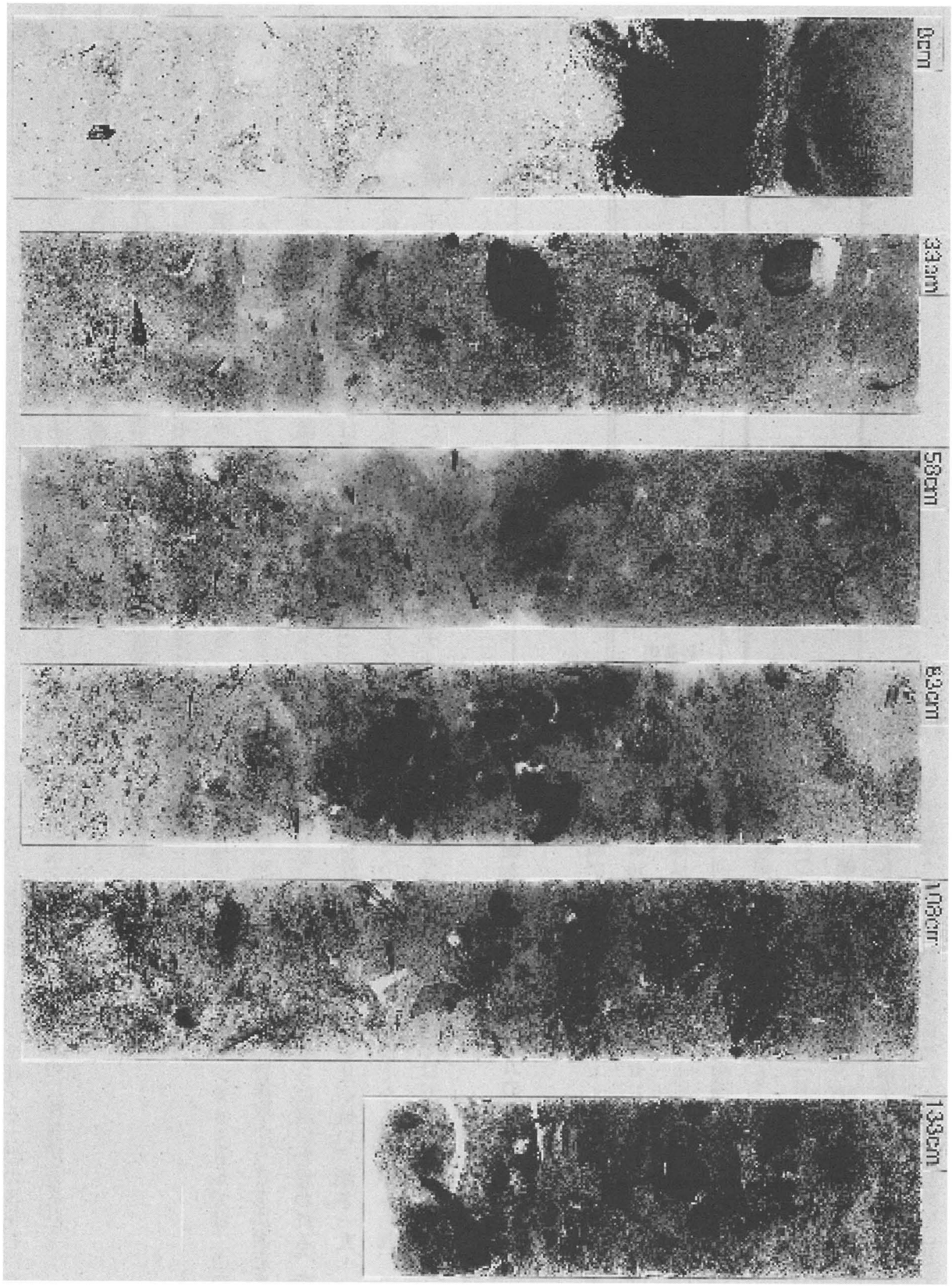

第55図　本庄川河口コア軟X線写真（それぞれの写真の左上に付した数字は湖底表層からの深度を示す。）

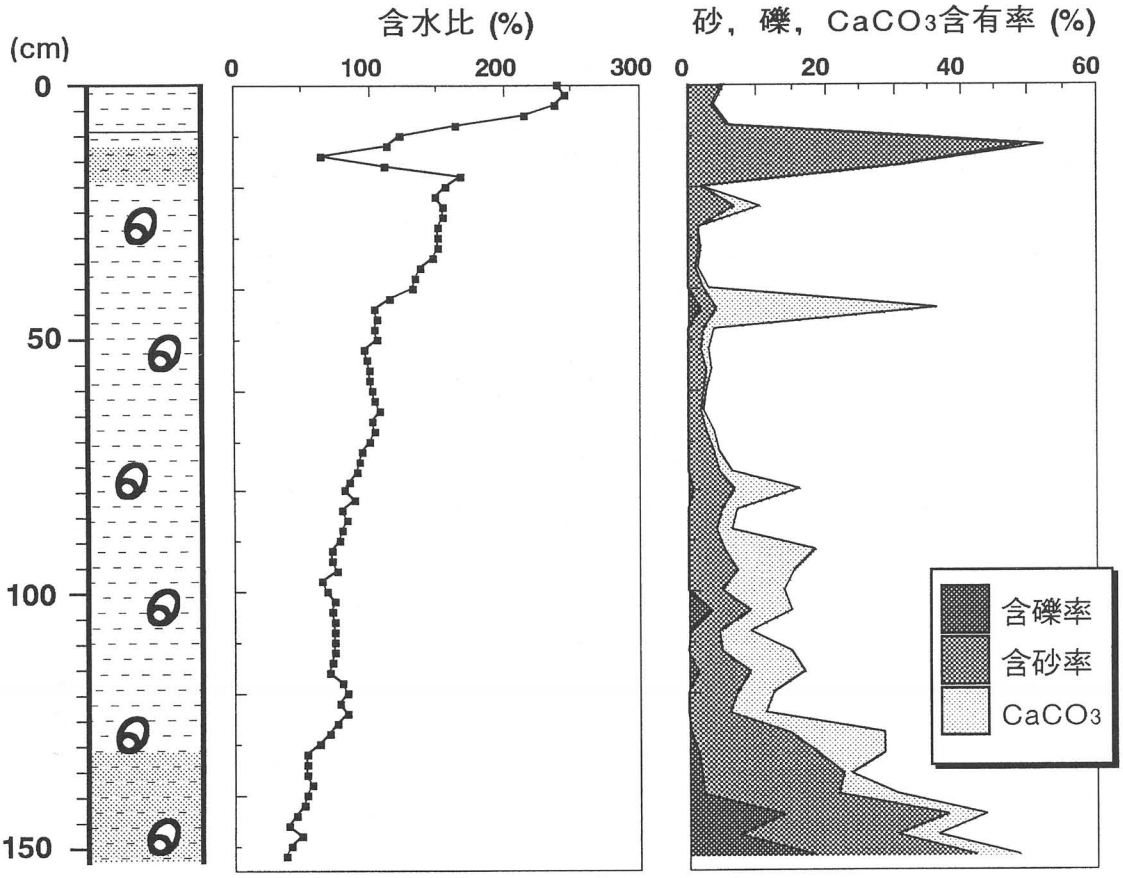

第56図　含水比、砂・礫・$CaCO_3$含有率

貝化石

厚さ五センチメートル毎に分割した試料をふるい上で水洗して貝を取り出し、その貝について検討した（第57図）。深さ八センチメートル以浅では貝化石は含まれないが、深さ八センチメートル以深には全体に内湾性の貝化石が含まれる。深さ六〇センチメートル付近を境に貝化石の量と構成種が変化しているとみられる。深さ六〇センチメートル以浅では一九七〇年代までの中海で多く漁獲されていたサルボウガイやアサリが特徴的に含まれるが、量と構成種は少ない。深さ六〇センチメートル以深ではヒメカノコアサリ、イヨスダレガイ、チゴトリガイ、ヤカドツノガイが特徴的に含まれ、量、種類種とも多い。また、ウニもよく含まれる。コアの最下部では殻長七センチメートルを超える大型のアカガイ、ビョウブガイが含まれる。

^{14}C年代

コア最下部の貝化石の^{14}C年代を島根大学汽水域研究センターで測定した。分析に供した試料は深さ一五〇センチメートルに含まれるビョウブガイの合弁一個体分で、希塩酸で表面約一〇％を除いた後、ベンゼン液体シンチレーション法により計測し、五、三九一＋一五五―一五二y.B.P.の値が得られた。ただし、$\delta^{13}C$値による補正は行っていない。

この年代値に基づくと、このコアの堆積量は五、三九一年間で一四一センチメートル（深さ一九～一五〇センチメートル）で、中海湖央部の堆積量（三瓶ほか、一九九六）と比べ著しく小さい。これについてはコア採取地点

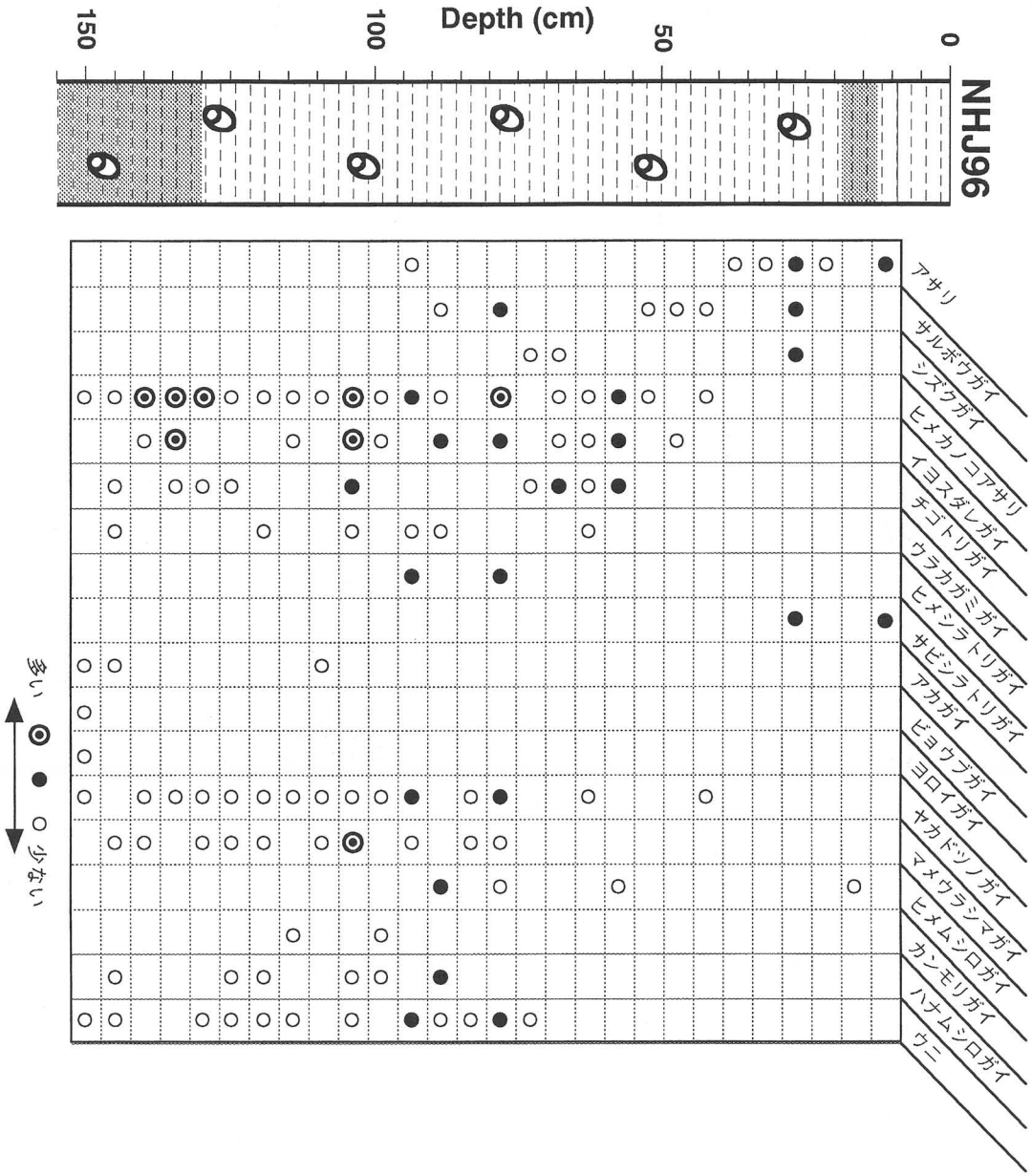
NHJ96
Depth (cm)
0
50
100
150
アサリ
サルボウガイ
シズクガイ
ヒメカノコアサリ
イヨスダレガイ
チゴトリガイ
ウラカガミガイ
ヒメシラトリガイ
サビシラトリガイ
アカガイ
ビョウブガイ
ヨロイガイ
ヤカドツノガイ
マメウラシマガイ
ヒメムシロガイ
カンモリガイ
ハナムシロガイ
ウニ
多い ◎ ● ○ 少ない

第57図　貝化石群集

が湖岸に近いために堆積が連続的でないこと、年代測定に供した貝化石が再堆積したものである可能性が考えられる。前者については含水比をみると深さ四〇センチメートル付近など傾向がやや大きく変化する層準があるが、全体としては一定の傾向で上方へ含水比が高くなっていることは堆積後の圧密をほぼ一定の割合で受けていることを示す。すなわち短い時間内での堆積の不連続が起こっているが、全体としてはほぼ一定に堆積していると考えられる。再堆積については、コアの最下部が泥層の基底に近いと考えられることから、その可能性は低く、年代値は妥当なものと考えられる。しかし、貝が生息していた時期と泥層の堆積が始まった時期にギャップがある可能性があり、コアの堆積速度は求められない。

コアの解析からみた中海の環境

ＮＨＪ96コアは下方ほど含まれる砂、礫の量が多くなる傾向がある。ボーリングや音波探査から推定される完新統泥層の厚さから、このコアの最下部はこの地点における完新統泥層の基底近くに達していると考えられる。コアの採取地点はもともと湖底盆に至る湖底斜面であったため、湖底盆が埋積されるまでは細粒物が移動しやすく、粗粒物が残されたため、コアの下部では砂、礫の量が多いと考えられる。深さ四五センチメートル、八〇センチメートル、一〇五センチメートル、一一五センチメートルでは若干砂分が多く含まれ、これらは洪水による粗粒物の供給を反映していると考えられるが、生物による撹乱で拡散しているためピークが明瞭ではなく、洪水層準を特定できなかった。

ＮＨＪ96コアに含まれる貝化石の構成から、表層から深さ八センチメートルまでの干拓堤防建設後の層準は貝が生息しない環境、深さ八～一五二センチメートルは基本的に内湾的環境である。その中を深さ八～六〇センチメートル、六〇～一四五センチメートル、一四五センチメートル以深の三層準に区分でき、下位ほど外海の要素が強い環境である。コア最下部の五、三九一ｙ.Ｂ.Ｐ.の年代は縄文海進で海域が拡大していた時期に相当し（中村ほか、一九九六）、縄文海進期の中海は外海の影響が強い環境だったことを示す。この時期は中海と日本海を隔てる弓ヶ浜砂州の規模が小さく、海水の交換量が大きかったと考えられる。その後、湾奥型の環境に変化していくのは基本的に弓ヶ浜砂州の成長によるものと考えられる。

まとめ

本庄川遺跡は本庄川扇状地の扇央部に立地する。地下水を利用することで生活用水の確保は容易と考えられるが、土石流をともなう洪水が発生したときはその被害を受けやすい位置にあり、今回の調査では古墳時代前～中期の地表面を覆う土石流堆積物が発見された。しかし、その堆積物の上には古墳時代中～後期の住居が作られており、繰り返し土地利用されたことがうかがわれる。

今回の調査区で一層の土石流堆積物について、上下の層準から時代のことなる遺物が出土したことによって土石流の発生時期をほぼ特定できた。このような手法によって災害履歴が明らかにされることは、災害発生の頻度などから将来への対策を講じる上での貴重な資料となると思われる。本庄川扇状

地の上流側には宍道断層が存在し、地震にともなってしばしば土石流が発生することから、本庄川扇状地の堆積量の変化から、宍道断層の最新の活動時期や活動周期を間接的に推定できる可能性もある。このような資料の集積は、遺跡調査から未来への貢献を可能にするものと思われる。

謝辞

松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団には本庄地域における発掘調査についての資料の提供をいただき、本報告においてその一部を利用させていただいた。島根大学汽水域研究センターの高安克己教授、吉田洋子氏には年代測定をしていただいた。ここに記してお礼申し上げます。

文献

建設省計画局・島根県・鳥取県、一九六七編：中海臨海地帯の地盤。都市地盤調査報告書、一五、一四二p。

中村唯史・徳岡隆夫・大西郁夫・三瓶良和・高安克己・竹広文明・会下和宏・西尾克己・渡辺正巳、一九九六：島根県東部の完新世環境変遷と低湿地遺跡。LAGUNA汽水域研究、三、九―一一。

大西郁夫、一九七九：出雲海岸平野の第四系。島根大学理学部紀要、一三、一三一―一四四。

三瓶良和・松本英二・徳岡隆夫・井上大栄、一九九六：中海における過去約八、〇〇〇年間の有機炭素埋積速度―Carbon Sinkとしての汽水域堆積物―。第四紀研究、三五、一一三―一二四。

徳岡隆夫・高安克己、一九九二編：中海北部（本庄工区）アトラス。島根大学山陰地域研究総合センター、九二p。

第七章　まとめにかえて

一、はじめに

以上、本庄川流域条里遺跡の調査の概要を述べ、古代条里を追跡し、中・近世の遺跡の調査や、自然科学的分析をも加えて、この地に営まれた人間と自然との歴史の復元を試みた。その結果、本庄川流域が今日のような自然景観になり、本格的に集落が形成されはじめるのは、およそ弥生時代後期になってからのことであると考えられた。それはこの本庄川流域が、手角町の夫手遺跡[1]や西川津遺跡[2]のように農耕が可能で良好な沖積平野ではなく、その基盤が礫層によって形成された扇状地形であることによると云ってよいだろう。弥生時代の後期は、それまで様々な道具が骨角製や木製であったのが、鉄器にとってかわろうとする時期でもあった。[3]鉄器によって初めて集落を維持するだけの農耕が可能となったのであろう。ここに後に古代条里が敷かれる前提が古墳時代を通して出来上がっていくことになる。

発掘調査の結果は、この本庄扇状地に形成された古墳時代の集落が消滅し、奈良時代に条里が施工されたことを推定せしめた。以下、これに関連する調査をあわせて報告することにしたい。

二、古代条里の復元

本庄川流域を含め、島根半島部に残る古代条里について、歴史地理学的な立場から本格的に復元研究を行ったのは谷重豊季氏である。[4]今回の調査も谷重氏のこの成果に負うところが多い。まず、谷重氏の研究成果をみよう。

谷重氏はまず、一万分の一の空中写真と明治年間に作成された地籍図をもとにフィールドワークを行い、先行研究である中沢四郎氏の業績を踏まえ、島根郡の朝酌川流域（川津・持田）、本庄扇状地、千酌、講武益地、佐陀低地（佐陀・生馬）の五地区を地理的単元として取りあげる。次に、条里地割を示す小字名から千鳥式呼称法の条里地割を復元し、その地番表示法に二タイプあることから、二度にわたり施工がおこなわれたとする。その時期は、天平一五年（七四三）と天平勝宝六年（七五四）の巡察使を契機とみる。そして、康治二年（一一四三）の『安楽寿院古文書太政官牒案』の「在出雲国□鹿郡恵積郷並嶋根郡西条生馬郷内・・・・」としてみえる「西条」を「南北方位を基準として条里型土地区画が工事されている地域」にあたり、南北が短く、東西に長い島根郡に、条里制に基づく「東条」と「西条」という地域区分があったと推定する。その「東条」地域では、地形の影響を受け灌漑系を考慮し条里の方位が決定し、「西条」地域では低湿地が広がり必然的に灌漑系の整備には限界があって正方位を基準とし得たともする。さらに、嶋根郡山口郷（『出雲国風土記』では三「里」からなる）に比定される朝酌川流域に復元される異方位の条里小単位を、郷里制下の「里」に想定した。その「里」内における田積数は、『倭名称』に記される出雲国の総田積数である九四三五町を、『出雲国風土記』編纂時の「里」数で割って得られる一「里」あたり約五〇町という値とも矛盾しない。

以上が谷重氏の研究の要旨である。本庄川流域条里は「東条」地域にあたるが、この条里についても、もう少し谷重氏の成果をみることとする。谷重氏は本庄扇状地の上本庄に「四ノ坪」、新庄に「九坪」という小字名を確認し、千鳥式呼称法の条里型土地区画を復元する。その区画内部は長地型でも半折型でもなく、細かく複雑に分割された「辺境型条里地割」とか「多折型」と呼ばれる地割であることを指摘し、これを「傾斜地における円滑な灌漑を考慮して、開田を進めた結果の必然的な形態」とされた。そして、用水源である細工峠池（第47図A条b里25・36坪）の完成によって条里の施工が行われたとされた。この本庄扇状地の条里復元は、本書第五章で岩本次郎氏によって追認されたところである。

谷重氏の条里復元を基に具体的にどのように条里が施工されたのか、できるだけ大縮尺の地形図を頼りに基準となった尺度や傍示を追及した。その結果、一辺一〇九メートル四方＝一町で本庄扇状地の条里型地割が最も無理のない地割と判断された（第47図）。しかし、災害復旧や土地利権争いの解決に必要な傍示は、今のところ扇状地内や、周辺の丘陵地にも見出せない。

本庄扇状地に残る条里型土地区画は現在も幅約二メートルの農作業用道路として機能している。発掘調査をおこなったSX05（第47図A条b里31坪とB条b里36坪の堺第29図）はその道路の一部である。調査の結果は、今日みられるこの道路は中世末以降に行われた大改修によるものとの結論を得た。調査区が限られたことも考慮しなければならないが、そこにはこれに先行する土地区画遺構は発見出来なかった。

ここで第59図をみてみよう。この図は第47図より大縮尺のもので圃場整備事業に先立ち作成されたものである。注目したいのは条里地割線に乗る幅二メートル道路が、B条の一部にずれが生じていることである。第59図の▼―▲ライン上である。それはB条b里33坪からはじまり、B条c里4坪―同9坪――同16坪―同21坪まで続いている。このあたりは第六章で中村・徳岡両氏によって報告されているように、古い断丘が沖積扇状地の下にのぞいており、深い谷状地形となっているところである。後述するようにここに本庄川以東（左岸）に木並池（本谷池・廻池）から用水を供給する河川がはしっている（第60図）。おそらく、この川はそうした地質的な制約によって、条里施工時には条里地割に沿うて固定されなかったであろう。しかし、▼―▲ライン上のいくつかの坪内には、このラインに乗ってくる分割線がみられるのである。これは、条里地割が幅二メートル道路に改修される以前の区画線の痕跡としてとらえられよう。とすれば、この本庄扇状地の条里型土地区画は少なくとも中世末以前に施工されたことになるのである。▼―▲ラインの東にある川沿いに幅二メートル道路がつけられるのは、古代的土地利用の崩壊後、水利管理や農作業の便宜をはかろうとしたためであると理解しておきたい。

三、郷里制下の本庄扇状地

ところで、本庄扇状地に残る条里型土地区画は、周辺の丘陵部や谷奥、そして新庄の平地川・新川流域にはみられない。そして、条里型土地区画のみられる本庄川流域から河川や集落をのぞくと実際の可耕田積は五〇余町ほどであったろう。それは一「里」あたり平均五〇町という数値に符合する。『出雲国風土記』嶋根郡条の記述からこのあたりは手染郷に属したと考えられる。とすれば、郷里制下の手染郷を構成する三つの「里」の一つに充てることができよう。関係する風土記記載社は、上本庄の「川上社」と新庄の

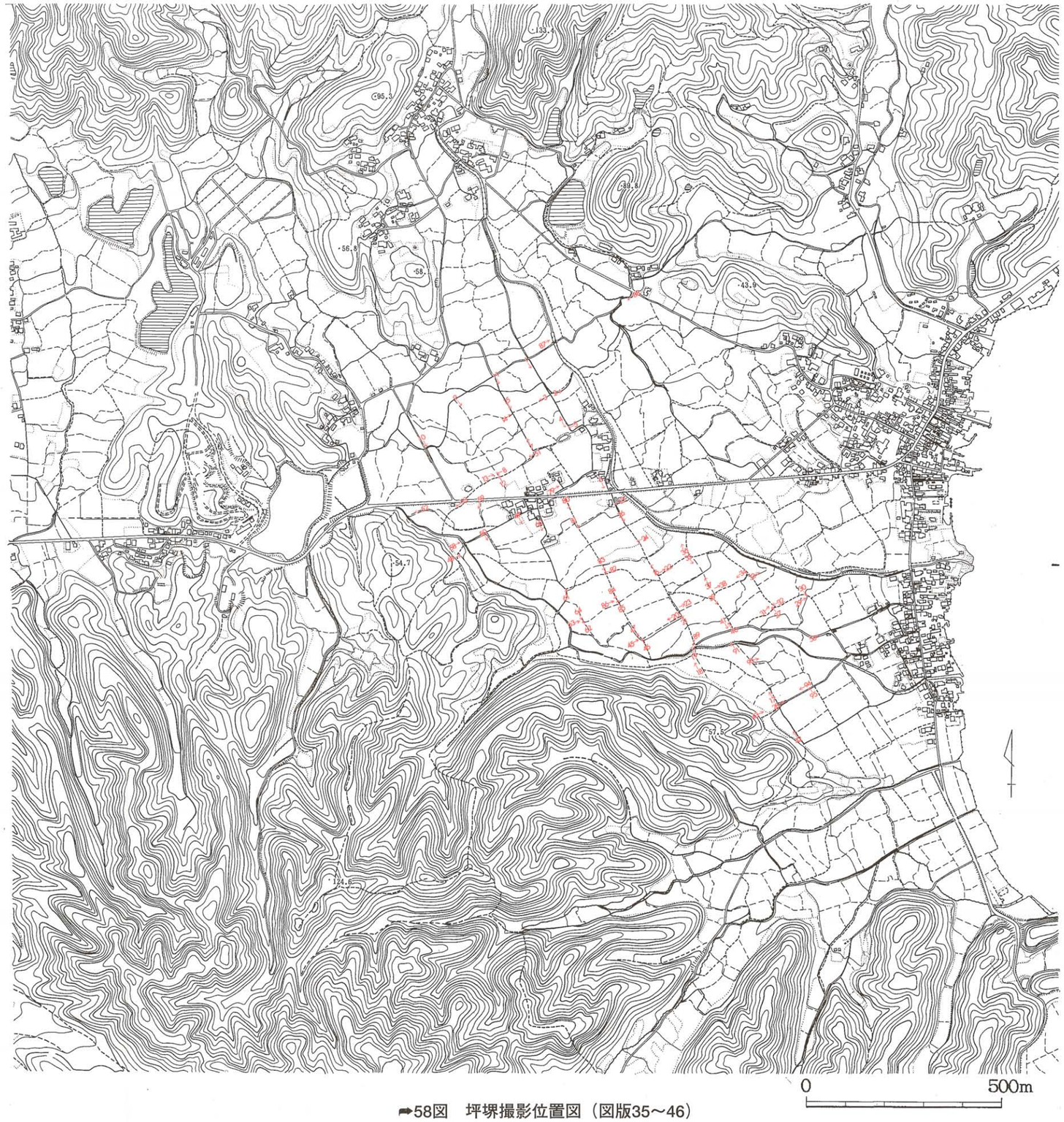

➡58図　坪堺撮影位置図（図版35～46）

「久良見社・椋見社」である。文永八年（一二七一）の『出雲国杵築大社御三月会相撲舞頭役結番事』[5]にみえる「長海本庄五十丁持明院少将入道」、「長海新庄五十一丁五反」は中世庄園となったこの本庄扇状地のことである。条里型土地区画のみられない新庄の平地川・新川流域が条里施工後に開発されたとすれば、本庄と新庄を合わせた百余丁は矛盾なく理解される。

このように、本庄扇状地を郷里制下の「里」とすれば、上本庄町で硯を出土している京田遺跡（第3図5）はどのように理解出来るであろうか。『出雲国風土記』島根郡条手染郷は、郡家からの距離を「郡家正東一十里二百六十歩」とするので[6]「手染郷家」ではない。静岡県の御子ヶ谷遺跡では「女召付里正　丈□麻々呂」、伊場遺跡では「□□□郷長里正等大郡　」、京都府長岡京では「御司召田辺郷長里正一々人　□苅丁一人又（以下略）」、長野県屋代遺跡群では「符　屋代郷長里正等　匠丁粮代布五段勘夫一人馬十二疋（他略）」[7]等という木簡が出土しており、郷里制下において里正が何らかの役割を担っていたことが知られる。例えば、『正倉院文書』養老五年下総国葛飾郡大島郷戸籍には、甲和・仲村・島俣の各「里」の集計部に、各里正の名が記されている。編戸にあたり「里」内において直接各戸を把握していたのは里正であったろう。確実な根拠はないが、ここでは京田遺跡を郷里制下の「里正の家」に比定しておく。

四、水路系統の調査

条里施工にあたって、灌漑、つまり用廃水路の整備は最も重要な事項である。第60図は本庄扇状地の水路系統調査の結果を、第58図、図版35～44は撮影した各坪の接点が示してある。作図にあたっては、現地で確認し、既に圃場整備が完了した場所については、それ以前に作製された測量図に示してある水路を使用した。その結果、条里型土地区画と網の目状に張り巡らされた水路との関係が知られる。

まず、枕木山に源を持つ本庄川が本庄扇状地を貫いている。本庄扇状地のなかでは最も大きく、周辺の条里型土地区画の乱れはみられないので、比較的安定した河川であったと思われる。現在、いくつかの井関から用水が引かれている。そして、その両側にはこの本庄川を利用した灌漑を補完するかたちで二ヶ所に貯水池群がある。一ヶ所は第47図のB条b里16坪の木並池・同5坪の本谷池・C条b里1坪の廻池の一群、もう一ヶ所は細工峠池・石倉池の一群である。これらの池を水源として本庄川の左岸と右岸の水田に用水が引かれている。特に南川は細工峠池の他、多くの水源を持つ（第60図a～d）。『出雲国風土記』にはこれらの池の記載はないが、『雲陽誌』島根郡条新庄[8]には、「堤　細工峠といふ所にあり、大小三なり、土手の長さ七十五間、」とあり、細工峠池が一八世紀始めには存在していたことがわかる。池の「大小三」とは、細工峠池と石倉池と、現在はその痕跡しか残っていないが、石倉池の奥に近年まで機能していた小規模な池があったのでそれらのことである。これら二ヶ所の貯水池群はそれぞれ水利権を共有する二つの村落が存在したことを推定させる。それは、本庄（上本庄を含む）と新庄の境界線（第47図）が、現在もそれぞれ、二つの水路系統によって区分されており、風土記記載社の「川上社」と「久良見社・椋見社」という社の存在とともに、条里施工時の村落共同体の一つのありかたを示すものであろう。

五、古代道路について

『出雲国風土記』によればこの本庄扇状地は二つの古代道（公道）の通過するところであった。一つは意宇郡の出雲国庁と同所にあった黒田駅家から

島根郡にあった隠岐国に渡る千酌駅家への駅路、他の一つは島根郡家から千酌駅家への道である。[9] 前者はほぼ海岸に沿うて北上したと思われる。後者については、第47図の条里復元図と第61図の明治年間の地図を参考に、とりあえず三つのルートを想定した。第一は島根郡家から北東方向に福原町の義王池と石浦堤の間を通るルート、第二は島根郡家の南を東に行き、細工峠と石倉池の間を通り、条里に沿うてほぼ一直線に横枕橋を通過して駅路に合流するルート、第三は細工峠池を出たところから南方へ、さらに矩折状に条里の坪堺に沿うて東へ行き駅路に合流するルートである。このうち、第二ルートは第61図では幅広の道路となっており、近世の幹線道路でもあったろう。第一のルートは、千酌駅家の推定地からその距離を実測された服部旦氏が主張されるものである。[10] どのルートも甲乙つけがたいが、硯が発見され、「里正の家」を想定した京田遺跡に最も近い第二ルートとすべきであろうか。

注

1. 松本岩雄「原始から古代へ」『郷土誌　ふるさと本庄』本庄公民館　一九九五
2. 内田律雄『朝酌川河川改修工事に伴う西川津遺跡発掘調査報告書Ⅳ（海崎地区2）』島根県教育委員会　一九八八　同『朝酌川河川改修工事に伴う西川津遺跡発掘調査報告書Ⅴ（海崎地区3）』島根県教育委員会　一九八九
3. 内田律雄「島根県の石器」『農耕開始期の石器組成1』国立歴史民俗博物館資料調査報告書7　一九九六
4. 谷重豊季「嶋根郡の条里制について」『ふい～るど・の～と』No.7　本庄考古学研究室　一九八五
5. 「千家文書」『新修島根県史』一九八六
6. 秋本吉郎『風土記』日本古典文学大系新装版　一九九三
7. 奈良国立文化財研究所による。
8. 黒沢長尚『雲陽誌』一七一七　大日本地誌大系四　一九七一
9. 内田律雄「いわゆる『朝酌促戸渡』と熊野大神」『出雲古代史研究』第4号　一九九三
10. 服部　旦「『出雲国風土記』島根郡家の比定―千酌駅家湊・千酌駅家の比定と通道の〝復元〟を通して―」『山陰史談』二二号　一九八五

第59図　遺跡周辺の条里地割図

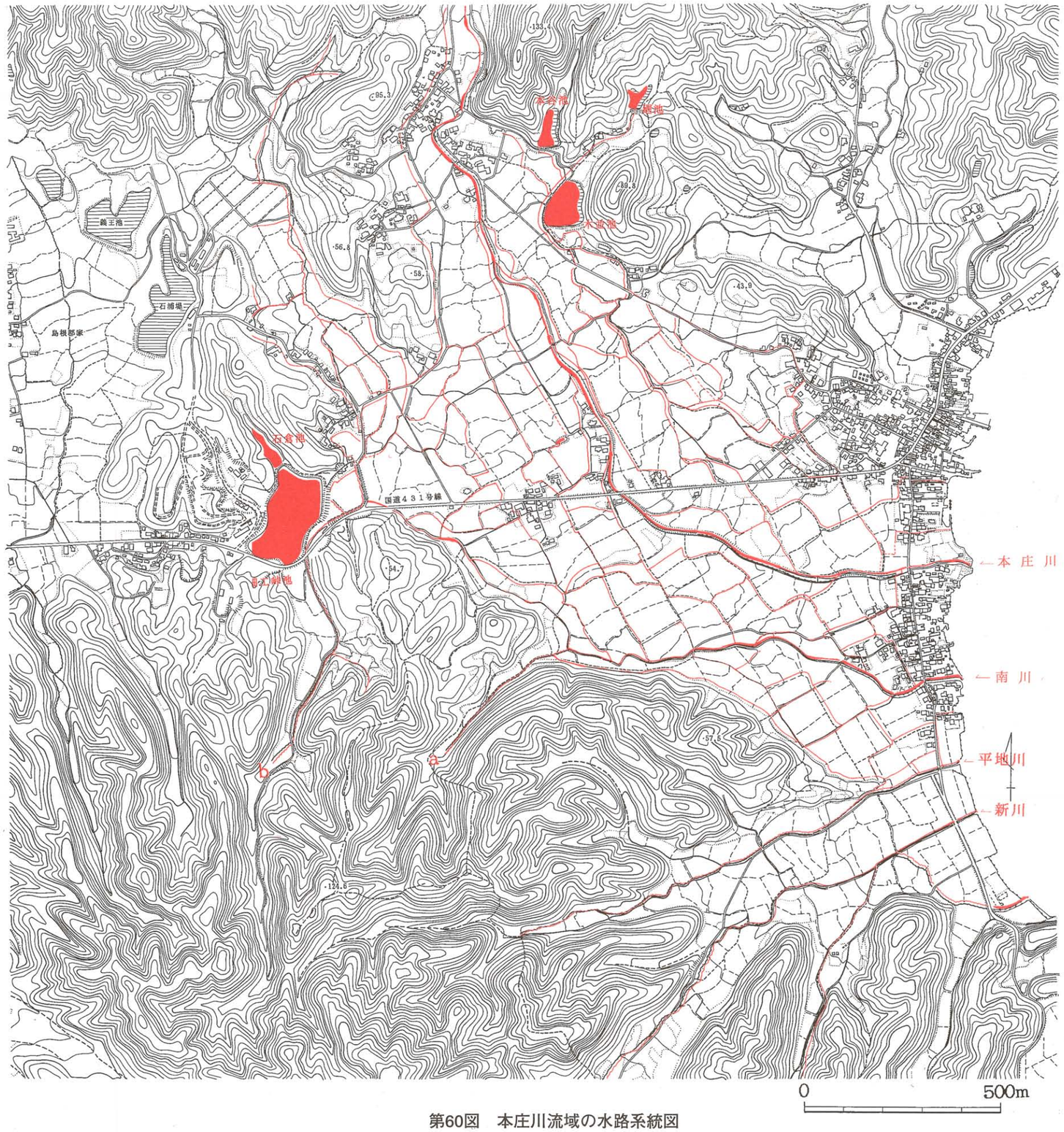

第60図　本庄川流域の水路系統図

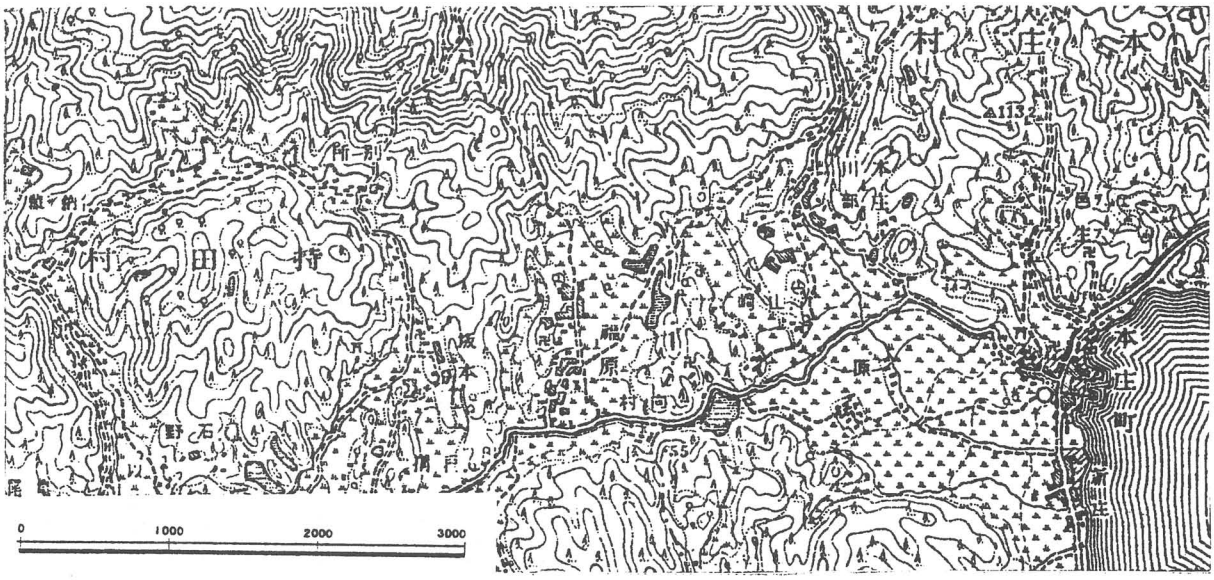

第61図　明治34年（1901）

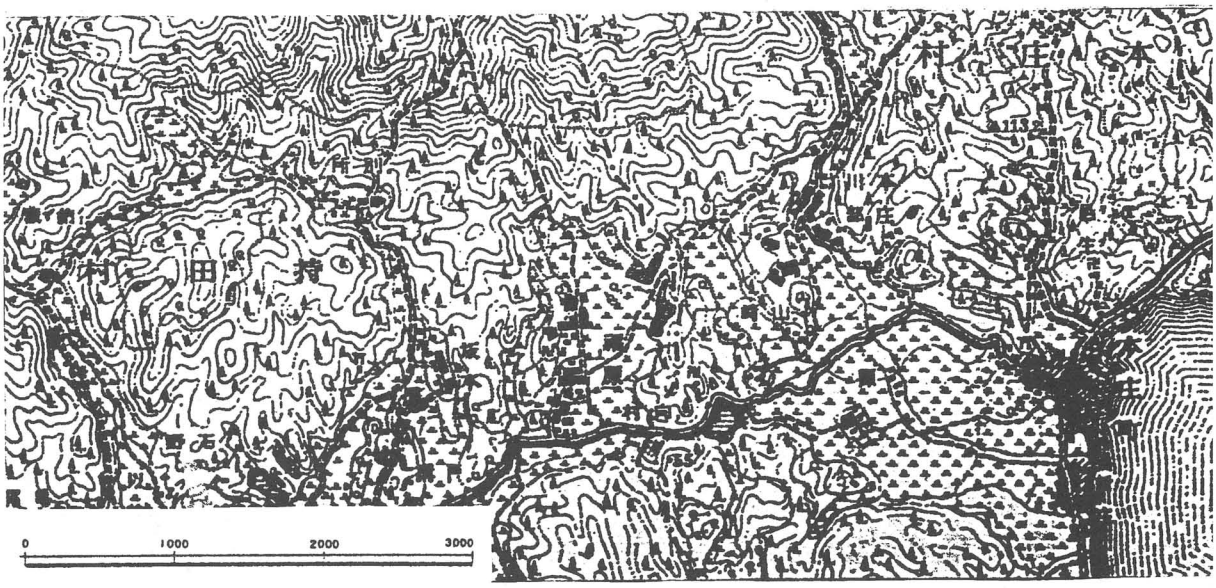

第62図　明治40年（1907）

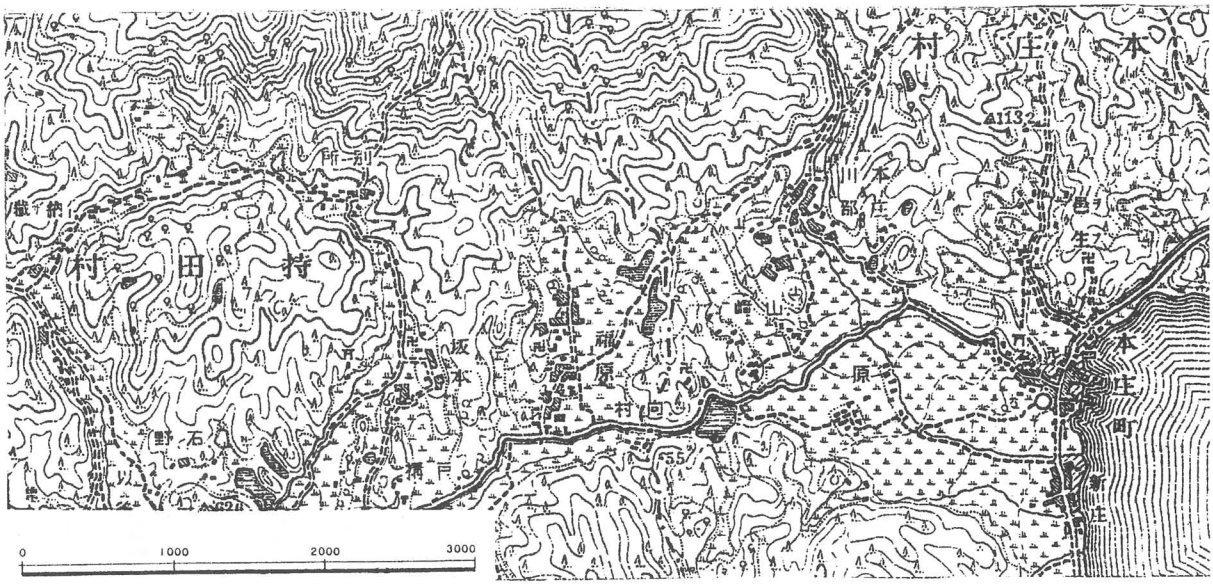

第63図　明治44年（1911）

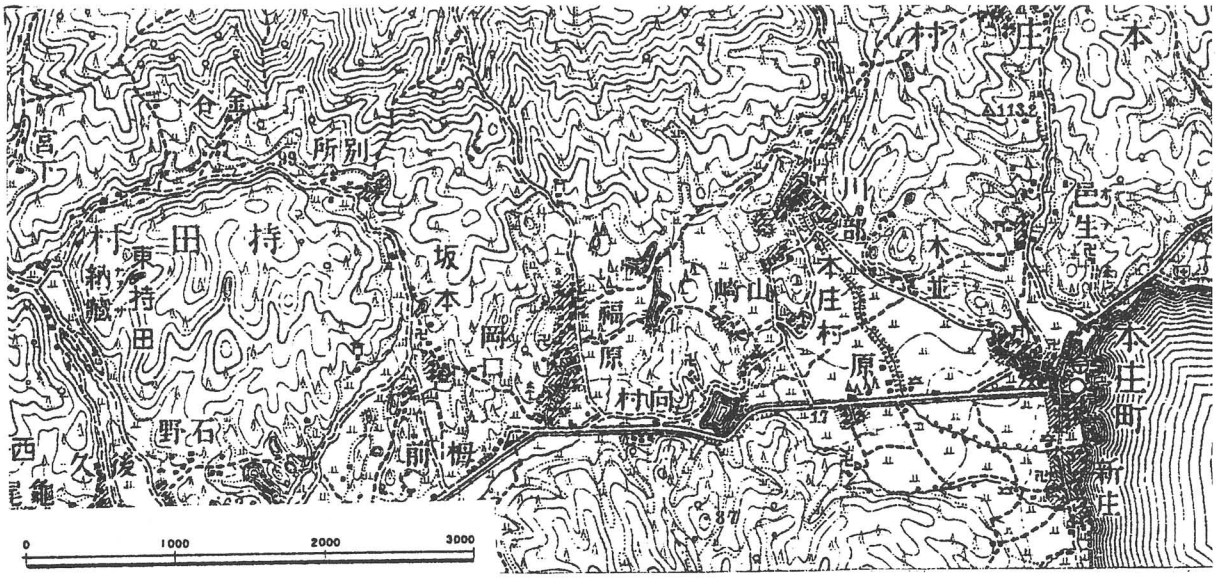

第64図　大正4年（1915）

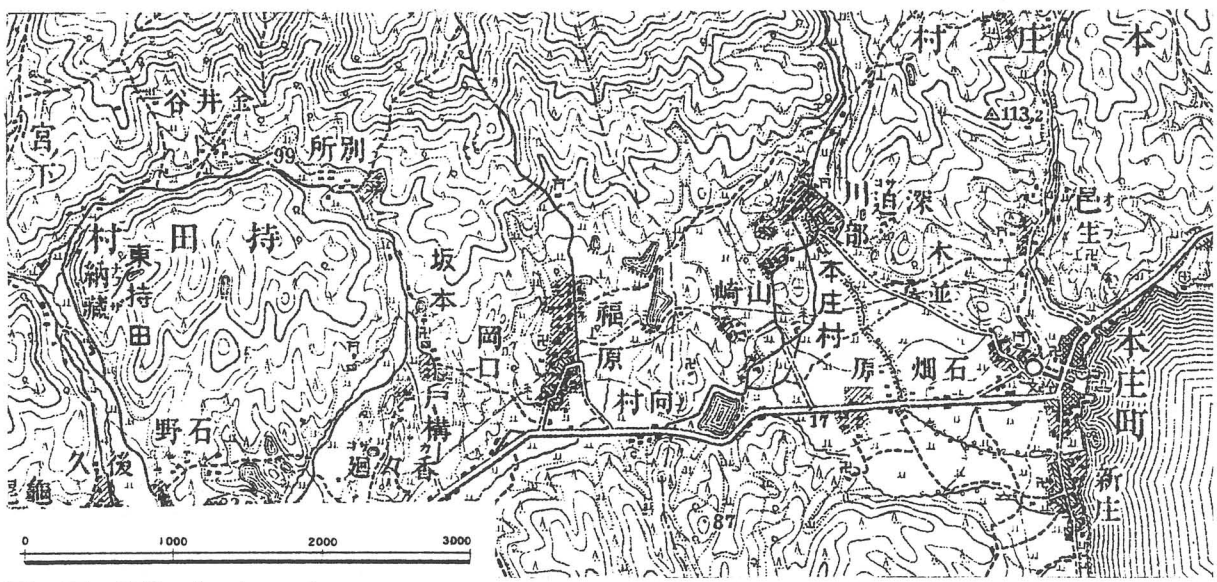

第65図　昭和9年（1934）

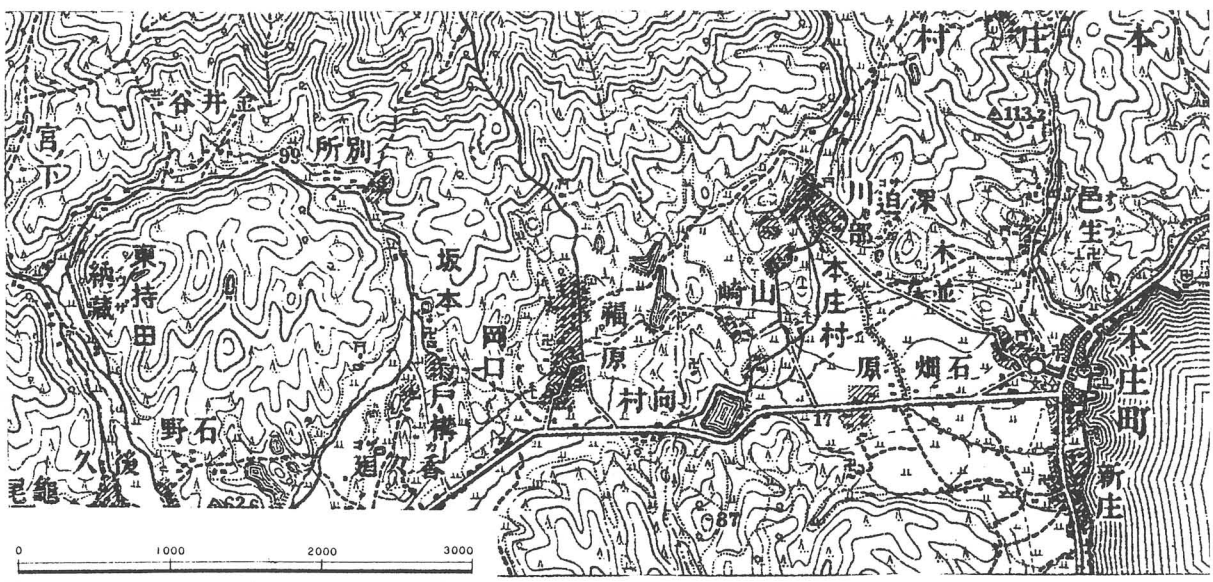

第66図　昭和28年（1953）

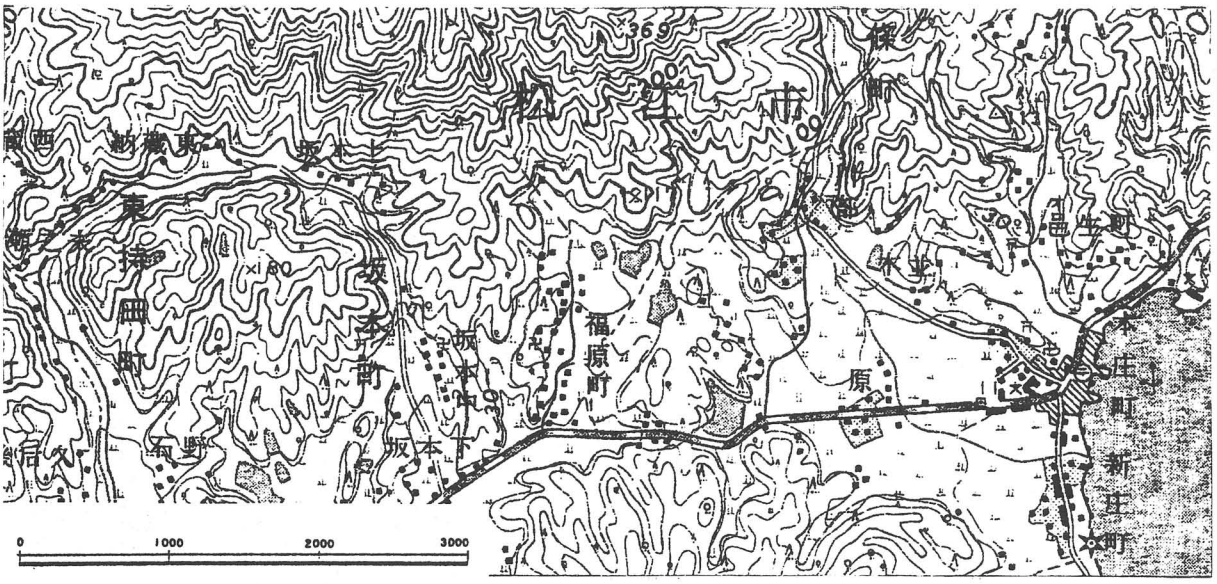

第67図　昭和43年（1968）

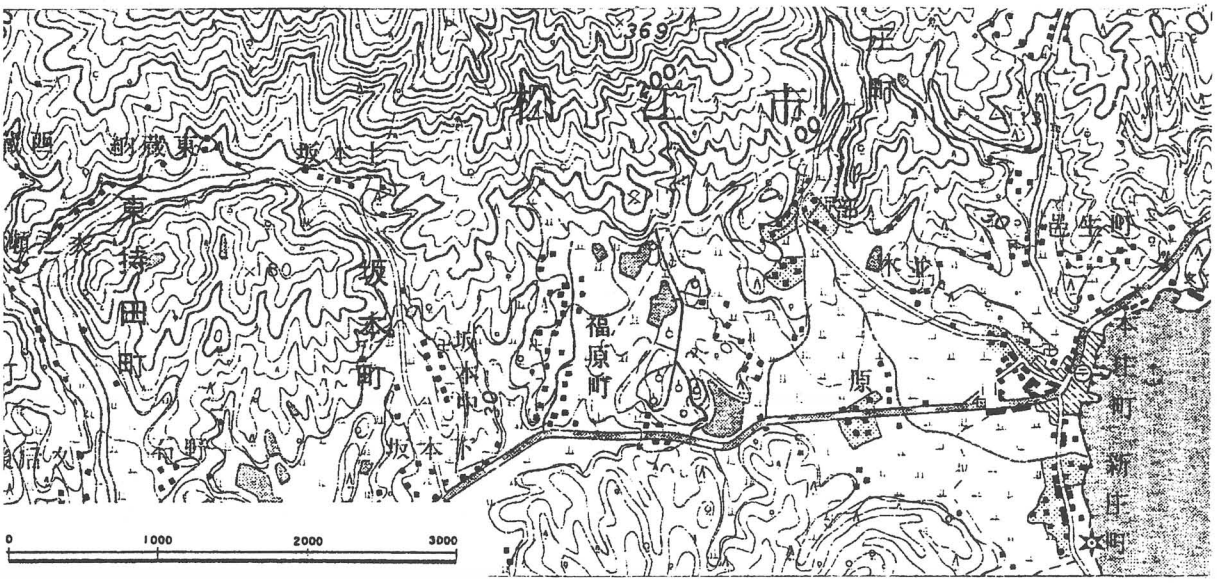

第68図　昭和46年（1971）

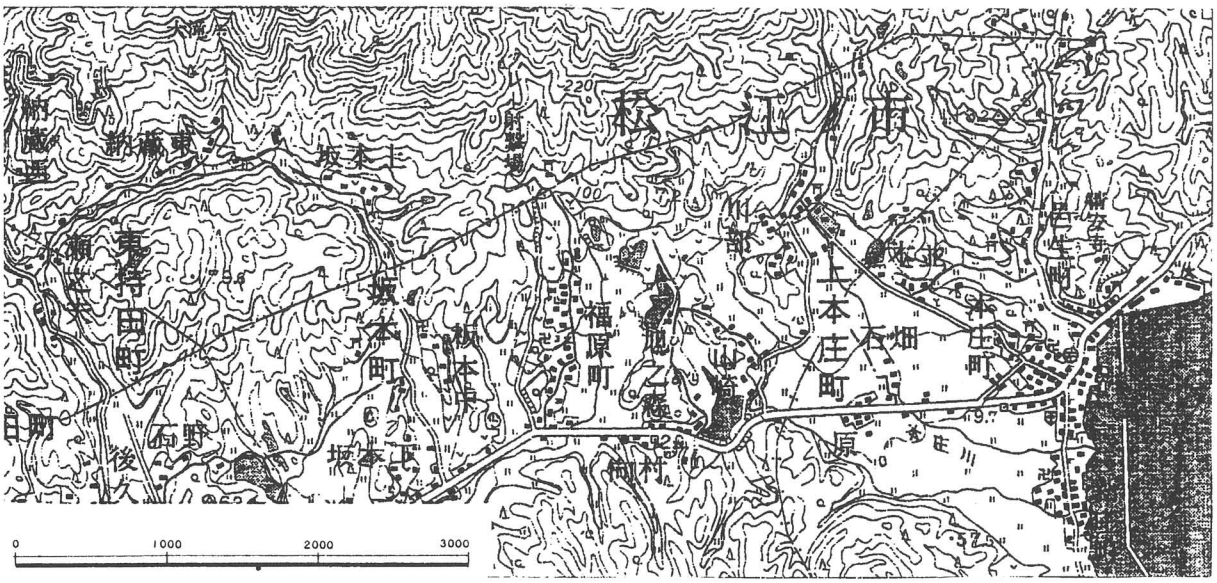

第69図　昭和53年（1978）

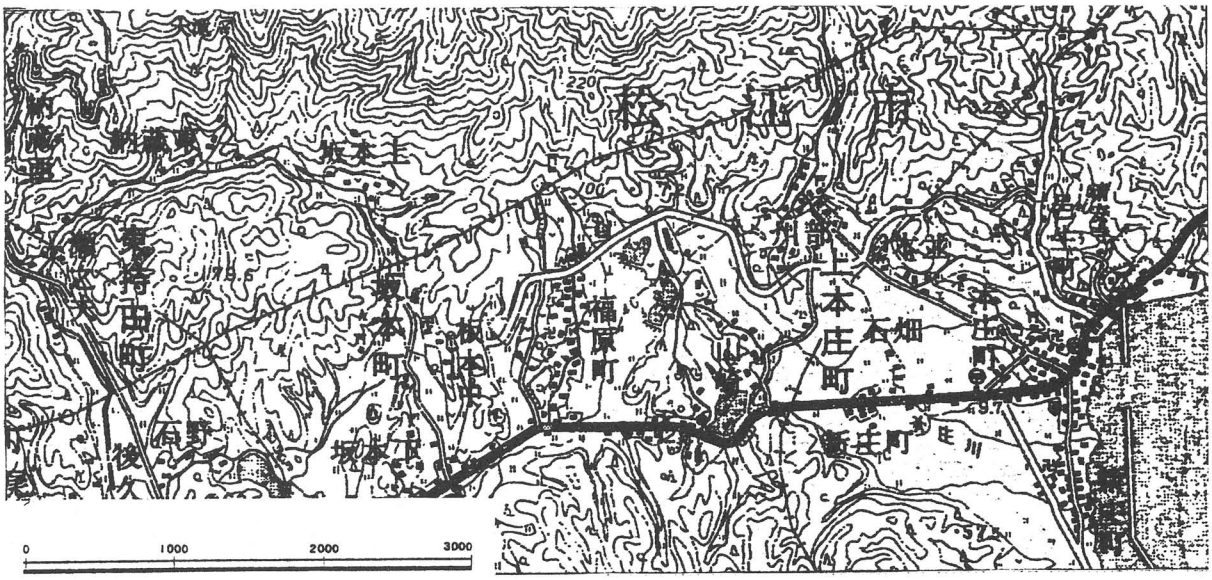

第70図　昭和62年（1987）

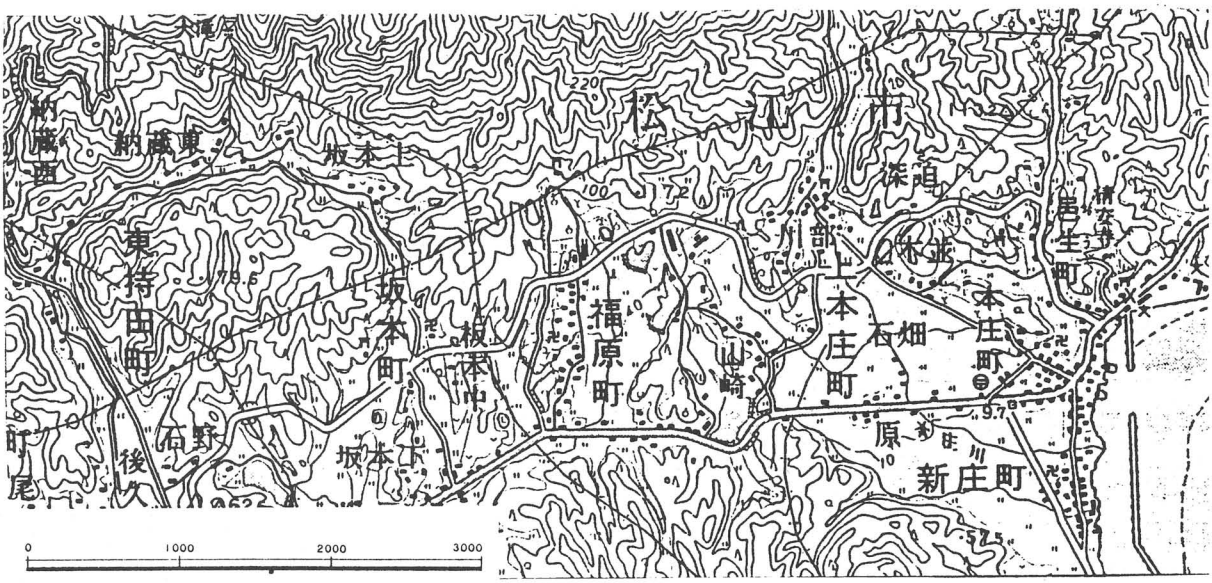

第71図　平成5年（1993）

写真図版

図版1

Ⅲ1区　（南より）

Ⅲ1区　SB08

Ⅲ1区　池状遺構

Ⅲ2区　（南より）

図版3

Ⅲ2区　SD06

Ⅲ2区　遺物出土状態

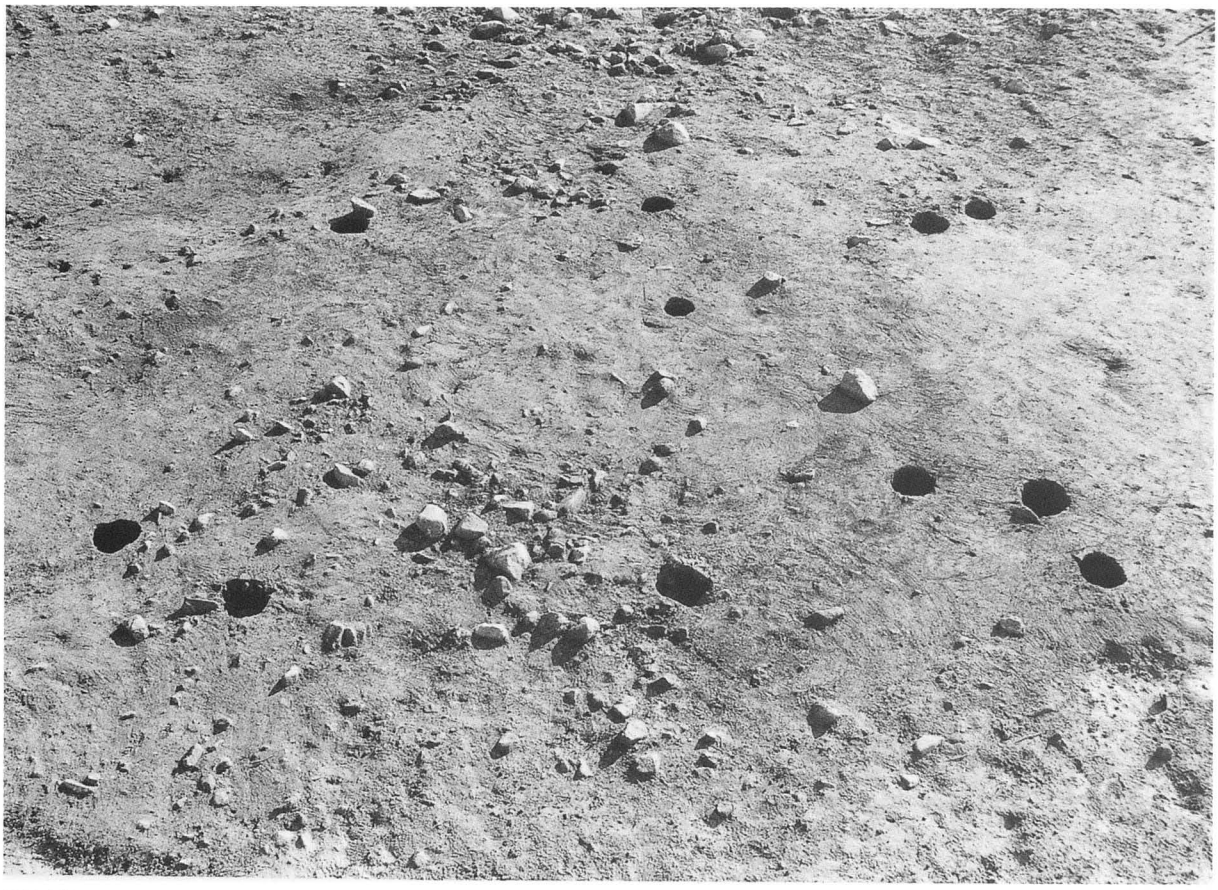

SB06

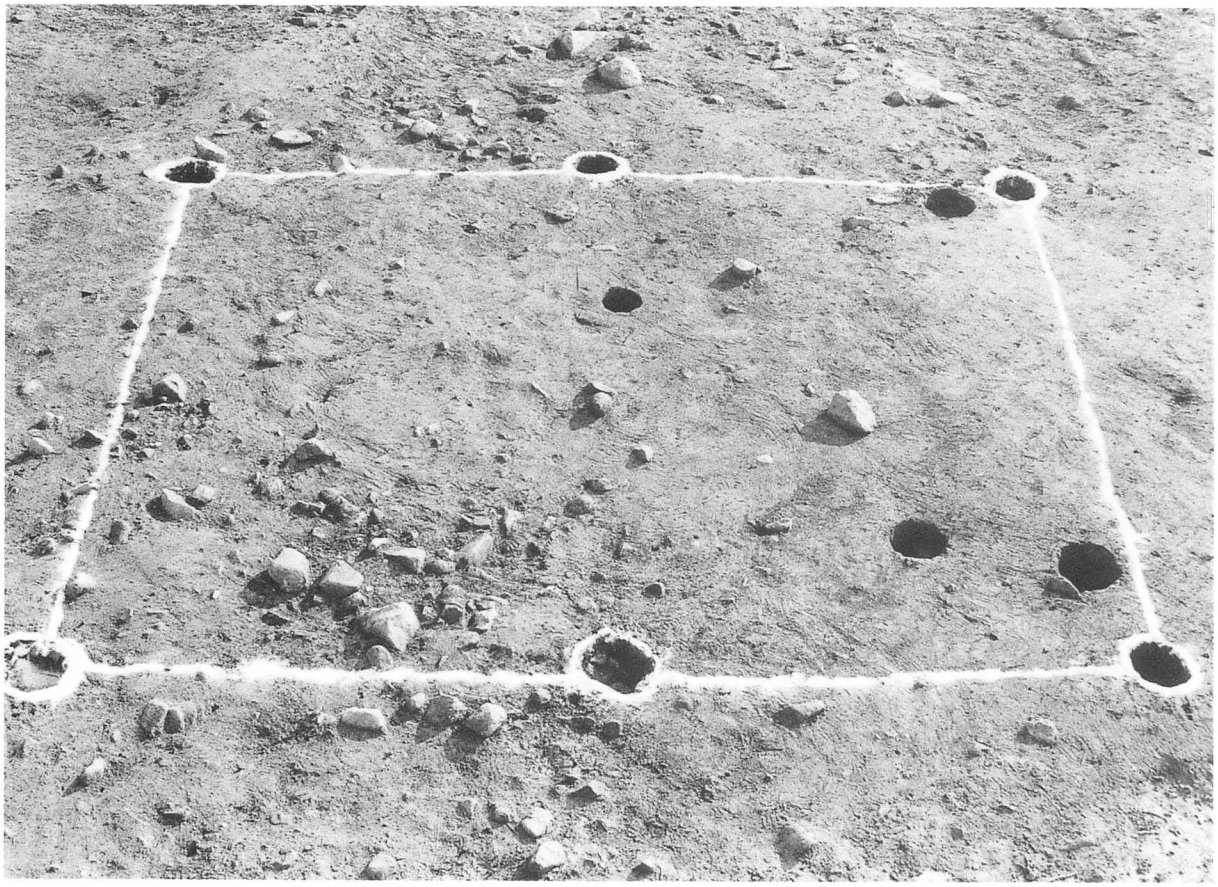

SB06

図版5

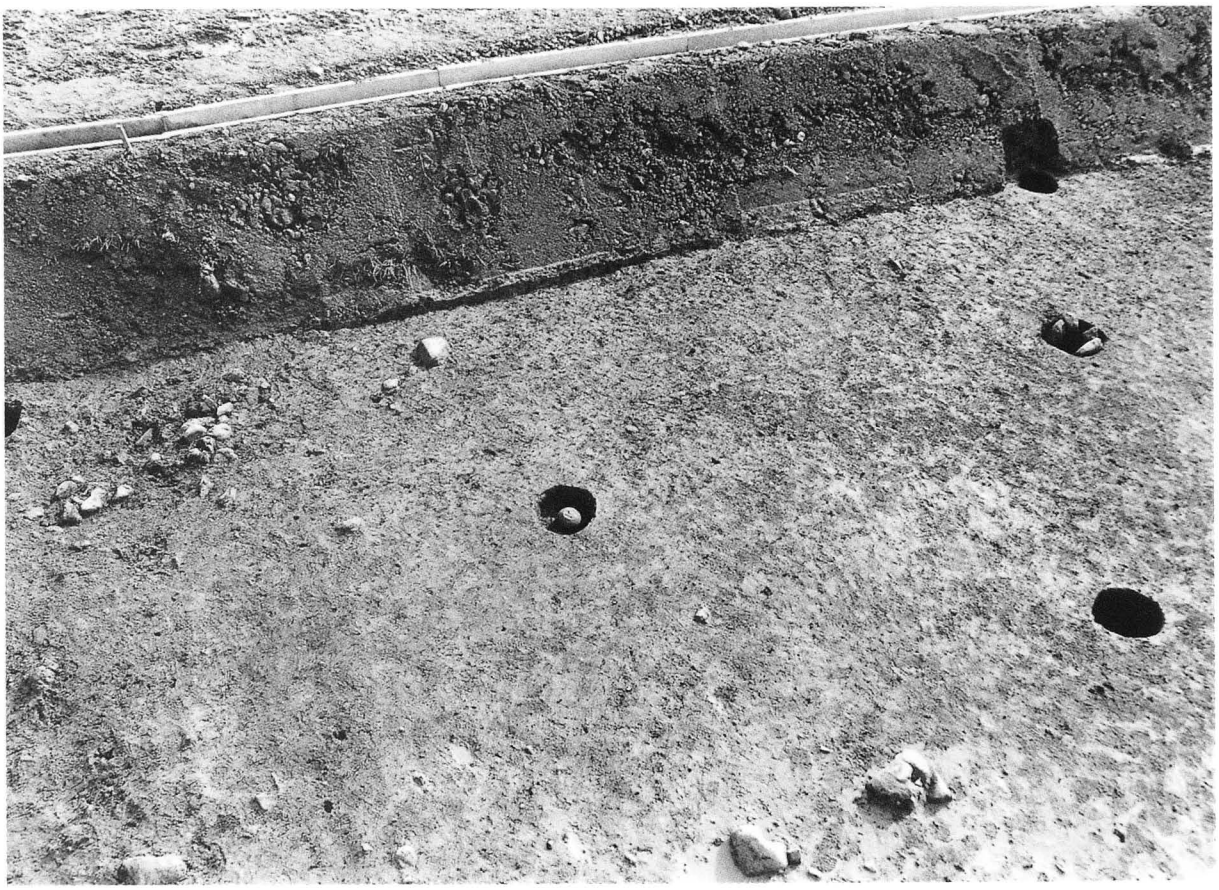

SB10

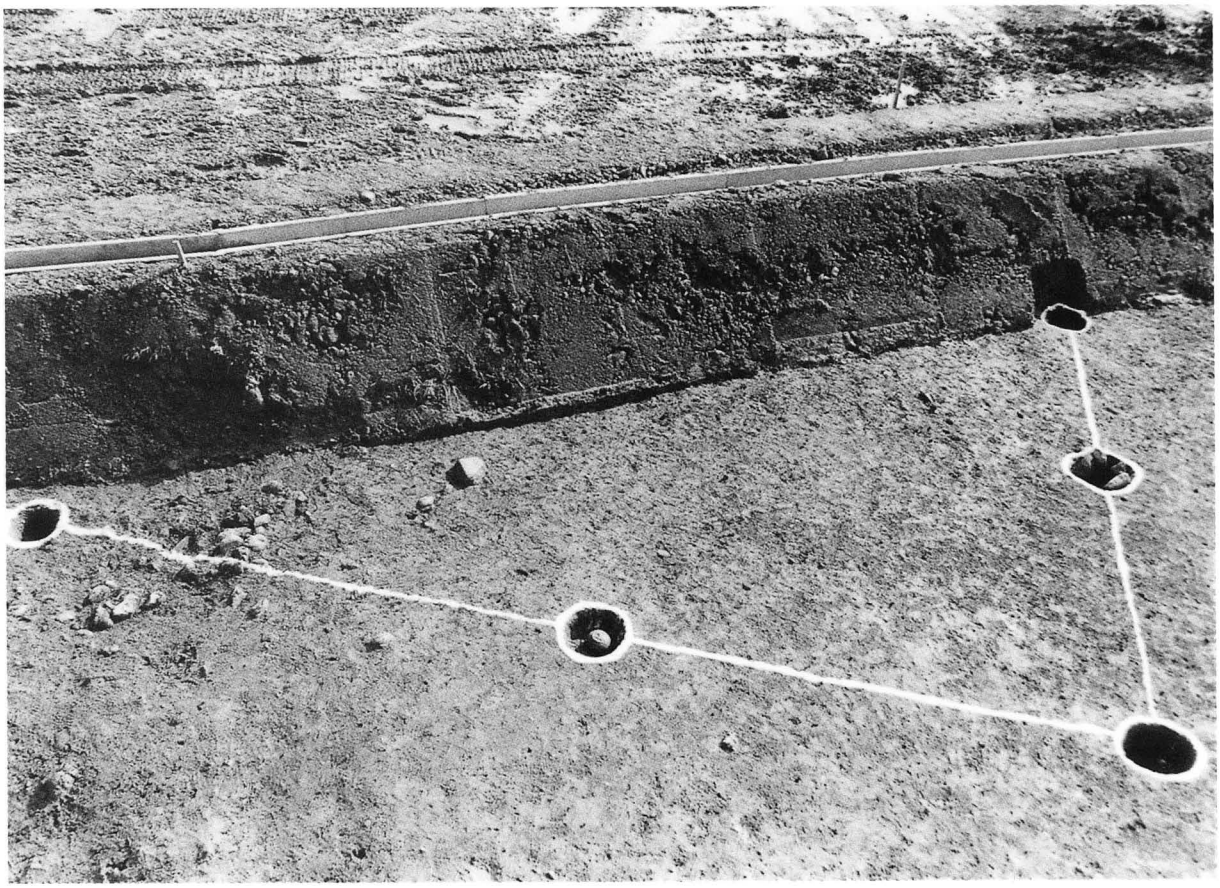

SB10

SB10 P2

SB10 P4

図版7

SB01

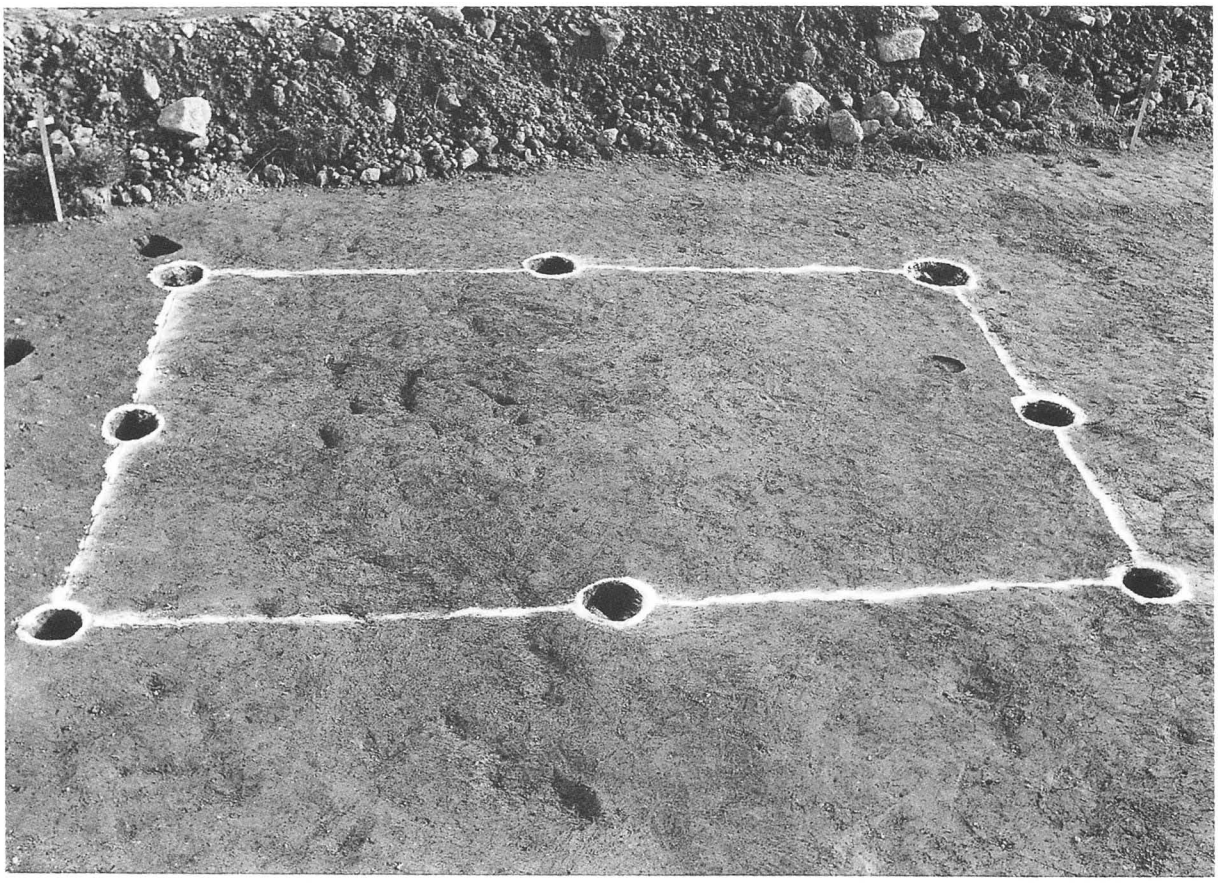

SB01